

水郷水都全国会議20年記念資料集

ふるさとづくり提言の時代

(1985年－2004年)



水郷水都全国会議

水郷水都全国会議20年記念資料集

ふるさとづくり提言の時代

(1985年－2004年)

はじめに

水郷水都全国会議共同代表

奥井登美子

大熊孝

保母武彦

第一回水郷水都会議の「親水権宣言」を読むと、水問題の主役は市民であり、水と共存する故郷を求める権利、まちづくりに参画する権利と明確に表現されている。この第一回の宣言の志の高さが、この会の個性を支え、会を重ねる中で遭遇するさまざまな困難を乗り越える「起動力」になったのではないかと思う。

水郷水都全国会議は、1984年の第一回世界湖沼会議の中で、住民の連帯と情報交換の必要性を感じて誕生した。この世界湖沼会議で、「行政」「研究者」「住民」が同じ土俵で話しあう可能性が示唆された。それまで、そしてその後の何年間は、行政と住民の深刻な対立が日本の各地で続いていた。

生活者としての市民。子育て中の母親。水を活かした町づくりをする商店街の人たち。魚を取って生活している漁民。こういう人たちが主役にならなければ「ふるさと」はよくなるという確信、水の時代をひらくのは市民しかないという自負が、水郷水都全国会議を支えてきた。

20周年。ささやかな歴史であるが、日本の水問題の市民運動の質が、対立から提言へと変化して来た過程がわかる。行政も1997年。河川法の改訂で、市民抜きで水問題の解決はありえないことが明記された。20年間の宣言文と記録は、真剣に生きた市民の貴重な証である。行政と対立してきた市民が、情報力、行動力とも、行政をリードするにいたる変化の時代だったことがよく分かる。もともと、この会では地方自治体職員、省庁職員、研究者が、一市民として活躍していた。一年に一回であるが、いわば市民らしい市民に会って、たくさんの元気をもらうことが出来た。故人になられた方、田尻宗昭さん、秋山紀子さん、柳川掘割り物語の広松伝さん、よこはまかわを考える会の森清和さん。この人たちの生き方。意欲と勇氣。この会のおかげで、素晴らしい人間に会う事が出来たと、感謝している。歴史の変化で、住民のふるさとづくりの意欲が問われる時代になった。これからの「水をめぐるふるさとづくり」に市民がどんな提言をするか、水郷水都全国会議が、質の高い市民提案の、情報交換の場になることを願ってやまない。

目次

はじめに		
目次		
第1章	20年記念シンポジウム	1
	第1部 記念講演	1
	第2部 パネルディスカッション	7
第2章	各地からの報告 (アンケート結果と提言)	23
	第1回 (1985年 島根県松江市)	26
	第2回 (1986年 茨城県土浦市)	30
	第3回 (1987年 静岡県富士市)	35
	第4回 (1988年 高知県中村市)	39
	第5回 (1989年 福岡県柳川市)	42
	第6回 (1990年 栃木県小山市)	46
	第7回 (1991年 大阪府高槻市)	50
	第8回 (1992年 新潟県新潟市)	56
	緊急 (1993年 三重県桑名市)	61
	第9回 (1993年 東京都八王子市)	66
	第10回 (1994年 北海道釧路市)	70
	第11回 (1995年 神奈川県横浜市)	74
	第12回 (1996年 徳島県徳島市)	78
	第13回 (1997年 鳥取県米子市)	81
	第14回 (1998年 宮城県気仙沼市)	84
	第15回 (1999年 沖縄県宮古島)	86
	第16回 (2000年 東京都墨田区)	89
	第17回 (2001年 和歌山県高野山町)	93
	第18回 (2002年 長野県大町市)	97
	第19回 (2003年 山形県鶴岡市)	101
	第20回 (2004年 静岡県浜松市)	105
第3章	資料	106
	1. 年表	106
	2. 第6回世界湖沼会議ワークショップの記録	107
	3. 全国実行委員会について	114
	4. 参考書籍、ウェブページ	117
	編集後記	120

1. 水郷水都20年記念シンポジウムの記録

2004年11月27日、第20回水郷水都全国会議浜松大会において、20年記念シンポジウムが開かれた。第1部は木原啓吉氏による記念講演「水郷水都全国会議20年の活動の意義」、第2部はパネルディスカッション「水郷水都全国会議20年の成果と課題」であった。

第1部 記念講演

「水郷水都全国会議20年の活動の意義」

木原啓吉（千葉大学名誉教授）



（はじめに）

年に1回水郷水都全国会議で皆さまとお会いするのは同窓会で会うようで私は楽しみにしております。

今日は20年の歩みを振り返り、将来の展望を振り返るということですが、私は1960年代から2000年代の現在まで、この間における環境問題が日本の社会にもたらした大きさは計り知れないほど大きなものがあると思います。水郷水都全国会議もまた、その大きな流れの中で展開されてきたと思うのです。

（住民が日本の環境政策の原点）

私は日本の環境政策の原点は住民だと思います。

日本の環境政策は、住民・自治体・国という形で展開されてきたと私は思っております。住民がまず身近な環境に異変を見つけて、立ち上がって身近な自治体に対策を迫る。それに対して自治体はいろいろ考えた上で条例を作ったり、行政要綱を作ったりして対応するわけです。そういうことが全国各地で展開された上で、国はようやく重い腰を持ち上げて法律を作って、全国的な対策に乗り出す。明治以来、まず国が法律を作り、その実施を地方の自治体に迫る、自治体は条例を作って

第1章 水郷水都20年記念シンポジウムの記録

その法律の範囲内でのことを行い、住民にその実施を迫るというふうに関国-自治体-住民とトップダウンでできました。それに対して日本に環境問題というのが起こって初めて、草の根の住民から自治体、国とボトムアップ、底から持ち上げていく形で日本の行政が展開し始めた。これは非常に大きな変化であると思います。

ですから私は、その原点である住民がどういう目で自分たちの環境を見つめているかということに注目してきました。住民がしっかりした環境の意識をもっているところでは環境は守られますが、住民があやふやな態度をとっているところでは、自治体も動かず、見る見るうちに環境は劣化していくと思います。

(公害問題から始まる)

最初は公害問題でした。水俣病、四日市ぜんそくなど、私は朝日新聞の記者をやっております、その現地にたびたび参りました。そして4大公害裁判なども報道しましたし、環境庁ができる前に開かれた公害国会で14の環境問題の法律が新しくできたり改正されたり厳しくなったりするのをずっと見てまいりました。当時は環境問題といえばイコール公害でありました。

(自然の破壊)

まず公害をなんとかしてでも解決しなければならないということで進んできたわけですが、その公害と取り組むことによって日本国民の住民の環境を見つめる目は急速に研ぎ澄まされてきました。そういう研ぎ澄まされた目で改めて身の回りをみてみると、自然の破壊がひどい、ということに気付いたわけです。例えば国立公園の尾瀬の自動車道路問題、北海道の大雪山の縦貫道路問題、妙高ハイランドウェイ、あるいは美ヶ原など日本各地で国立公園のような、特に大きな自然の破壊に対して人びとが危機感をもちました。そういう大きな自然の破壊に注目することによって、改めて身近な自然が破壊され、自然が乏しくなっているということに気付いてまいりました。自然観自体も、大きな自然から小さな自然へ、そしてまた中間の自然、最近では里山や都市を取り巻く緑の環境など、そういうものに対する関心が高まってきました。また一転して地球的規模の環境と、そういう自然観自体をとってみても大きな自然、小さな自然、中ぐらい、地球的規模とどんどん激動してきているわけです。

(歴史的、文化的環境)

そして第3の段階として、歴史的環境あるいは文化的環境の重要性に気付いてまいりました。住

第1章 水郷水都20年記念シンポジウムの記録

民は、公害が人間の肉体に対する破壊行為であるとすれば、地域の文化あるいは歴史的環境の破壊は人間の精神に対する破壊であるということに気付いたわけであります。公害などの横軸・空間軸に、歴史的環境など歴史をたどる縦軸・時間軸の視線を加えて、環境を時間軸と空間軸の双方からトータルに捉えるようになったわけであります。

水郷水都の20年もまさに同じように水環境に対する日本の住民の環境観あるいは価値観がぐんぐんふくらみ、豊かになり、鋭くなってきた20年ではなかったかと思っております。

(第1回世界湖沼環境会議)

さきほども言われましたが、この水郷水都全国会議というのは1984年の8月28日から31日まで滋賀県の大津市で開かれた第1回の世界湖沼環境会議を契機として生まれました。この第1回世界湖沼環境会議というのは非常に歴史的に重要な会議であります。

第一に、世界ではじめてリーダーシップをとって各国に働きかけるということをした滋賀県の自治体と県民の先見性が挙げられます。琵琶湖の水質汚染に危機感をもっていた滋賀県の住民と県当局が、世界の大きな湖を抱える国々に呼びかけ、どのように対応しているかを知ろうとして国際会議を計画しました。

第2に指摘すべきことは、この世界湖沼環境会議は環境対策に取り組む住民と自治体行政と研究者の3者が一堂に会して、対等の立場で、これが重要なんです、対等の立場で話し合ったと、そして対策を考えあうということであります。

それまではこの3者はばらばらでした。研究者の方では水質や水問題の学会で研究発表を行い、行政は行政だけで連絡会議を開いていました。住民はそれぞれの地域の水環境の対策で手一杯でありました。こういって、水俣病の対策にしる、湖沼の対策にしる、住民は行政の対策にいらだちを覚えているし、行政はまた住民に警戒感を持って、横の連絡が全くもたれなかったわけであります。そういう3者を一緒に集める、しかも日本だけではなく世界の住民、自治体行政、研究者の3者を集めるというわけですが、このような気宇壮大な国際会議というのは世界でも初めてでした。研究者については当時大阪市立大学の吉良竜夫先生が中心になりました。行政については環境庁の大气保全局長をなさった橋本道夫さんが呼びかけ人になりました。住民に対しては私が日本及び世界の住民運動の方がたに参加を呼びかけてほしいと頼られました。私は新聞記者をやり、そのあと大学へ行って住民運動の方々とは知り合いが多かったためでしょう、それで私はよく知っているイギリスのナショナルトラストとかアメリカのシエラクラブとかフランス、フィンランドなどいろんなところをまわりました。国内については宍道湖中海の保母さんや各地で運動をやっておられる方と連絡を取り合いました。そしてこの5日間の国際会議が開かれたわけであります。

(琵琶湖宣言)

5日間の討議の最終日に、琵琶湖宣言が採択されました。

この宣言はなかなか良くできています。

まず最初に、湖と人との共存関係は近年急速な人口増加や資源の不適当な利用によって崩壊し始め、世界の湖沼の多くは水質の悪化と水量の低下を始めとする自然環境、そしてここに文化歴史環境の変貌と破壊にさらされている、とここでははっきりと自然環境と文化歴史的環境ということを表明しています。

そして湖沼、湖はいわば文明の症状を映す鏡であると、我々は未来の人類のために、湖沼を健全な状態に保つ必要がある、とはっきり強調しております。ここでたびたび繰り返される湖沼ということばは、そのまま対象を広げて水環境とはいいかえてもいいと思っております。

続いてこの琵琶湖宣言は、全世界の住民と研究者と行政関係者に対してそれぞれ具体的な行動を呼びかけております。その中で住民については、住民は湖沼とその周辺の環境悪化の進行を防止するための対策の自立が緊急に必要であることを認識すること、と書かれています。

国際条約とか国際宣言というのは、センテンスが長くて文章をきるのが難しいので、ちょっと読むと意味がはっきりしないのですが、じっくり味わってみると非常に意味深いことを言っております。

まず住民は、水質の環境悪化の進行を防止するために、しっかり認識することが重要であり、そのために住民は、次のようなことをしなければならないと言っているのです。

1. 環境に対する価値観を高める。
2. より多くの住民が意思決定と監視に参加できるよう、情報の伝達に努める。
3. 個人及び地域社会による行動を進めるために、自発的な組織作りを進める。

(水郷水都全国会議の誕生)

こういことがありましたので、最終日にこの会議に参加された奥井さんや保母さんらいろんな方たちと、このまま解散するのはもったいないと話し合いまして、日本国内の水環境に取り組む住民運動の連絡組織を作ろうということになりました。

名前はみんなでいろいろと考えた結果、これは当時大阪で水環境に取り組んでおられた高田さんたちが出した「水郷水都」を採用しました。

翌年1985年5月に第1回の全国大会を宍道湖中海で開きました。このときの基調講演は田尻宗昭さんが住民及び自治体の立場から講演をなされました。四日市ではぜんそくが非常に深刻な公害でしたが、四日市港で企業排水による水汚染を克明に調査して、海上保安庁のお役人として徹底的にその原因を究明されたのであります。田尻さんはその後東京都の公害行政の責任者になっ

ておられます。

(開催地の運動を学び激励する柔らかな集まり)

水郷水都全国会議は、日本各地ですでにスタートしていた住民運動の横の連絡協力組織を作ろうということで、非常に大きな歴史的意義があったと思います。

企業にしろそれから行政にしろ、あるいはほかの住民運動にしろ、既成の運動体のように中央と地方とかあるいは本部と支部といったようなピラミッド型の固い組織形態をとらないで、その名が示すように「全国会議」という柔らかなソフトな集いをめざしております。大会運営も開催地の運動の特質を重視して、各地から参加する人びとは開催地の水環境を守る運動に学び、激励するという形をとってきました。この開催地の運動を尊敬し、その体験に学ぶということは非常に重要なことで、そのことはまたその地域の運動を激励することになるわけであります。

(対象と運動の仕方の多様さ)

その後、リストにあるように松江、土浦、富士市、中村市、柳川市、小山市、それから大阪の高槻市、新潟、八王子、鉦路、横浜、徳島、米子、気仙沼、宮古島、隅田川、高野山、大町市、鶴岡市そして今年の浜松市と、日本列島を南に行き、北に行き、各地で大会を開いてきたわけであります。ですから当然その取り組む対象も湖から始まって地下水とか河川とか、流域、海域、あるいは源流域、都会の水循環、さらに水辺の景観、歴史的環境というふうに拡大してまいりました。これは重要なことで、水環境についての関心が多面的になってきたと思うのです。これらを通じて、対象も広がると同時に、運動の仕方についても多面的多彩になってきました。ここにお集まりの方たちもそうですが、非常に個性豊かな方々だと思います。そういういろんな個性を発揮して、参加者たちのお互いに知り合うことによって私共は本当に魅力的な人々とめぐり合うという幸せを感じました。環境問題、あるいは水問題がなければめぐり合うことのなかったであろう人々と知り合うことができました。今日ここでお会いする皆さんを見ると、本当にすばらしい方々と知り合ったと私は幸せな思いなんですが、皆さん方もそうだと思います。

(水郷水都から生まれた思想)

そういう話の中からはたとえば親水権の思想とか、あるいは霞ヶ浦アオコ河童の提言、柳川堀割物語、木を植えて魚を増やす、森は海の恋人、雨水活用の水循環の思想、アメニティとセキュリティの統合、将来の日本人の美意識のためなどいろいろなことば、思想が輩出してきました。そしてこれらの言葉、思想が、多くの人々を力づけ、国民共有の価値観になり、それが自治体はもとより国の行

第1章 水郷水都20年記念シンポジウムの記録

為の変化ももたらしてきました。中海宍道湖淡水化問題にしろ、吉野川第十堰改築問題にしろ、日本史の上に残るような大きな行政の転換をせまってきたわけです。

(世界湖沼会議の展開)

きょうはこれからこの運動に参加された方がたのお話をうかがうわけですが、くり返して申し上げますが、この水郷水都全国会議が日本の社会あるいは世界にもたらした影響は非常に大きいと思います。世界湖沼会議の方は、第1回の琵琶湖の会議のあと3年おきに開かれています。2回目はミシガンで、3回目は中国、ハンガリーそしてイタリアでした。私はミシガンとイタリアの大会で日本の水郷水都全国会議がうまれたこととその後の経過を報告しました。世界の人々に水郷水都会議のことを報告することを私は、非常に誇りとし光栄に思っております。

こういう体験をもとに、これからのまた20年を、われわれそして若い世代の方々が担っていかれることを期待しています。



浜松大会(2004年)懇親会風景

第2部 パネルディスカッション

「水郷水都全国会議 20年の成果と課題」

- 司会： 奥井登美子(共同代表)
出席者： 大熊孝（共同代表）
竹下幹夫（第1回開催地、宍道湖）
前田恭伸（第20回開催地、浜松）
田中秀子（次回開催予定地、筑後川）



(2004年11月27日、静岡文化芸術大学)

奥井

霞ヶ浦から参りました奥井と申します。

最初の松江の会議で私は、水問題というのは市民が考えなければいけない、我々市民は行政を超えられるかどうかということを考えました。20年を経て今、情報の面でも技術の面でも全ての面で市民の知恵を出し合って行政を超えた20年だったのではないかと思います。現在では国土交通省も自治体もNPO、NGOをうまく使いこなし、おだてあげて水問題を託そうという機運が非常に強いわけですけど、そこまで至るまでに、かなり苦難の道がありました。

今日は、市民が行政を超える20年間にどういことがあって、それでは私たちはこれから何をしなければいけないのかということをここで議論していきたいと思います。大熊先生に最初のお話

第1章 水郷水都20年記念シンポジウムの記録

をしていただきますが、新潟は7月の水害と今度の地震に遭われています。まず、2度の災害のようすを少しお知らせください。

大熊

(中越地震被災の経験)

災害のこと(2004年7月13日新潟水害、10月23日中越地震災害)で振られました。まず地震について、震源のすぐ近くの小出というところで川についての集会に出席するために、相楽さんと一緒に行っていました。夜7時から会合が始まるということで6時に地域の人と落ち合う直前で近くの温泉に入って一風呂浴びて出てきたところで、地震に会いました。ものすごいゆれで、震度6はあったらろうと私は思っていますが、大変な目にあいました。すぐに近くの大きな駐車場に避難しました。その晩は山小屋に泊まる予定で翌日の食事としておにぎりとかップの味噌汁と、コップも持っていました。おなかがいすいているとものごとの判断がうまくいかないだろうということで、電気は全部消えていたんですけれども水道はまだ出ていましたので、自動車のライトの明かりで、火をおこし、みそ汁とおにぎりを食べました。おなかがいっぱいになってさてどうしようかというときに、その駐車場が避難場所になるということで消防団などが来始めたので、我々はこのこにいもしょうがないので、新潟に帰ろうと考えました。ちょっと行って見て身動きが取れないことがわかりました。地震が起きた直後ですから何の情報もない中でしたが、相楽さんの車にちょうどテレビがありまして、テレビだけは見るのができたんですね。地震直後でしたがテレビに震度分布がすぐに出了ました。これを見るとどうやら会津のほうに向かえば何とか帰れるんじゃないかなということ、会津のほうに向かって252という国道を通過して帰りました。

6時ちょっと前に地震が起こって我々が新潟についたのが1時過ぎでした。途中252の道路も落石があったり、土砂が落ちている所を乗り越えて帰ってきたんですが、そのあとすぐにやはり危険だということで通行止めになっていました。

私は車の中のテレビは無駄じゃないかと思っていたんですけれども、今回だけは本当にすばらしいものだと感じました。自動車の中に避難された方が今回たいへん多かったということですが、自動車の効用を考えなければいけないのかなと思います。

これは地震だけでなく水害もそうなんですけれども、災害というのは、我々が普段暮らしている文明の世界から急に原始の世界にぼんと放り込まれ、そこでどう判断するかということが非常に重要なんだろうと思います。そこで命を落とすか落とさないかという瀬戸際が幾つかあると思うんです。例えば今回は車のテレビだったということにもなるんですけれども、得られる情報から何をどう判断していくのかということが大変重要なのかなというふうに思っております。

(雪国仕様の構造)

新潟地震の場合大変よかったのは、家が雪国仕様で作られているということです。江戸時代からあるような古い家はやはり骨格がしっかりしているんですね。部分的には壁が落ちたりして壊れますけれども、ぐしゃっと崩れません。一方今作られている新しい家は雪下ろしをしても大丈夫なように全部高床式になっており、一階がコンクリートでかちっと作られています。これは固定資産税が2階建て分でもいいって言うことで実際は3階建ての建物になるんですけれども、20年前ぐらいにそういう制度ができて、市町村が若干補助をしています。高床式ですが、これは水害用じゃないんですね。これであまり家が壊れなかったのです。阪神淡路の場合は家がたくさん壊れましたよね。今回も全壊家屋は全部で2000件を越えておりますけれども、住めないということで全壊になっているので、骨格まで全部グッシャと崩れている家はそう多くないとは見ております。そういうことで死者が大変少なかったのではないのでしょうか。

(信濃川の復活)

もう一点、良かったということがあります。信濃川がよみがえっているんですね。

信濃川の中流で長野県から新潟県に入るところで急流になっておりまして、ここに東京電力とJR東日本の発電所があるんです。とくにJR東日本の発電所が、JR東日本が使っている電力の約25%をまかなっています。そのために信濃川の水をほぼ全部取ってしまい、信濃川の30キロメートル区間ぐらいがまったく水がないという状況があるんです。十日町市を中心として数年前から水を返してくださいという運動をずっとやっております。このJRの発電所が調整池と途中のトンネルが壊れて今発電をおこなっておりません。この発電がなくても東京の電車はちゃんと動いているということが、重要なんですけども、東京の人はまず信濃川の電気で東京の電車が動いていることを知りませんし、今度の地震でそういうことが起こったということも知らないというところに、新潟に住んでいる我々は歯がゆさを感じるわけです。今の様子ですとたぶん1年から2年発電できないんじゃないかといわれております。このままついでだから全部信濃川に水を返してほしいというのが私の実感です。

(明治以来の河川改修思想が今回テストを受けた)

水害のほうに移ります。結局、基本的に明治以降の河川改修の思想でやって来て今回ああいふ事態が起こったということです。急激な破堤が起り逃げるひまもなく、死者を12名出しました。家も、地震、あるいは空襲にあつたように破壊されているんですね。わたしはもうずいぶん水害調査をやってきましたけれども、こういう破壊のされ方は今まで見たことがありません。結局、明治以来

第1章 水郷水都20年記念シンポジウムの記録

の河川改修思想が今回テストを受けたわけですが、採点すると、私は零点だったと考えます。要は、堤防を高くしてきたために、破堤する時に破壊力が大きくなって家を木々端微塵に壊し、死者を出してしまったということです。もっと堤防が低くて、あちらこちらであふれてくれて、それで流域全体に軽い被害の状態で分散するということもあり得ると思うんですね。今回の雨の降り方というのは500年だとか4000年に一度の雨だとかいろんなことが言われておりますけれども、何百年に一度という確率の雨は全部防げと言われても防げません。だからそういう意味では被害を分散させる必要があるということだろうと思います。低くても堤防を強化したところで、あふれたところはたくさんあるんですが、破堤したところはあまりありませんでした。あふれたところはあったんですけども、そこではあんまり被害が少ない。ということでオーバーフローさせてもいいけれども、破堤させない堤防にしていこうということが重要なんじゃないのかなと考えます。

(ダムによる水害防止の限界)

ダムも各地にありました。五十嵐川というところでは上流に2つも大きなダムがあります。それで地域の人々はすっかり安心してたんですね。結局安心させたところにも問題があるんですけども、ダムは治水計画全体の補助的役割しかもっておりません。ですから今回のような大雨が降った場合に、ダムの今現在持っている機能は果たしているのですが、結果として水害を防ぎきれなかったという結果になっているんですね。

五十嵐川では、流れた全洪水量のうち上流のダムでためられた量はせいぜい、20%以下、刈谷川では4%以下ということですので、こういう豪雨に対しては、ダムはさきやかな機能は果たしてすこしは役に立ったけれども、水害を防ぎきることはできなかったということだと思います。それともう一点、できてまもないダムなんですけども、もう堆砂がどんどん進んでいます。遅かれ早かれ土砂で満杯になってしまいます。そうすると、そのあと機能は全くなくなってしまうわけで、やはり長期的に見た場合には、治水というものをダムに依存すべきではないと私は考えております。

(在宅避難の再評価)

もう一点、避難の問題です。みんな無理やり避難させるというのは問題があると私は思います。在宅避難、自宅避難ということを最近我々の間で議論しています。地震の場合はちょっと違うんですけども、水害の場合は家が壊されないかぎり2階に逃げたいほうがいいんです。ただ今の人たちは安心しきっていて何の準備もしていませんので、2階に逃げても食料も何も確保していないから、結局助けに来てもらわなければならないということになります。もともと在宅避難という考え方で2階に水道を引き、トイレを作って食料も準備しておけば、一晩や二晩は2階で過ごしたほうが

第1章 水郷水都20年記念シンポジウムの記録

かえっていいはずです。今回、実は避難所に行こうとしていて亡くなっている方が3人ぐらいいるんですね。ということでむりやり避難させることが必要なのでしょうか。特に今回皆さん避難して帰ってくると床上20~30cmも泥が溜まっているんですね。この泥を処理するのが大変なんです。ボランティアの人などみんなで手伝って処理しているわけです。実は昭和53年にも新潟で大きな水害がありました。その時は、男手は避難せずに家の中にちゃんと残っているんです。そこで水の引き際にほうきでかきまぜるんです。そうすると泥もゴミもいっしょに流してしまえるんですね。あとが楽なんですよ。今回もおばあさんがいる家などそういうことをやっている家が何軒かありましたが、ほとんどの人は家に帰ってみてたら泥がこんなにあったという状況です。

まあ、避難するということの知恵をもう一度確認する必要があるんじゃないのかなと感じました。

奥井

20回の会の中には明確なテーマがあった会が幾つかありました。宍道湖中海の場合は農林水産省の淡水化事業に対する反対という明確な目的がありました。その時に何も無い中で始められた竹下幹夫さんに来ていただいています。



竹下

松江から来ました竹下と申します。

(第1回大会と中海干拓、淡水化事業)

第1回の水郷水都会議をしたのは、木原先生がさきほどおっしゃられました昭和60年なんですけれども、1985年の時点で中海の干拓事業淡水化事業というのはほぼ90%が完了していました。とくに淡水化事業については水門も締め切り堤防もすべて出来上がっていて、あとは水門操作をすればいつでも淡水化ができる状態になっていた状況です。干拓工事の方は一番大きな本庄工区以外の約1000haの工事は終了しており、公共事業としてはほぼ完成に近い中で、これ以上淡水化や干拓はしてはいけないと運動していたわけです。

これはさきほど大熊先生がちらっと言われたんですが、田舎で大きな課題があっても、東京ではほとんどそんなことは知らないよというのが非常に多いわけですが、我々もいろいろやってみて、そういうことを日常的に感じていました。そこで水郷水都会議につながるものをやれば、宍道湖の問題を日本に発信することができるんじゃないかということから取組みをさせていただいたといこ

とです。

(第13回米子大会と本庄工区干拓計画)

とにかく何も無いところから、いろんな人の伝手を頼って案内状を出して、全国的に呼びかけをしました。第1回の会議の盛り上がりもひとつのきっかけとなって、1988年にとりあえず淡水化については当分の間、中止という決定を勝ち取ることができたと思っております。しかしそれで、88年で終わったということではありませんでした。第13回大会米子大会をなぜしなければならなかったかという、島根県知事が、さきほどの話にでた本庄工区をもういっぺん干拓したいと言い出しまして、農林水産省もやろうと言いつたために、もう一度、水郷水都を開こうと第13回の大会を米子で開催しました。メンバー的にはほぼ同じメンバーでした。この干拓事業についても、2000年に本所工区の干拓事業も終わったと、2002年にはすべての事業が中止ということになっています。我々としては水郷水都会議などの会合などもいろいろと使わせていただいて、とにかく公共事業をストップさせたということだけは事実として積み上げてきたんだな、と思っております。ただまだまだ課題がたくさん残っておるわけで、そういった課題をこれからどのように解決していくのかということで現在作業をしております。

(恒常的な調査研究組織の設立)

88年に淡水化が延期になった時点で、きちんとした組織を作っておかなければならないということで財団法人宍道湖中海汽水湖研究所というのも作りました。そこを中心に調査研究活動しながら、具体的な政策提言をしていこうということで、ずっと取組みをしております。現在は宍道湖と中海についてラムサール条約の登録湿地にする運動をやっております。中海については既に11月1日に国の特別保護区ということになりましたし、宍道湖についても来年の3月までにはできるといふことになって、さきほど木原先生が言われた国際条約の中に宍道湖中海も何とか飛び込むことができたのかと、湖沼会議の中から生まれた一つの運動の到達点が徐々にみえてきたのかという気がしております。

(手作りの活動)

こういった形で運動をするには実際にお金が一番いるんで、静岡も大変だったと思いますが、私ども第1回の大会をするにあたってとにかくなにもないわけですから、金集めから初めて、やったわけです。私共の運動というのは淡水化反対、干拓反対という農林水産省なり島根県を相手をしている運動ですので、そういったところからはびた一文お金がでるわけではなく、手作りやっていくと

第1章 水郷水都20年記念シンポジウムの記録

いう中で多くの皆さんにボランティアで参加していただきました。これが、おそらく今の水郷水都会議で多くの助言者の方も含めて、ボランティアな形で参加していただいているというきっかけもひとつ作ったのかなというようなことも思っておるところです。

奥井

前田さん、今年の浜松大会はいかがでしょう。

前田

(情報を伝えることの大切さ)

さきほど木原恵吉先生から85年の世界湖沼会議の話があったんですけど、あれは私にとっても今の生き方を決定する意味があった会議でした。私自身は当時は大学院の学生でした。筑波大学の環境科学研究科において、橋本道夫先生の話聞いて参加しました。

会場で一人変なお兄さんがいることに気がつきました。背中にデイパックの上にピカピカ光る地球儀の載せているんです。五大湖のほりにある研究所からこられたバランタインという研究員だったんですが、最後の日に、その方が発表された内容は、環境の問題をつき詰めていくといろいろ複雑な問題がでてくる、それをわかりやすく表現しているいろんな人に伝えていくのが研究者として重要じゃないか。わかりやすく伝えることでいろいろな住民の参加につながっていく。ピカピカひかる地球儀は地球が苦しんでいるのを表していたのです。環境を守っていく中で情報が重要であるという考え方をそこで学びました。今私が工学部のシステム工学科というところで環境リスクという話をやっているのはそういう流れがあったわけです。

(住民と行政と専門家の対話)

化学物質を問題をどうやって管理していくか、特に地域的なレベルでどう管理していくかという話をやるんですが、専門家がでしゃばっても結局管理はできない、行政だけでもできないというふうにも、今我々は学会の中で議論しています。ではどうやるかという、結局、いろんな主体の人がコミュニケーションを通じて相互に話し、情報を共有しながら管理をしていく。さらに議論を進めて環境保全において住民と行政と専門家の対話をどのように入れていくかということは今考えています。そういうことをやっている縁で私が事務局長に引っ張り出されたんだと思うんです。

(やらまいか精神)

じゃあ浜松が抱えている問題は何か。たぶん端的なのは天竜川の話と日本で残念ながら水質が悪くなったという佐鳴湖の話があります。それに対して住民がどんなふう活動しているかという



と、実は浜松以外の方はごぞんじかどうかわからないのですが、この遠州地域には「やらまいか精神」という精神風土があるといわれています。「やらまいか」というのは、「とにかくやってみよう」ということですが、裏返しにしますと、あんまり後先考えてないということがあります。佐鳴湖に関しては、やらまいか精神で生まれた団体というのがおそらく10ぐらいあると思うんですね、あの小さな湖を守る

ために。一方天竜川に関してはいいいくつあるんだろう。少なくとも国交省の浜松河川事務所ではよくわかんないと言っていましたけれども、そういうふうにはばらつきがあります。その中でいろいろな団体の連携をしてこういふ会を作っていくのはなかなかむずかしいという側面があるんです。やってみて思ったのはいろんな文化の違い、浜松あるいは遠州という小さな世界の中でもいろいろ文化の違いがあります。こうやって全国会議を開くといろんな刺激があつて言いという人と、よそものがひっかきまわしたら困ると言う人がいて、その辺のせめぎあいをどう調整するのかという話があります。もともとこの水郷水都全国会議を知っている人というのは浜松にはそんなにいなくて少数派だったんですね。そうすると、従来市内で核になっている団体から見ると、なんじゃこいつらは、というふうな印象があつたようでありまして、そのへんの説明をするのがなかなかむずかしかったなあというのがあります。

(企業は判断が早い)

逆に文化の違いで我々反省させられたのは、住民も行政もあるいは学者も企業に比べて判断が非常に遅いなあということを感じました。今回を実行する上でいくつかの企業のご協力をいただいたりしたんですが、判断から行動に移すのが非常に早くて我々事務局のほうが行動が追いつかなくて、ごめんなさい、待ってくれといろいろ段取りをしていったということがあつたりします。

(天竜川をめぐるスタンスの違い)

もう一つの側面は、特に天竜川についてどういうふうなスタンスで扱うかということです。明確な

第1章 水郷水都20年記念シンポジウムの記録

目的を持って何らかのプロジェクトに反対していかなくてはならないといった地域もあったかと思いますが。天竜川では佐久間ダムができておそらく来年でちょうど50年になるんだと思いますね。ここ50年ずっと天竜川下流の我々住民は佐久間ダムの恩恵を受けてきたわけで、そういう地域の中では、長野県のように簡単に脱ダムというようなことを言うても仕方がない。そこで、いま現状でダムがあることを前提にしてそこから先にどう進むかという議論をやってみなければいけないだろうと考えたわけで、とくにその考え方の中心になってくださったのは、天竜川漁業協同組合でした。もちろん彼らは魚が獲れなければいけないのですが、単純に今ダムをつぶせばいいのか。あるいはダムに溜まった砂を下流に流すということをやっておりますけれども、それがほんとうにいいのかどうか、あちらを立てればこちらが立たずという状態がいろいろとあって、そういう中でどういう道を取るべきかどうかと漁協も悩んでいるし、あるいは国交省も悩んでいるし、佐久間ダムの持ち主である電源開発も悩んでいる。その中でどうやるのかというところで、答は見えないけれどもなにか議論をして前に進もうというのが、水郷水都浜松のとくに天竜川に関しての実態なのかと感じています。

奥井

来年の予定地、九州からいらしている田中秀子さんに来年の予定とか、この会がどうにやったらいいかということをお聞きしたいと思います。

田中

(第5回柳川大会と広松伝氏)

本当はここに広松伝さんがすわってみなさんにお話するはずだったと思うのですが。

柳川市では堀割を観光資源のためにきれいにしてしようとしたんですね。でも毎年、毎年汚れていく。で広松さんはどうされたかという、まず柳川の水循環とか自然風土を調べて、その成り立ちや歴史風土をみんなに語り合ってたんですね。そうしたらみんなの心の中に50代、60代のほんとうに堀がきれいだった頃の思い出がよみがえってきたんです。100回に及ぶ住民懇談会で、住民は柳川の堀をずっと手を入れてきれいにしていくのはわずらわしいけれど、ほんとは楽しくてすばらしいことなんだということを思い出しました。広松さんはそうやって住民の合意を得て、柳川の堀割を再生されたんですね。

第5回に柳川で水郷水都をやりました。それまではいままでずっと言われたようにやはり、対立とか勝利とかそういう言葉があったんですけど、森清和さんもそうなんですけれども、広松さんは、ごたごたがあってもいい、不安があってもいい、なんでもあってもいい、それを全部含めてやって

第1章 水郷水都20年記念シンポジウムの記録

いこう、知恵はたくさん出し合ったほうがいいよという方だったんですね。私は、その二人にごたごたがあってもいい、人生不安があってもいい、全部それを含めて楽しめばいいよっていうのを教えてもらったような気がします。

そういうことで柳川で第5回の水郷水都をやったときは本当にびっくりするほど人が来てくれました。ちょうどそのころ上映された柳川堀割物語という映画は、みんなが貧しいときにはたくさん的小川があった、というナレーションから始まるんです。そういう心が水郷水都という中に生まれていったのではないのでしょうか。

いろんなことがあっていい、ダム反対があってもいい、全部含めて私たちが一番豊だったころを思い出してやっていこうというのが、柳川がきっかけで全国にすごいたくさんグループが生まれました。それは広松さんとか森さんとか、ほんとうにあったかい、すべてを包んでくれる人たちがいたって言うことが大きかったんですね。

(みんなで知恵を出し合う)

来年水郷水都を九州で受けたと思っていますんですが、16年ぶりになります。さきほど宍道湖90%終わったということでしたが、九州の諫早干拓事業は今94%終わってるんですね。それを差し止め訴訟で勝ちまして、今止まっているのです。止まったけれども有明の海はちっとも健康にならない。みんなで知恵を出し合わないで止めるだけではきれいにならないんですね。先ほど前田さんも言われましたけれども、正解がわからないんです。今から先は、対立とかそういうことではなくて、みんなで知恵をだしあってやっていかないと、環境そのものがどうなるんだろうかと思うんですね。そういうことを九州に来て学んでほしい。また佐賀平野というのは有明海は日本一の干満差、6メートルのところをかかえているから、どんなにダムに頼った治水をやってもだめなんです。それであふれる治水をやっています。残しといって、堤防の低いところをつくってあふれさせることによって壊滅的な水害をなくす治水をやっています。実は城原川委員会というのがこの間終りまして一年間の成果としてダムによる治水を薦めたんです。それを先週の22日に県知事はダムは最後の手段だからダムに頼らない治水を考えたいと言われたんです。委員会はダムが有効だということでしたのに、すごいうれしかったですね。それはどうしてですか、という記者の質問に、淀川の流域委員会で、ダムに頼る治水というのは最後の手段だということを讀んだとおっしゃいました。それと新潟福井の大水害、決してダムが治水の大道ではないということがわかったんですね。

私は以前は名刺2枚を持っていましたが、いまは1枚です。というのは平成9年に河川法が変わって、今のわたしの仕事は河川環境を良くすることなんです。法律で河川環境を良くしなさいって書いてあるんです。それで名刺は1枚持って歩いているんですけど、だからぜひ来年はそういう九州の、太古からの有明海と佐賀平野、それからずっと上流に行って日田の水質浄化とか、諫早干拓、川辺川の事業、いろんなところにみなさんをまず見ていただきたい、そしてみんなで知恵を出していただきたいということでご案内したいと思います。



奥井

河川法の改正は大きなうねりだと思います。法律的にも住民が声を上げていかねばいけない時代になってきたわけですね。フロアの皆さん、発言していただきたいんですが。

田原

(反対だけでなく対案がほしい)

和歌山県の田原と申します。昭和40年代から水質関係をやっております。最近環境のほうも入りましたがその当時は河川法にも管理だけでした。

この会ではここが悪いんだ、あそこが悪いんだというような方針だけで、あまり代案が出てないようですね。高野山ではダムがなくなりましたが、それまでは僕の友人たちは何百億という予算をつぎ込んで、ダムをするつもりでおったんです。私たち河口におるものですから、何十万という人が水害に遭うと思うんですけども、代案としてそこらまで考えていただきたいと思います。

大熊

さっき一言忘れておりました。今回新潟の水害にしても地震にしても全国からたくさん義捐金をいただきました。たいへんありがとうございました。地震のほうは150億円という金額になっ

ているかと思えます。大変ありがたいと思っております。

(治水行政の制度の問題)

正直申し上げて代案はもうすでにあると思っております。それを実現させないのは、今の日本の治水行政の制度にあるんじゃないか。要するに補助金でものごとが動いている、そういう中で技術的にはもういろんな方法が提案されているのに、国土交通省が最終的にそれに乗ってくれないということです。今も城原川の話がありました、すでに江戸時代から下流にすばらしい治水体系があるんですよね。水害に遭わないようになっているんです。それなのに、ダムが必要だと言って、強引にダムを作ろうとしてきている。といったようなことで、日本の治水計画というものは、たとえば利根川にしても信濃川にしても吉野川にしても、あと百年経っても二百年経っても解決しない治水計画を抱えているんです。逆に今もう国土交通省が代案を出すべきだ、とそういう時代だと思っております。

田原

私も昔は管理者として40年半ばまでは管理者としておったんですけども、技術的なことでは土木学会を通じていろいろと提案もしたんですが、予算の関係もあるようでなかなかむつかしいようでした。そこらのところを、みなさんの力の結集でけんかしないで、じょうずにやっていきたいと思えます。



佐藤

(公共事業チェック議員の会の活動)

隠れてきてたんですけども、私は公共事業チェック議員の会に参加しています。これは超党派でありまして、百人ぐらいの議員で、全国の公共事業の、無駄遣いをどちらかというと対立型で我々国会議員でやれることはないだろうかと反対運動と一緒にやっています。政府や国会に対する市民からの情報は、国土交通省や農林水産省にくらべると圧倒的に少ないわけですね。そこで、円卓会議という名前で、地元の住民の方々と国土交通省や農林水産省、場合によっては地方の県の方を東京にお呼びして、我々が間に入っているいろいろと議論をしてきたんです。

行政のあまりにも大きな権限に対抗して情報などを少しでもはきださせるような市民の側からの

第1章 水郷水都20年記念シンポジウムの記録

運動はこれからも続けるのですが、今お話があったように対立ではなにも解決しないという反省もあって、対立を超えた何かがないかと思ってきょうはこっそりとおつかいしました。

私共は今、川辺川にしても諫早干拓事業にしても、吉野川第十堰にしても、苫田ダム、徳山ダム、そうした事例を見るにつけ、けんかをしております。私佐藤謙一郎というんですけども、国土交通省ではもっともきらわれている政治家だと思います。きょうは大熊先生の追っかけで来たんですけども、ハツ場ダムの問題ですけども、そうした問題を新しい視点で解決していきたいと思っております。どうか皆さん方でこうした情報を国会に届けたいということがあれば、ぜひとも申し越しいただければ野党が大半なのですが、そうした百人の議員の元に届けることができます。

(法律、制度の不備の解消)

もうひとつ我々国会議員は立法府として、いろんな対立のもとにある法律の不備を解消していきたいと思えます。どんなに根拠よりどころを見つけようとしても、法律が今のままではどうにもならないという点があります。またたとえば河川法の改正では環境の保全と住民参加ということが得られましたけれども、それでは国土交通省がやられているパブリックインボルブメントみたいなものが、本当に市民の主張を取り入れるような制度なのか、それともアリバイ工作のようなものなのかどうか重要なことです。淀川流域委員会のように市民代表が入るところもありますけれども、残念ながら市民はそこから排除されることが多くあります。河川法の趣旨に反するじゃないかと言いますと、公聴会とかいろいろと住民の説明会というものを用意するから、流域委員会にそうした市民を入れなくても河川法の趣旨には反しないのだという答しか返ってこない。これは非常に残念なことです。できたら、大熊先生が言われているように、計画だけでなく、河川整備基本指針、河川整備の指針作りまで市民の皆さん方の声が生かされるような、その根拠となる法律や制度を作っていければと考えてきょうはやって参りました。みなさん方の20年の成果をきょうは敬意を持って拝聴させていただいております。

今村(桶ヶ谷沼を考える会)

(外来生物規制からブラックバスがはずされる)

きのうのヤフーニュースで、ブラックバスは網の外、外来種被害の法対策は骨抜きかという読売新聞の記事が報道されていました。6月に特定外来生物被害防止法が施行されました。来年の1月までに種の指定をすることになっています。その議論の中でこの法律ができる一番の元になったブラックバスを対象からははずすというニュースなんです。こんなことが現実にありますということを経験として皆さんの耳に入れたいとさせていただいて、見極めていただきたいと思えます。

来年の 4 月 29 日、30 日に隣の磐田市の桶ヶ谷沼で第 16 回全国トンボ市民サミットを開催させていただきます。ぜひおこし頂ければ幸いです。

植田(霞ヶ浦市民協会)

(現状を踏まえて知恵を絞ることが大切)

ひとつ要望を話させてもらいます。今現況のある関係を踏まえながら、次のものに向かっていく、つまりその地域、地域の現状の環境を条件踏まえながら次のものにどうやって知恵を絞るかということが重要だと思います。たとえば、大井川の場合、今回始めて上流から通して見たのですが、ダムや発電所などの人間が利用する部分と砂防などの治水に関する部分が別々で、いっしょに解決しようとしていません。それが水害の大きな被害につながったのではないのでしょうか。地域に根付いた経験、知恵は、科学と同時に大事なだろうと思うんです。水郷水都では、そういうことをみんなに伝え合え、そういう情報も踏まえた形で、今後の方向を話し合っていたきたい、ぼくはまたそういう具合で動きたいと思っています。

金山(佐倉)

(水質保全計画は効果があるのか)

湖沼法で、全国に 10 の湖沼が指定されていますが、これに基づく水質保全計画は、霞ヶ浦も、手賀沼も、印旛沼も、10 年一日変わらないような計画書で文章はほとんどみな同じで進歩がありません。ここの 6 月に総務省が政策評価を行い、一つも水質は改善されないじゃないかと指摘しました。印旛沼に関しては、千葉県は平成 12 年 11 月に公共事業の見直しで印旛沼総合開発事業を中止しました。印旛沼では県は国土交通省その他とともに住民を含めた水質改善化会議を作っており、ここで私共の意見は十分いえます。水質保全計画は国が住民に説明するだけにやっているだけだと理解しております。この辺を宍道湖の竹下さんほどのお考えになっているのでしょうか。また佐藤先生には、もう一度政策的に水質保全計画の実態を調べて検討していただきたいと思います。

竹下

(具体的なデータに基づく批判が必要)

指定湖沼の水質保全計画の実効性の話ですが、総務省が報告書を出されたとおり、何ら改善もみられないところが多い。その中に宍道湖なり中海も入っているわけですね。私どもは従来のよう

な形の水質保全計画ではだめであろうと指摘しております。

中海なり宍道湖については、干拓工事によって堤防が作られ、大幅に湖沼の地形が変わってしまっている。それについて汽水湖研究所で3年間の研究によって、堤防を開削したらどうなるのかシミュレーションを行い、開削をすればこういう形に具体的に変わりますよというところまで案を作っております。それをもとに島根県あるいは農林水産省にも、堤防開削はCODとか窒素とカリウム濃度の低減だけでなく湖の底の貧酸素水を改善する方法として非常に有効であるということ、具体的なデータに基づいて要求しています。そういう形にならないかぎり、いくら話をしてもできないだろうと思います。そのへんをぜひ多くの場所でやってもらわないと、ただ単にあれはおかしいこれはおかしいといっているだけではおそらくなら変わらないだろうと思います。

(パブリックコメントに迅速に対応すべき)

外来生物の中からブラックバスをはずすとかはずさないとか言う話があったわけですが、おそらくこれはさきほど浜松の方も言われたんですが、要するに我々住民の判断がおそいという表れなんです。企業おそらくつり組合が中心となって、ブラックバスをはずすというパブリックコメントを大量に出しているわけです。ところがそれに困っている側は案外、パブコメなんか出してもつまらんよということが出さないわけです。そういうスピードの差が現実に行政に対する訴える力として弱いのではないかと。我々も企業から学ばなければいけないし、そういったことを利用しながら、現にある制度を使いながらやっていかないとおそらくなにもならないのかなという気がします。佐藤

(市民が情報入手する手段を持っていないことが問題)

ブラックバスについては、市民の決断が遅いというのではなくて、情報に対するアクセスの手段をもっていないことが問題だと思います。国会が受ける情報に色がついていたら、99%は官僚と企業の発信する情報に満ち満ちているというのがわかるでしょう。しかし色がついていないから、市民の皆さん方の情報も、企業や官僚からの情報と同じように国会にちゃんと伝わってらるだろうと思ってしまうんですね。まず我々がこの錯覚を取り去らなかつたら大変なことになる。アメリカが銃規制ができないのと全く同じように、いま釣りの業界からプレッシャーがかかっています。経済産業省がそれを支援し、あっという間に環境省を押しつぶしてしまうような、そういう構図が崩れない限り、本当の政治はできないと思います。

それは市民の決断の速さではなく、市民に情報が届かない、市民の情報が政府に届かないという問題です。オーフス条約の住民参加、情報公開、司法権のアクセスの問題、そういったことに我々が一歩進んでいかなければいけないと思います。

(水質保全計画の問題)

さきほどの水質保全計画の問題について、私も野党第一党の環境政策の責任者をやっておりますので、いちどしかりとお受けしたいと思います。

たいへんうれしかったのは、ついこの間、水俣訴訟、関西訴訟で、水質2法による国と県の責任が明確にされました。政治決着という国と県の責任を全くわきにおいた解決が司法の手によって覆されたわけです。我々はいちど真摯に水質の問題を考えなければいけないと思います。

(市民、漁業者の日常情報を法律につなげる)

さきほどの竹下さんのお話じゃないですが、どこから情報を得るかという、漁業者が持っている情報というのは圧倒的に日常的なんですね。漁業者や市民の皆さん方が日々見て感じているその情報をしっかりと法律の魂の中に吹き込んでいかなければなりません。私たちは皆さん方の日々の営みからにじみ出てきた情報が法律につながっていくようなしくみをなんとかしてでも作っていきたくて考えております。いずれにしてもこの問題は、私共受け止めさせていただいて超党派で今勉強会もやっておりますので、そういう中で少しでもいい方向に持って行っていければと考えております。

紀ノ川

(魚道管理の問題)

紀ノ川では、堰やダムに魚道ができたんですが魚道を管理しているのが漁業組合なんです。一方で地域にはアユの養殖場がたくさんあります。自然のアユが取れすぎると養殖のアユが売れなくなるということで、魚道に水を流さないんです。県に話をしてもあれは漁獲量調整だと言われます。シラスウナギも同様です。漁業組合とアユ養殖の組合の組合長が同じ人だということに問題があるのではないかと思います。



浜松大会でのパネル展示
(2004. 11. 27-28)

2. 各地からの報告

(アンケート結果と大会宣言)

この章は 21 回の大会を開催した各地の実行委員会の委員長、事務局長などに対するアンケートの結果と、各大会の大会宣言をまとめたものです。

アンケートの項目は次のようなものでした。第 1 回(松江)から第 10 回(釧路)までのアンケートは 1995 年に実施されたもので、回答はその当時のものです(ただし、第 4 回(松山)のものは今回書き直されたものです)。第 11 回(横浜)から第 20 回(浜松)までは 2004 年から 2005 年に実施しました。

1) 開催時の状況

開催を決めた趣旨と当時の現地の状況はどんなものでしたか。

2) 実行体制

開催時に関わった実行組織の体制と人員はどの位の規模でしたか。

3) 開催時の課題

開催にあたって考えられた難しい課題とはどんなことでしたか。

4) 開催の成果

会議開催によって残った有形、無形の財産は何でしょうか。また関係団体の現在までの活動状況について、簡単に記して下さい。

5) 現在の状況

開催当時にあった主要な問題は、1995年(2004年)の現在ではどのように変化しましたか。

6) 提案

以上で質問は終わりですが、その他今回のワークショップで話題にしたいことを、提案して頂ければ有り難く存じます。

(1995年のアンケートのみ)

第2章 各地からの報告



地図	開催地	開催日	大会テーマ
1	第1回水郷水都全国会議		
	島根県松江市	1985年5月18,19日	水と暮らし—人と湖との共存を求めて—
2	第2回水郷水都全国会議		
	茨城県土浦市	1986年9月6,7日	水文化の再生をめざして—アオコ河童からの提言—
3	第3回水郷水都全国会議		
	静岡県富士市	1987年10月3,4日	—水と人間の共生—<富士の山椒魚は考える>
4	第4回水郷水都全国会議		
	高知県中村市	1988年6月11,12日	水環境と地域の再生—四万十川・人と自然を考える
5	第5回水郷水都全国会議		
	福岡県柳川市	1989年5月27,28日	水循環の回復と地域の活性化—柳川堀割から水を考える—
6	第6回水郷水都全国会議		
	栃木県小山市	1990年8月25,26日	水と森林
7	第7回水郷水都全国会議		
	大阪府高槻市	1991年8月24,25日	水と共に生きる都市
8	第8回水郷水都全国会議 新潟大会		
	新潟県新潟市	1992年8月1,2日	水—流れが交わり、文化が生まれる— 信濃川・阿賀野川・日本海 交流ネットワーク in 新潟

第2章 各地からの報告

	開催地	開催日	大会テーマ
緊急	水郷水都全国会議 緊急大会・長良川		
	三重県桑名市	1993年6月19,20日	いま、河口のあり方を問うー
9	第9回水郷水都全国会議 たま大会		
	東京都 八王子市	1993年8月28,29日	序章・自由水権運動 ー水はめぐり、時がめぐり、人がめぐりあうー
10	第10回水郷水都全国会議 釧路大会		
	北海道釧路市	1994年9月10,11日	水環境のワイズユース 水があたえてくれるもの。水が教えてくれること。
11	第11回水郷水都全国会議 横浜大会		
	神奈川県 横浜市	1995年7月28-30日	都市河川新時代
12	第12回水郷水都全国会議 徳島大会		
	徳島県徳島市	1996年8月2-4日	川と日本
13	第13回水郷水都全国会議 米子大会		
	鳥取県米子市	1997年10月18,19日	水と人との共生ー21世紀に生きるー
14	第14回水郷水都全国会議 気仙沼大会		
	宮城県 気仙沼市	1998年11月7,8日	森は海の恋人
15	第15回水郷水都全国会議 in 沖縄・宮古島		
	沖縄県宮古島	1999年10月15-17日	水はめぐるー天、地、海、生命 ～地下水が育むいのちとくらし
16	第16回水郷水都全国会議・東京大会		
	東京都墨田区	2000年11月10-12日	創ろう活かそう！私たちの川とまち ー川を中心とした豊かな出会いのあるまちをめざしてー
17	第17回水郷水都全国会議・紀の国大会		
	和歌山県 高野町	2001年10月26-28日	流れる水は生きている 21世紀の公共事業のあり方を問う！
18	第18回水郷水都全国会議 長野県大町大会		
	長野県大町市	2002年11月16,17日	～「川は川らしく、湖は湖らしく」市民の権利と役割～
19	第19回水郷水都全国会議 山形鶴岡大会		
	山形県鶴岡市	2003年9月20,21日	おいしい水を守るには？
20	第20回水郷水都全国会議 浜松大会		
	静岡県浜松市	2004年11月27,28日	未来に残そう、美しい水環境

第1回（1985年5月18,19日 島根県松江市）

1) 開催時の状況

宍道湖での開催は、世界湖沼環境会議イブニング・フォーラムに集まった全国の仲間たちが申し合せたものである。開催地を宍道湖とした理由は、農林水産省の宍道湖・中海淡水化事業が実施中であり、その環境破壊に対する住民の反対運動と連帯するという趣旨があった。水郷・水都全国会議の11年を振り返るに際して、この「たたかひへの連帯の精神」が同会誕生の原点にあったことを理解することが重要である。

宍道湖・中海の現地では、開催決定(1984.4)から開催(1985.5)までの間に、「淡水化に反対する住民団体連絡会」の結成、28万人が署名した淡水化反対署名、シジミ組合の漁業補償金返還運動などによって、このままでは行政が孤立する状況をつくっていた。

2) 実行体制

「水郷水都全国会議実行委員会」と「水郷水都全国会議現地実行委員会」の二重組織とした。それは、世界湖沼環境会議からの継承を明確にするために、イブニング・フォーラムの座長(木原啓吉・高田昇・岡崎昌之の三氏)を役員に加えることが望ましいとの判断から全国組織を置いたからである。最初の実行委員会には高田氏に来ていただいて、集会名称「水とくらしをまもる住民の集い 水郷水都全国会議」を決定した。その意味は、環境保全のために協力すべき行政担当者、研究者、住民の三者の中で、この集会の主体は、その成り立ちから見ても「住民であること」を明確にしたものである。

この趣旨と経過を踏まえ、現地実行委員会の組織は「淡水化に反対する住民団体連絡会」とダブらせ、委員としては明確にせず、会計や宿泊などの担当責任者を置いた。

3) 開催時の課題

① 初の全国会議であり、全国の湖水等水関係の住民団体との連絡方法もなく、参加も未知数であったこと。琵琶湖の住民団体などには訪問して直接お願ひもした。鳥取・島根両県以外から22団体、約150名、地元を含めて約800名の参加者があった。

② 上記の2)にも述べた「住民が主体」の集会とすること。その基底には、琵琶湖宣言の趣旨に則って、行政担当者や研究者も先ずそれぞれの持ち場で努力することが望ましく、然る後に三者の

第2章 各地からの報告

実りある協力が実現されるとの考えがあった。

③ 参加者(ひいては住民運動体)が科学的力量を高めるために、環境問題の研究者の協力を取り付けること。雑誌『公害研究』(現『環境と公害』)編集同人をはじめとする28名の参加を得て、分科会の助言者等をお願いした。

4) 開催の成果

① 当時の課題であった宍道湖・中海淡水化事業を「凍結」させる一要因となったこと。

水郷水都全国会議を契機に生まれた全国の仲間の連携・支援が、ローカルな課題であった淡水化問題の全国化に資したこと。また、地元の運動が、各地の実践から学んで質量ともに強化されたこと。

② 開催から8年目の淡水化事業凍結によって当面の目的を果たした住民運動のエネルギーを母体として、その後結成された「財団法人宍道湖・中海汽水湖研究所」が、湖沼研究と普及活動等を実施している。湖の集水域に計画されたゴルフ場や産廃処理施設反対の運動が成果をあげている。今また、中海の本庄干拓をめぐる住民運動が再び活発化しつつある。

5) 現在(1995年)の状況

淡水化事業は「凍結」された(1988.5.31)。湖沼漁業は存続。湖沼法の地域指定を受けて行政が水質浄化に取り組んでいる。水質が改善したとの報告もなされているが、水質改善は容易ではない。

6) 提案

水郷水都全国会議は、全国と各地域の水問題をめぐる状況をどこまで変えたか。また、現実の問題を解決する努力はどうかであったか。

(回答者 保母武彦)

第1回水郷水都全国会議 松江宣言

私たちの目の前にひろがる豊かな水面は、私たち自身と地域社会を生み、育てた母体であり、それらの姿を映す鏡でもある。今水辺に近づき、手のひらに水をすくい上げ、水の表情を確かめてみよう。そして、この水と私たちのふるさとが共に生きてきた長い長い道のりをふり返ってみよう。その上で私たちは、現代に生きる者のとるべき道を選択すべきだと考える。

かつて日本の多くのふるすとは水郷であり、都市は水都であった。水が身近にあり、それによってくらしが支えられ、文化が育まれてきた。小さな村であっても、大きな都市であっても、湖や川と一つになって固有のふるさとが築かれてきた。そこには、利水・治水の技術があり、きれいな水を維持する保水の知恵があった。さらに水のある環境の中で生き物を育て、人々はその感性を高めてきた。そのようにして組み立てられ、積み重ねられてきた都市と水との共存関係こそは、地域社会の基礎である。

人と水環境の共存をめざして、昨年8月に琵琶湖畔の大津市で世界湖沼環境会議が開かれた。さらにそこでの討論を引きついで全国の水郷・水都の住民が今回、宍道湖畔・松江市に集まり、経験を交流する中で明らかになったことは、すでに私たちは余りにも多くの失敗を目の当たりにしてきたということである。今世紀後半の、ほんのわずかの間の出来事であったが、川や湖を埋め立て、急激に水を汚し、水面を遠ざけてきたことであった。

同時に、そのことに気づきはじめて住民が、各地で水都再生にむけた新しい試みにとりかかっているという事実確認した住民は、目の前にある水面について、歴史から学びつつ、そこに新しい現代的意義をつけ加えていこうとしているのである、それらの試み、は、一面的な開発計画の弱点を克服し、地域を創る主体である住民の手による、水と共存する地域づくりへ転換をめざすべきであることを示唆している。

われわれ水郷・水都の住民は、水に親しむことによってこそ、ふるさとに住む権利を享受できるものであることを知った。すなわち水郷・水都の住民は、その固有の権利として水に親しむ、すなわち親水権をもつものであることを確認した。

住民がくらしのなかで水に親しむためには、次の三つの原則が守られなければならない。

第一に歴史的に引きつがれてきた水面を失わないことである、第二に水辺が公共の資産として住民に聞かれていることである。そして第三に地域開発は水質を保つことをそこなわないことである。すなわち親水権は水と共存するふるさとを求める権利であり、住民が水都再生のまちづくりに参画する権利である。私たちは、この権利を確立することによって、はじめて魅力ある地域社会を

第2章 各地からの報告

創造することができるかと確信するものである。

全国の水郷・水都の住民は親水権の確立をめざして、ここに連帯することを宣言する。

特別決議

私達は、宍道湖畔の松江市において、水郷・水都全国会議を開催した。会議では、開催地で大きな社会問題となっている中海・宍道湖の干拓・淡水化事業に高い関心と議論が集中した。会議を通して私達は、次のことを確認した。

- 1 中海・宍道湖の淡水化については、全国各地の湖沼からの報告を受けることによって、それが水の汚濁を進めるものであることが一層明らかとなった。
- 2 中海・宍道湖の自然環境の破壊は、地域社会の衰退をもたらすものであることも、討議を通じて明らかとなった。
- 3 地域開発のために、水資源の開発や干拓地の利用方法については、そのメリット・デメリットを示しつつ、環境保全の立場から再検討をすべきである。
- 4 干拓・淡水化事業についての最終判断について、鳥取・島根両県は住民の意思を尊重すべきである。

以上、決議する。

第2回(1986年9月6,7日 茨城県土浦市)

1) 開催時の状況

第1回世界湖沼会議の時、霞が浦のアオコを展示した。そのことがきっかけとなって、水郷水都全同会議が結成されたいきさつもあって、霞が浦で2回目を引き受けてほしいといわれて困ってしまいました。第1回の松江大会は、宍道湖・中海の淡水化反対運動で熱気に溢れており、岩波書店発行の「公害研究」の編集委員の方々の強力なバックアップも得て内容的に充実した会であった。この真似ははとも出来そうもないと尻ごみするばかりであった。「どうしても霞が浦での開催を希望するのであれば、土浦は土浦なりの事しか出来ないと思う。それでもよければ引き受ける方向で考えましょう」と主張した。これが、この会議の[現地おまかせ方式]として定着し、今にいたっているのかも知れない。

霞が浦の汚濁の深刻さを皆さんに知ってほしい。淡水化に反対している宍道湖・中海の漁民のかたに霞が浦のアオコの実物を見てもらいたい、と思った。

2) 実行体制

保母先生がわざわざ説明のために土浦に来てくれて、開催が正式に決まったが、資金が一銭もない現実に愕然とした。当座の通信費として「子ども文庫の会」から借金をし、子ども文庫を事務所にした。しかし第1回の実行委員会までには、土浦の自然を守る会、ソーラーシステム研究グループ、土浦青年会議所、霞が浦を良くする市民連絡会議、三多摩問題調査研究会、土浦農協、土浦協同病院、栃木の水を守る連絡協議会、田中正造大学、筑波大学水の会、学園都市の自然と親しむ会、牛久の自然を守る会、水道労組等々、東京、栃木、多摩などの市民団体も参加して30団体、61人の体制を作ることが出来た。しかし、茨城県をはじめ地元の地方自治体は、ほとんど参加してくれなかった。地方自治体職員が住民運動に積極的にかかわっている地域が羨ましかった。

3) 開催時の課題

資金の調達。会計係は鬼の会計といわれていた。

(1)現状の認識、(2)新しい水思想の展開、(3)何を提案し、なにを実行するか、この3つの課題を侃々房々、夜中まで議論していた。議論に一応の決着をつけるのに莫大な時間がかかり、開業医などの忙しく厳しい職業のひとつからは、市民運動にはついていけないようになってしまった。

4) 成果

- ☆ 「アオコカップからの提言」というテーマにした。カップを通して地域の歴史、水の文化の見直しを考えた。
- ☆ 新しい水思想の展開として「水源自立の思想」が議論された。
- ☆ 霞が浦宣言のほかに「宍道湖・中海の淡水化事業の中止を求める特別決議」が採択された。
- ☆ 宍道湖・中海漁民と霞が浦漁民の話し合いが行なわれた。
- ☆ 東京の市民団体が参加し、後の水郷水都全国会議の推進役をはたしている。
- ☆ 霞が浦情報センターの誕生、水郷水都全国会議分科会の議論の中で民間の情報センターをつくるべきという結論に達した。3年後の1989年、霞が浦情報センターが設立された。「霞が浦情報センター」は、いま霞が浦をとりまく市民団体の核として活躍し、ポスト「第6回世界湖沼会議」の受け皿として期待されている。

5) 現在(1995年)の状況

霞が浦の水質は少しも良くなっていない。アオコのプランクトンの種類も、ミクロキスティスエルギノーザからフオルミデューム、オッシラトリアが多くなり、冬でも存在するようになった。しかし、人々の意識はよくなり浄化の方向に積極的になってきた。茨城県の行政の変化はめざましい。また河川管理者の建設省も、多自熱型護岸を実行するなど変化が見えてきた。第6回世界湖沼会議をきっかけにして住民、企業、研究者、行政が同じ土俵で議論しようとしている。これは霞が浦の歴史にとって画期的な事である。第6回世界湖沼会議に市民が主体的に取り組んでいこうと、「世界湖沼会議・市民の会」が誕生した。

会長は水郷水都全国会議霞が浦の時に、土浦青年会議所のメンバーの一人として活躍した堀越昭さんである。水郷水都全国会議の時の人脈が世界湖沼会議に生きているのである。

(回答者 奥井登美子)

第2回水郷水都全国会議 霞ヶ浦宣言

第2回水郷水都全国会議は、日本列島の各地で、湖沼、河川、海域の水辺環境の保存・再生の運動と取り組んでいる150団体600人が参加して、1986年9月6、7日の両日、霞ヶ浦湖畔の茨城県土浦市で聞かれた。

参加者一同は、極度の水質汚濁により、あたかも緑のペンキをぬりたくったようなアオコの発生している霞ヶ浦の現実を見すえながら、「水文化の再生をめざして、アオコ河童からの提言」をテーマに討議を行った。

全国会議での基調報告は、地元霞ヶ浦の環境破壊を分析し、湖沼を水資源供給のためのシステムとだけ考え、人間の意のままに動くロボットとみなして、開発・管理・利用を重ねた結果、今日の悲劇的状況を現出した社会的過程を指摘した。つづいて行なわれた現地報告では、霞ヶ浦汚染について漁業者、商人、農民、市民運動の立場から多角的に解明されたのをはじめ、昨年、第1回水郷水都全国会議を主催した宍道湖・中海の干拓・淡水化問題に取り組んでいる住民たち、さらに柳川、東京・下町、三多摩、利根川上流・足尾、瀬戸内海、手賀沼、琵琶湖、静岡県富士市の八地区の報告がなされた。

全体会議につづいて聞かれた分科会は6つのテーマ、すなわち

- ① 霞ヶ浦の再生は可能かー湖沼再生論
- ② 都市の水循環
- ③ 農村漁村の水循環
- ④ 地域活性化と水質浄化
- ⑤ 市民の手による水質調査
- ⑥ 水とどうつきあうかー

にわかれて詳細な討議が行なわれた。

全体会議と分科会の討議を通じて明らかになった諸点を列挙すると次のようになる。すなわち、第一に、湖沼を水資源供給のシステムとみて、「開発と自然環境の保全は両立する」とした湖沼開発の論理の矛盾が明白にされたこと。

第二に、その対策として、水と人との間の正しい共存関係の確立について、すでに多様な方策が各地で模索されていることが紹介され、まさに「アオコ河童からの提言」が数多く提示されたこと。

第三に、その代表的実践として、湖沼近辺の農村、漁村における水循環による汚染の軽減の方策が現実化していること。さらに都市の水循環をめざして、自治体と研究者と住民が協力して、雨水の活用による「水源自立」の思想が確立し、それにもとづく先進的対策が現実化してきているこ

第2章 各地からの報告

と。

第四に、市民の手による長期にわたる水質調査にもとづいて、水を生かした地域活性化の行動が、各地で住民と自治体の協力のもとに、多彩に展開されていること一などである。

これらの実践は、まさに、昨年の第1回水郷水都全国会議で採択された「松江宣言」で打ち出された「親水権」の思想の内容を豊かにし、その具体化をめざす行動といえるであろう。

第2回水郷水都全国会議に結集した私ども一同は、討議を通じて明らかになった、このような数多くの、「アオコ河童の提言」をふまえて、

- (1) 霞ヶ浦および琵琶湖総合開発事業の抜本的再検討、宍道湖・中海の干拓・淡水化事業の中止をはじめ、全国各地にみられる湖沼、河川、海域における生態系を無視した開発の中止を要求する。
- (2) 地域における水循環機構の修復と確立をめざす。
- (3) 現代人が水とつきあうための哲学ともいべき水文化の再生と創造の道を歩む。

以上の三点を実施することを、ここに宣言するものである。



第2回大会のシンボルマーク、アオコ河童

宍道湖・中海の淡水化事業の中止を求める特別決議

第2回水郷水都全国会議は1986年9月6、7の両日、霞ヶ浦湖畔の茨城県土浦市で開かれた。全国各地で湖沼、河川、海域の環境の保全・再生に取り組んでいる150団体、600人が参加したが、そのなかに宍道湖・中海周辺の住民130人が参加して注目をあつめた。

一行は緑のペンキを流しこんだようなアオコの異常発生している霞ヶ浦のさんたんたる実態をつぶさに視察し、それが淡水化事業により常陸川水門を閉鎖した直後から出現したことを知って、強い衝撃をうけた。さらに宍道湖周辺の漁民たちは、アオコ発生により致命的打撃をうけた霞ヶ浦周辺の漁民たちと会合をもち、夜を徹してその体験をきいた。そしてあらためて、霞ヶ浦がたどった前車の轍(てつ)を歩んではならないことを深く決意した。

宍道湖・中海は、わが国にのこされた貴重な汽水湖、である。これがひとたび淡水化されれば、すばらしい自然は永久に失われ、漁民をはじめ湖の周辺に住んでいる人々、この湖の自然景観と歴史的環境を愛する人々にとって、取りかえしのつかない損失をもたらすことは必至である。

わたしたち第2回水郷水都全国会議に参加した一同は、地域をこえて連帯し、祖先から受けついでこの美しい湖を次の世代にのこすことを決意した。そして漁民をはじめ周辺住民の生活を守るため、ここに宍道湖・中海の淡水化事業の中止を強く要求し、それをめざしてたゆみない努力を続けていくことを、ここに宣言する。



霞ヶ浦(北浦)の風景

第3回(1987年10月3、4日 静岡県富士市)

1) 開催時の状況

第1回が松江市、第2回が土浦市と双方とも大きな問題を抱えている都市で、それなりの組織と人がありますので、会議を実施することは可能でした。また、それだけの問題意識もあり、かなり盛り上がりました。

しかし、第3回の開催に当っては、過去のように積極的にやろうという団体はなく、このままではせっかくの会も尻つぼみのような状況となってきました。そこで、実行委員会が第3回を富士市ということとなりました。

当時の富士市は、田子の浦港のヘドロに代表される公害のデパートも、大分改善されつつありました。当時の富士市は、豊富な地下水によって製紙工業が発展しましたが、この地下水位の低下や市内の至る所で湧出していた湧泉の枯渇化が進んでいた時期でありました。以前は湧水は貴重な水源で飲料水として使用していましたが、上水道の普及により湧水は人々から忘れ去られ、また湧水からの水路は暗渠化され、ドブ川となりつつありました。そこで、湧水の復活を目指してさまざまな運動を始めた矢先でした。

2) 実行体制

富士の水を考える会(当時 20 名)がありましたので、そこをベースに市役所の職員や、主婦等の呼びかけ、組織を拡大し現地実行委員会を作りました。当時は、富士市長は革新系の出身であり、本会議に理解を示し、間接的(郵送代、TEL 代、事務用品費)経費を応援してくれました。会議に実行委員として参加してくれた人員は約 70 名を越えました。

保守色の強く、また水の問題を取り上げることはタブー視されていた地方都市で、良くこれだけの人が応援してくれたと思います。

3) 開催時の課題

保守色が強く、かつ地下水を利用することによって生産活動が成り立っている地方において、水に係る会議を開催することはかなり反発を招きました。

市役所の内部体制も保守的でしたので、事務局の設置については業務に支障が出ると言われ、市役所内部でも連絡等は抵抗がありました。しかし、当時の市長の決断により、全国からこれだけの人が集まり水の問題を真剣に討議することは素晴らしいことだとの判断から、市役所を連絡等に使用することも、郵送料、TEL 代、事務費等についても援助していただけました。

4) 成果

全国的にも水の問題に取り組んでいる多くの団体があることが判り、力強く感じたことと、当市における地下水の問題についての認識が高まったことか上げられます。

また、連日大々的にマスコミに取り上げられたことにより、湧水の枯渇の実態が市民に認識されたことが財産でした。

当時、現地実行委員会に参加した人達は、そのほとんどは脱会しましたが、「水を考える会」は約20名となり、富士山の湧水の復元と保全のためにブナ林の育成と浸透木の普及を実践しております。

その後、水問題だけではなく、乱開発等から富士山や愛鷹山を守るために、「富士愛鷹の自然を守る会」約400名が発足し、水を考える会のその中核となって活躍しております。

5) 現在(1995年)の状況

地下水位の低下は止まりました。これは製紙工場が地下水を汲み上げすぎたため、地下水と海水とのバランスが崩れ、塩水化現象が生じ、地下水の汲み上げが少なくなったためです。

これに伴う湧水群の枯渇は、その後は進んでおりませんか、湧出する量は年々減っております。

開催当時は湧水に興味を示さなかった市民も行政も、興味を示し始め、湧水公園の整備を始めたり、また、湧水群のマップができたりしております。

さらに、地下水涵養のために始めた浸透木の普及についても、市当局が浸透木設置に補助金制度を設け、積極的に応援してくれておりますし、荒廃した檜林については、一部ブナ林等の落葉樹に植えかえが始まりました。

6) 提案

会議を開催して早8年か過ぎますが、その間に行政も市民の考え方も変わってきました。私達が提唱してきたことが、政策として採り入れられるようになりました。このような運動は地道でもコツコツと積み上げていくことが必要ではないでしょうか。

私事ですが、本会議の事務局担当を最後に、公務員を退め独立しましたが、もう8年になります。月日の過つのは早いです。

(回答者 渡辺佐一郎)

第3回水郷水都全国会議・富士宣言 (1987年10月4日)

第3回水郷水都全国会議は富士山の恵を受けた豊かな湧水と、駿河湾・田子の浦の優美な景観を備えた静岡県富士市に、全国各地で、水辺環境の保存・再生の運動に取り組んでいる150団体、400人が参加して1987年10月3、4日の両日、開催された。

富士市とその周辺は、1960年代から70年代はじめにかけて、田子の浦のヘドロ公害をはじめ大気汚染、悪臭公害に対して住民が立ちあがり、自治体がこれにこたえて、遂に危機的状況を克服したところとして、ひろく知られているものである。かつまた近年は、富士山麓湧水の枯渇対策や地下水塩水化問題で、住民運動が展開され、全国的にもその推移が注目されている。水郷水都全国会議が第1回大会を、淡水化問題で激動する宍道湖・中海の松江市で、第2回大会を深刻な水質汚濁に直面している霞ヶ浦湖畔の土浦市で開いたのに続いて、第3回大会を、ここ富士市で開いたことについては、このような住民と自治体による環境を守る運動が、長年にわたって継続しているという事実を高く評価したからである。

全体会議での「基調報告」では、わが国政大の製紙産業地域である富士市とその周辺での、産業発展と地下水利用の関係についての歴史と現状、さらに将来の展望について克明な分析がなされた。さらにこれにもとづき地域における水循環の再生の重要性の解明がなされたのである。

「現地報告」では、湧水量、日量105トンという、わが国最大規模の静岡県柿田川湧水が、年々、その量を減らしつつある事実が報告されたのをはじめ、急展開をみせる宍道湖・中海淡水化問題、琵琶湖、霞ヶ浦、諏訪湖、児島湖などの汚染の現状、隅田川や福岡市の大濠公園など大都市の水辺環境の整推対策、渡り鳥が羽を休める沼地として、ラムサール条約によって国際的に登録されている宮城県の伊豆沼の水質汚染状況など、日本列島の各地で、今なお、汚染が進行しつづけていることが報告された。

「全体会議」にひきつづき開かれた「分科会」では次の5つのテーマ、すなわち

- ① 日本のシンボル富士の湧水を次代へ
- ② 湖沼の現状と今後のあり方
- ③ 海浜、河川を再び市民の手に
- ④ 水と環境教育の必要性
- ⑤ 水と人間の共生

について討議がなされた。

これらの全体会議と分科会を通じて私どもは、次の諸点を確認し、その実現をめざすことを宣言

第2章 各地からの報告

するものである。

第一に、水と人間の共生の思想の確立の重要性に注目し、地域における水循環機構の再生と確立をめざして、それぞれの地域での実践の集積に努める。

第二に、「地下水は公共のものである」との社会的認識の拡大につとめ、地域産業の持続的発展を期すためにも地下水のくみあげの規制を緊急に実施することを要求する。

第三に、琵琶湖、霞ヶ浦、諏訪湖、児島湖、および伊豆沼などの湖沼の水質汚濁が予想以上に進行していることを直視し、危機感をもって多角的な連動をさらに強化する。

第四に、宍道湖・中海をはじめとする各地の湖沼、河川、海域における生態系を無視した開発事業の再検討および中止を要求する。

第五に、人と水環境との関わりを重視し、学生や主婦による環境の実態調査などを通じて、さらに次代を担う子どもたちに環境の重要性を伝える「環境教育」の確立をめざす。

なお私どもは、第3回大会を開催するにあたり、地元富士市の市長を先頭にする市当局の職員の方々、ならびに富士市とその周辺地域の住民の方々の、献身的な協力に深く感謝するとともに、この大会を契機に、世界に誇るべき富士山麓の環境が見事に守られることを心から折念するものである。

宍道湖・中海淡水化事業の即時中止を要求する特別決議

宍道湖・中海の環境を守ることは、わが国の湖沼環境の保全にとって最大かつ緊急の課題である。

宍道湖・中海淡水化事業を推進しようとする農林水産省は、環境保全を願う世論の高まりと住民運動の前に、正面突破できなくなり、新たに10基のゲートのうち一門を開放して淡水化試行に入るといって「限定的淡水化試行計画」を提案するに至った。この限定的試行によっても、アオコの多発と水質悪化は必至であり、全国的にも有名なヤマトシジミの生息は絶望的である。

宍道湖・中海にとって、いま大切なことは両湖の全面的淡水化のための手段をあれこれ摸索するのではなく、大規模公共事業によって環境破壊がすすんできた全国の湖沼の経験を十分汲みとり、水と人間との新しい共存の道を歩みはじめることである。

ここ静岡県富士市で聞かれた第3回水郷水都全国会議に参加した私たちは、宍道湖・中海の淡水化事業に反対して親水権の確立のためにたたかっている住民運動の前進を心から支援するとともに、農林水産省が、この無謀な淡水化事業を即時中止することを要求するものである。

第4回(1988年6月11、12日 高知県中村市)

1) 開催時の状況

四万十川が「日本最後の清流」のキャッチフレーズで全国的に名前が知られるようになってきた。観光客が増加するとともに観光的な開発が計画されるようになってきた。

一方では、水質低下、漁獲量の減少などに歯止めがかからず、そのような事態を憂慮する声は観光開発の大合唱にかき消されがちであった。

そのような状況の中で住民運動は上流域の「津賀ダム撤去」を求める運動、下流域の「砂利採取に反対する運動」「粉石けんを使用する運動」などが個別バラバラに運動していた。

2) 実行体制

上流域から下流域まで、河川環境に関わっている人を訪ね歩いて、約30名の実行委員会を組織した。

3) 開催時の課題

地元の体制をつくりながら開催しなくてはならなかったため、分科会の報告者の組織が遅れたこと。

4) 成果

- ① 会議の開催をきっかけにして、上流域から下流域までの住民運動のつながりができたこと。
- ② 地域では観光開発一辺倒から環境を守ることも大切との意識が高まり、その後「清流保全条例の制定」(中村市)「四万十川条例の制定」(高知県、流域市町村)などにつながった。

5) 現在の状況

四万十川の環境保全の必要性は今では地域の主力の意見となった。

環境面での各種指標は改善され、砂利採取もストップしたままである。行政もこぞって環境保全を旗じるしにしている。公共事業もすべて「環境保全型」や「多自然型」である。

しかしながら、「守り方」についてはさまざまな意見があり、必ずしも統一されているとは言いがたい。とくに、鮎を中心にした漁獲量の落ち込みは目を覆う状況となっている。

そのような中で、漁業協同組合が環境保全の新たな担い手として近年活動していることが心強い。

(回答者 宮本昌博)

第4回水郷水都全国会議・四万十宣言(1988年6月12日)

第4回水郷水都全国会議は1988年6月11、12日の両日、「日本最後の清流」といわれる土佐・四万十川の下流・中村市において、全国各地で水環境の保全と再生に取り組んでいる150団体500人が参加して開催された。

四国の西南部を流れる四万十川は、四国山地の不入(いら)ず山に源を発し、300余の支流を集めて太平洋に注ぐ一級河川である。川と人間の共存関係を大切にしてきた流域の住民たちは第二次大戦後、ダム建設に反対して、これを許さず、全国でも数少ない清流と豊かな漁業資源を保ってきた。

しかしここにも、近年、生活排水による汚染に加えて、自然生態系になじまぬ生産活動によって、水質汚染と水量低下の危機がしのびよってきている。こうした事態を注目した流域の住民たちは、自治体に働きかけて「清流条例」の制定の運動を起こしている。

この住民と自治体の活動を鼓舞激励する願いを込めて、現地の中村市で、第4回水郷水都全国会議は開かれたのである。

ときあたかも、第1回全国会議の開催された宍道湖・中海では、住民の長年にわたる粘り強い運動によって、淡水化事業の事実上の凍結が成し遂げられた。わが国の環境保護の歴史のうえで特筆すべき偉業である。その報告のため現地から100人にのぼる住民がかけつけ、第4回全国会議はことのほか熱気に満ちた大会となった。

こうした状況を背景として、今回の統一テーマは「水環境と地域の再生」と決定され、これを核として、参加者一同の活発な討議が展開された。

まず基調報告では、四万十川の現状について水位・水量の低下、水質の悪化、水産資源の減少、水辺景観の劣化に加えて流域の過疎化の実態が指摘され、この状況を打開し、新たな流域の結びつきをつくりあげてゆくためのひとつの方策として、「清流条例」の制定活動が紹介された。

全体会議では、宍道湖・中海の淡水化延期後の汽水湖保全の方向と決意が示された。

また、「新しい隅田川の創造に向けて」と題して、東京の隅田川を舞台に都市河川の再生について、広汎な住民参加のもとに、文化創造の運動が発展しつつある事実が報告された。さらに神奈川県西部の酒匂川からは、県民の水源地を守るために、産業廃棄物処理場をつくらせないことをめざした広域的な条例制定運動が計画されるなど、環境自治の活動の報告が行われた。

そしてパネルディスカッションでは、第1回から第4回までの水郷水都全国会議が開かれた松江、土浦、富士、中村の四地域の住民運動の代表が出席して、水環境と地域の再生の運動の到達点と今日的課題が、極めて具体的に明らかにされた。

分科会では①都市と山村の水循環②環境教育と生活③漁業資源と漁民の生活 ④ダムと河川

第2章 各地からの報告

⑤条例制定と私たちの暮らし、について全国各地の豊かな実践をもとに、三十三にのぼる報告が行われ、参加者の討論によって問題の分析が深められた。

全会会議と分科会をとおして明らかとなった次の諸点を確認し、その実現を目指すことを宣言するものである。

第一に、流域の深刻な過疎と農山村の荒廃は水環境再生の担い手を失い、地域と川との歴史的共存関係を壊し、地域の水環境をも断ちきることになりかねないことを深く認識し、農山村で住みつづける権利の確立を強く求める。

四万十川流域住民は、流域内の連帯と共同活動を発展させ、川と生きることをめざして四万十川大学(仮称)をつくり、シンポジウムの開催など学習と交流をすすめる。

第二に、四万十川の清流と流域の再生のため、砂利採取の規制強化、津賀ダムの撤去、島の川ダムの建設中止、森林の保護、実効ある清流条例の制定ならびに海産稚アユの採捕の規制などを求めるとともにその実現のための運動を強める。

第三に、自然環境・水循環機構を破壊する開発をやめさせ、水環境保全計画を前提とした流域の発展策を進めることを求める。とくに四万十川については、これを全国の水環境再生のための「環境学習」河川として位置付けるよう運動をすすめる。

第四に、次代を担う子どもたちへの環境教育を重視することを求めて、川、湖沼、海と人間、地域との歴史的なかわりについて、地域ごと、流域ごとの副読本を作成して、学習教材とすることをめざして運動をすすめる。

第五に、漁業や水源地域の山林業など第一次産業を文化としてとらえ、伝統的な漁具・漁法並びに風土にあった農法、山林管理策などの保存につとめる。

また、全国の河川流域で動植物の種が減少していることに注目し、そのなかでも絶滅寸前の魚種の保存につとめる。

以上については、単に要求するだけでなく、宍道湖・中海の淡水化反対の運動をはじめ、各地の住民運動にみられるように、参加者ひとりひとりの運動によって、さらに輪を広げ、その実現をめざすことをここに誓うものである。

おわりにあたり、私ども参加者一間は、第4回全国会議の開催にあたり、四万十川流域の関係者の皆様のご協力に深く感謝するとともに、今後の運動によって四万十川に再び津野山のアユが泳ぐ日の来ることを心から願うものである。

第5回(1989年5月27,28日 福岡県柳川市)

1) 開催時の状況

柳川市のある筑後川下流地域は、もともとは水環境の極めて劣悪な低湿地帯であった。ここに先人は、堀を掘り割って「水郷柳川」を構築した。そこには、恵まれていなかったがゆえに、時には暴れる水をなだめ、少ない水を有効に使う水との付き合いの知恵が高度に集積されていた。しかし、1960年代から全国の例のご他聞に洩れず、汚濁荒廃が進んだが、近年住民と行政の恪勤によりみごとによみがえらせた。その経緯は映画「柳川堀割物語」を通じて、広く全国に知られるところとなった。

第5回水郷水都全同会議は水循環の回復をテーマに、水と生活が同化したこの水郷の住民の知恵を、全国各地で展開されている水循環再生への実践に学び、議論交流を深めていのちの水をよみがえらせる道を探ろうとしたもの。

2) 実行体制

実行委員会、45名

全国 27名

地元 18名

事務局 10名

筑後川水問題研究会、柳川青年会議所 他

当日の体制 160名

筑後川水問題研究会、柳川青年会議所、柳川市婦人会、共生クラブ生協、筑後中部魚市場、鮮魚買受人組合、柳川商店街振興組合、沖端商店会、柳川市観光協会、柳川商工会議所、柳川市農業協同組合、柳川市職員労働組合

3) 開催時の課題

広範な市民の参加のもとに開催することか肝要として、それを旨としたが、この難しい課題は達成されたものの、残念ながら行政の協力は得られなかった。

4) 成果

地元柳川の住民はこの大会を通じて全国各地の住民が柳川の堀割浄化による水辺環境保全の

第2章 各地からの報告

運動に想像以上に強い関心を寄せていることに驚くとともに、これを契機に住民一人ひとりが心を引き締め、ややもすれば弛緩しがちな運動を奮い起こすことを自覚したことが大きな財産となった。

現地の実行委員会では会議の成果を踏まえて活動を継続していくために会を作ることが申し合わされ、1991年に「水の会」が結成されて多彩な活動が展開されている。婦人会を始めとする住民団体の活動も続いている。

5) 現在(1995年)の状況

行政(行政マン)の姿勢は依然として変わらない。

6) 要望

行政も含めた広範な国民の参加(同じ土俵に上がる)。

(回答者 広松伝)



第5回柳川大会 (中央 広松伝氏)

(第20回浜松大会展示パネル)

第5回水郷水都全国会議・柳川宣言 (1989年5月28日)

第5回水郷水都全国会議は五月晴れの1989年5月27、28の両日、筑後川の下流、福岡県柳川市に、全国各地で水環境の保全・再生の運動に取り組んでいる1,200人が参加して開かれた。

柳川地方は筑後川と矢部川によって形成されたデルタ地帯と、古くから開かれた有明海の干拓地に位置して、もともとは水環境の劣悪な低湿地帯であった。ここに先人は治水と利水の安定を目指して縦横に堀割をめぐらし、「水郷柳川」を構築した。しかし、その堀割も1960年代後半から汚染が激しく、どぶ川に近くなったが、近年、住民と自治体の協力により、みごとにみがえらせた経緯は、映画「柳川堀割物語」を通じて、広く全国に知られるところとなった。また筑後川沿岸部は、1978年以来、筑後川水系における水問題を科学的、実証的に解明することを目標に、住民と研究者による「筑後川水問題研究会」の活動が展開されている。水郷水都全国会議は、こうした草の根の人々の、たゆまぬ活動を高く評価、「水循環の回復と地域の活性化」を主題にした第5回大会を、ここ柳川の地で開催することにしたのである。

全体会議での「基調報告」は「一人ひとりの力できれいな水へ」と題して、地元柳川の住民と自治体の活動の報告を通して、先人の知恵に学んで、豊かな水循環を取りもどすことの重要性が強調された。さらに「記念講演」では「おいしい水は宝もの」と題して、豊かな地下水を守るための福井県大野市の主婦を中心とする住民運動が危機感と緊張感をもって展開されている経緯が詳細に報告された。また「特別報告」として「中海・宍道湖の淡水化に反対する住民団体連結会」の代表が、昨年7月、政府が淡水化事業の実質的中止を表明して以来の状況を報告、淡水化に代わる農業用水の確保の問題、土地利用方策の検討、宍道湖・中海汽水湖研究所の設立の申請などについて述べた。さらに関西水系連絡会代表は、わが国の地下水汚染の現状を分析し、筑後川水問題研究会代表は、水循環システムによる独創的な合併浄化槽の開発の経過を報告した。

全体会議につづいて聞かれた分科会は、6つのテーマ、すなわち①水と生活—生業、遊び、祭り②先人の知恵に学ぶ水利川のシステム③水系の保全—森林から海まで④水の再生—捨て方を工夫する⑤水環境と住民参加—快適な生活空間を⑥河童文化の復活、などについて活発な討議がなされた。

全体会議と分科会の討議を通じて注目されたことは、第一に全国各地で水循環の回復をめざす多彩な運動が展開されている事実である。その実現のため独自の技術が開発され、すでに日常生活の中で成果をあげ、この事実各地の自治体が強い関心を示していることである。

第二に宍道湖・中海の淡水化反対運動や、柳川の堀割の浄化運動に見られるように、すでに一

第2章 各地からの報告

定の成果をあげたあとも、さらにより複雑な問題が発生していること、その解決のために常に問題意識をあらたにして状況の打開に立ち向かうことの必要性が提起されたことである。

第三に、霞ヶ浦で形成された「アオコカッパからの提言」をはじめ球磨川、四万十川、筑後川など日本列島の各地で、住民の環境保全の思想を体現した「河童」の誕生と、「河童共和国」の活動が紹介されたことである。

第四に地元柳川の住民たちは、今回の大会を通じて全国各地の住民が、柳川の堀割浄化による水辺環境保全の運動に想像以上に強い関心を寄せていることに驚くとともに、これを契機に住民一人ひとりが心を引き締め、ややもすれば弛緩しがちな運動をふるい起こすことを自覚したことである。

おわりにあたり私も参加者一同は、第5回全国会議の開催にあたり、地元柳川市の婦人会、青年会議所、生活協同組合など広範な市民の方々が、全力をあげてご協力くださいましたことに深く感謝するとともに、水循環の回復と地域の活性化をめざす柳川の住民と自治体の運動が、さらに発展することを願うものである。



柳川大会の様子
(第20回浜松大会展示パネル)

第6回(1990年8月25、26日 栃木県小山市)

1) 開催時の状況

リゾート法施行後全国的に森林の乱開発や生態系の破壊など、水をめぐる環境問題が深刻な状況になっていた。栃木県は那須や日光、足尾の深い森林が水を育み、関東平野をうるおし、首都圏の貴重な水源地となっているが、その水源地域にゴルフ場スキー場等のリゾート施設を建設する計画が次々と明らかにされた。県内の自然保護団体や川や森林に関心をもつ人々は、このリゾート開発に危機感を抱き、水郷水都全国会議を栃木県内で開催することにより県民に森林保全の重要性を訴えたいと願った。

2) 実行体制

実行委員長:

現地実行委員:10名

事務局:事務局長1名、事務局4名

当日は事務局、ボランティア含め約70名

3) 開催時の課題

①栃木県内の運動団体の協力関係

②県内に水郷水都全国会議の主旨をどのように浸透させ、多くの人々の参加を得るか

4) 成果

○ 会議の残した財産としては、「渡良瀬遠水池を守る利根川流域住民評議会」の結成が挙げられる。第2分科会での発表をきっかけとして、遊水池のレジャーランド化に反対し貯水池の自然を守ることを目的とし、東京都、栃木県、茨城県の住民が1つにまとまった。以来、建設省との話し合い、貯水池の水質検査、自然観察会、野鳥観察会、パンフレットやブックレット、絵はがきの出版など多彩で地道な活動を続けている。

○ 会議の運営を通じて、県内の自然保護関係の団体のネットワークができた。

○ 関係団体の活動

第2章 各地からの報告

・栃木県自然保護団体連絡協議会: 県内の自然保護団体のリーダーとして、ゴルフ場、スキー場の反対運動、リゾート関連開発の反対運動を支援。情報公開請求、行政訴訟等、さまざまな手段を駆使して自然保護運動を継続。

・那須の自然に学ぶ会:NAPスキー場造成計画が、水源灌養保安林を解除して、さらに白ヤシロツヅジの群落を伐採してつくられることに、反対し立木トラストや保安林解除に異議意見書を6600通集めて対抗したが、結局阻止することができなかった。

・栃木の水を守る連絡協議会: 思川の5地点における水性昆虫調査は10年間続いている。映画「あらかわ」上映会や、学習会の開催で会員以外へのアピールも行っている。

水性昆虫調査は他団体への支援も行っている。

・とちぎコープ: 利根川水系調査(群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉)年2回調査が行われるようになった。子供たちと一緒に水性昆虫の調査を年1回夏休みに行っている。

900ヶ所でN02や酸性雨の検査を行っている。

5) 現在(1995年)の状況

栃木宣言の最後で水環境を巡る問題を解決してゆくには、何にも増して住民、研究者、行政関係者の三者の協力が不可欠であるとの結論を改めて確認した。しかし、この事に問いては未だ残念なから部分的な協力関係でしかないと言える。例えば、栃木市住民の水源地域にある石灰採掘跡地に産業廃棄物処理場を作る計画に反対した地域住民は抗議行動をとったのだがこれに対する県庁側の対応はロックアウト等であったのだ。この事から読み取れるように環境保全の為の三者の協力関係、特に行政とのそれは建設的なものであるとは言い難い。森林の保全については(4)で述べたように、経済的な理由から森林破壊が凍結しているようなもので保全が進んでいないのである。

(回答者 竹内明子)

第6回水郷水都全国会議・栃木宣言

1990年8月26日

第6回水郷水都全国会議は1990年8月25、26の両日、栃木県小山市に、全国各地で水環境の保全・再生の運動に取り組んでいる170団体、1,100人が参加して開かれた。

今回の開催地、栃木県には那須、日光、足尾の山々があり、その深い森林から流れ出る那珂川、鬼怒川、蹟良瀬川、思川などの河川は首都圏の貴重な水源ともなっている。そこで大会のメイン・テーマは「水と森林」と決められた。

全体会議での「基調報告」では、渡良瀬川と旧谷中村の保全のために闘った田中正造の自然保護・人権尊重の思想と、その偉大な足跡をたどるとともに、リゾート開発など現代の直面している水環境の危機の解明を訴えた。

さらに「特別報告」として「森林の水源涵養機能について」「首都圏水系の水問題 一利水を中心に―」「樹を植え魚をふやす」の三つの報告がなされた。

全体会議につづいて開かれた分科会では、7つのテーマ、すなわち①水系の保全 ②川の歴史に学ぶ③水環境を守る市民の運動④水源開発の争点⑤湖沼における水質保全⑥水汚染と水の再生⑦自然保護と法規制問題、について多角的かつ活発な討議が展開された。

全体会議と分科会を通じて、さまざまな問題点が明らかになったが、なかでも注目されたのは、第一に、1987年に施行された「総合保養地域整備法」(リゾート法)は農山漁村を振興させるどころか、逆に野放図なリゾート開発によって、全国各地で水源林の伐採やゴルフ場などの造成にもない、水環境の悪化をひきおこしている事実である。それ故にただちにリゾート法を廃止し、自然保護関係の諸法規、なかんずく水源保護の法律、条例の強化の必要性が確認された。

第二に、田中正造は80余年前に「河川治水の本義は天然の地勢を準用することであり、水勢のおもむくところに任せて、これに干渉しないことである」と「治水の原則」を説いた。しかるに今や全国各地で、この「原則」を踏みこじる巨大開発が強行されつつある。すなわち利根川では、首都圏の水問題の解決をめざすとして、原子力発電とダム建設を組み合わせた大規模な関越導水計画や尾瀬分水計画などが次々に提出され、「緑のダム」ともいうべき森林を破壊し、山村住民の生活権を奪おうとしている。また長良川の河口堰建設は、治水、利水の両面からみて有害無益であり、流域の生態系の激変により「郡上アユ」「サツキマス」などの貴重な魚族を絶滅させることが憂慮されている。わが国の残り少ない自然の川・長良川を後世にのこすために河口堰建設に私たちは反対する。

第2章 各地からの報告

第三に、わが国の反公害運動の原点である渡良瀬川遊水池に、現在、三ヶ所のゴルフ場を備えたレジャーランド「アクリメーションランド計画」が進められ、自然破壊と首都圏の水源地汚染が同時に進行しようとしている。こうして豊かな自然と旧谷中村の遺跡を備えた渡良瀬川は再び破壊の危機に直面しているのである。また伊勢市河崎でも、住民の長年に渡る保存運動にもかかわらず、勢田川改修工事によって沿岸の伝統的町並みが破壊されようとしている。栃木市では巴波川沿いの歴史的景観に対する市民および自治体の関心が切実になっている。阿賀野川では、そこに生きる人々の姿を凝視する記録映画づくりがすすんでいる。このように水環境の保全と取り組むにあたっては、自然環境と歴史的・文化的環境を総合的にとらえる視点の確立が迫られている。

第四に、田中正造は「河川を汚すは罪なり、これを清むるは天の道なり」としている。産業排水とならんで家庭雑排水など、住民の日常生活による水環境の汚染も見逃すことのできない現実である。これに対し、粉石けんの普及活動、環境家計簿への取り組み、合併浄化槽の設置など住民の生活様式の変革をすすめる数々の活動が報告された。また気球で空から湖水の汚染を調べたり、河川の水の界面活性剤、窒素、リンの濃度調査、水生昆虫を指標にする水質調査など、すすんで水を知り、水と親しむことの重要さが確認された。さらに自然生態系では分解されないハイテク産業廃棄物、自然の浄化作用を越える量の産業廃棄物の排出を規制するため、水質汚濁防止法の適用範囲の拡大、法の整備をすすめるべきであるとの意見も出された。

第五に、琵琶湖、宍道湖・中海、諏訪湖、霞ヶ浦、中禅寺湖、児島湖、不忍池、フィリピンのラグナ湖など国内および国外の湖沼環境の破壊状況が報告され、さらに一層、住民運動を強化していくことが確認された。

こうした水環境をめぐる数多くの問題を解決していくには、なににもまして住民、研究者、行政関係者の三者の協力が不可欠であるとの結論に達したのである。

おわりにあたり私たち参加者一同は、第6回水郷水郷全国会議の開催にあたり、事務局の仕事を担われた、とちぎコープをはじめ栃木県、小山市、日専連宇都宮会、栃木県生協連、小山商工会議所および各種報道関係の方々のご協力に深く感謝するとともに、水環境の保全と地域の活性化をめざす小山市民と自治体の活動が、さらに発展することを願うものである。

第7回(1991年8月24、25日 大阪府高槻市)

1) 開催時の状況

(1)全国規模で、水・緑を守る環境保全について考え直す基本的観点はどこにあるのかを全国の運動に学び検証し、とりわけ水環境「水資源・水道・ウォーターフロント」問題等の危機を具体的に捉える必要がある、ということから第1に政府、自治体の行政対策の遅れを指摘し、水量、水質、水環境の現状を把握しよう。第2に水環境の回復、水の再生地域の活性化、地域の発展を促進しよう。第3に先人の経験、知恵を大切にし、第4に上下水道の現状と問題点を住民の側から指摘しようと考えました。

(2)東京都に次ぐ大都市大阪で開催する意義と重要性を認識し、大都市で起こっている水環境問題を取り上げ、テーマを「水と共に生きる都市」とし、全国的に問題の指摘を行ないたい。とくに大都市で問題となっているウォーターフロントをめぐる問題を、例えば東京、大阪、名古屋等で進んでいる「バイエリヤ」開発についての問題指摘と環境保全を目指す理念の確立と対策を探りたい。

(3)水郷水都会議の伝統でもある”手作りのボランティア活動”を大阪で発展させ、分散型の住民運動をネットワークするためにおおさか大会を決めました。

2) 実行体制

実行委員長：橘 博(大阪市立大学名誉教授・京都経済短期大学教授)、

事務局長：村上 廣造(大阪自治労連公営企業評議会幹事長・東大阪市水道局施設部工務課主査)外、各種団体代表約50名であります。

主には「近畿水問題合同研究会」加盟の住民代表学者・研究者、弁護士、新聞記者、労働組合(自治労連近畿公営企業評議会加盟の水道組合)と大阪都市環境会議、日本科学者会議大阪支部、大阪自治体問題研究所、大阪から公害をなくす会、生活協同組合、瀬戸内の環境を守る会、日本薬液注入協会関西支部、等々の代表であります。

3) 開催時の課題

大都市(大阪)での開催、会場確保、宿泊施設の準備等は非常に厳しい条件であります。まず使用料金が高い、大きな施設の借り上げは、開催当日の3ヵ月前でないと申込みが出来ず、複数以上の申込みがあれば抽選であり、会場を含む事前の宣伝は3ヶ月間しか出来ません。また大阪は左右の対立が激しく、行政やマスコミ等は安易に後援してくれませんし、実行委員会加盟団体・

第2章 各地からの報告

個人の色合いによっては協力しない団体もありました。集会を利用しての浄化施設や浄水機等の売り込みは基本的に断りました。住民が運動の中で開発(発明)したもののみ紹介することにしました。特別決議の取扱いには、過去の水郷水都会議で論議されたもの、初めてのものは事前の実行委員会に提起され、検討されたもので、全国的、緊急的に重要と判断したものを取り上げました。ゼネコンと大企業からの寄付は水郷水都会議の歴史と伝統に反すると考え、実行委員会としてお断りました。

4) 成果

第7回水郷水都全国会議の実行委員会は自然消滅しました。実行委員会に参加いただいた多くの団体・個人との連帯交流は引き継がれ、近畿水問題合同研究会と共に発展しています。京都府、奈良県、和歌山県、滋賀県で行なわれる水・緑・環境問題等の運動に協力しています。事務局を勤めた近畿水問題合同研究会は近畿のネットワークのセンターになりつつあり、行政、マスコミ、住民、学者・研究者等からの問い合わせにこたえています。昨年8月「高度浄水処理と水の安全」を自治体問題研究所から出版しました。

5) 現在(1995年)の状況

その後、「ベイエリア」開発問題は、各種の団体が取り上げ、いろいろな角度から批判・反対しました。「大阪湾を税金と産業廃棄物で埋め立てゼネコン等大企業に売り飛ばす」問題は、釣りサンデー社長の小西さん等が大阪湾と環境を守る運動に立ち上がりました。大阪湾の海の中に作られた関西国際空港問題は、大阪府知事選挙の争点ともなりましたが、現状として悪化の方向にあり、横山ノック知事は公約に違反し、環境破壊の手助けをしています。

6) 提案

最近、新聞記者から水郷水都全国会議のことについて取材がありました。木原先生の『水の時代・・・』と手持ちの資料を送りました。また、日本大学の研究グループ(学生)から水郷水都の定義について教えて下さいという問い合わせがありました。残念ながら答えることができず、これも手持ちの資料をお届けしました。大阪は古来「水の都」と呼ばれています。世界湖沼会議も6回目となり、水郷水都会議も回を重ね11年目を迎えます。水郷水都になじみ運動を続けていますか、水郷水都とは何なのか教えて頂きたいと思います。

(回答者 村上廣造)

第7回水郷水都全国会議・大阪宣言

1991年8月25日

第7回水郷水都全国会議は1991年8月24、25の両日、淀川の恵みに抱かれた大阪・高槻市で開催された。ここに全国各地で水環境の保全と再生に取り組んでいる 団体 850 人が参加した。われわれは、大都市圏における初めての大会として、水と人間の関わりを総合的にとらえた「水と共に生きる都市」の理念を提起し、次のような事項を確認した。

1 大都市沿岸域を市民が親しめる自然環境の豊かな場として再生しよう。

東京湾・伊勢湾・大阪湾・博多湾など大都市沿岸域での巨大開発プロジェクトが住民不在のまま展開されている。われわれはそれを根本的に見直すべき時期にあることを確認した。沿岸域は人間活動と海が出会う貴重な環境である。経済効率を優先した開発を反省し、既存埋立地を市民に開放し、自然環境の再生と親水性の確保をめざす。

埋立てによって海辺と住民が分断されてきた事実を直視し、住民運動の再構築をすすめる。

2 水系環境の保全を図り、安全で快適な都市の水環境を創造しよう。

全国各地で「水源保全条例」の制定運動などが展開されているにもかかわらず、ゴルフ場等のリゾート開発により水環境は深刻な事態に直面している。われわれはこのような事態を引き起こしたりリゾート法の廃止を要求する。

大都市圏では水需要の拡大に伴う構造的な水資源危機が住民生活をおびやかしている。こうしたなかで、安全でおいしい水、快適な水環境を求める住民の要求がかつてなく強まっている。あわせて、水質汚染が深刻な状況にある地下水に対する公的管理の必要性も新たな課題となっている。

3 水環境を守り、水文化の創造の担い手としての住民運動をさらに発展させよう。

身近な水環境を誇りにし、水辺の保全と再生を軸とするまちづくり運動が全国各地で着実に広がっている。水環境を守り、水文化を創造する次代の担い手を育てていくことは今を生きるわれわれの責務である。

7回を数えた水郷水都全国会議の到着点をふまえて、われわれは地道で継続的な運動組織の構築をめざす。

4 世界各地で展開されている水環境を守る運動と連帯しよう。

第2章 各地からの報告

地球規模の環境破壊が進むなかで、1992年6月、ブラジルで「国連環境開発合議」が開催される。この時にあたり、これまでの水郷水都全国会議の成果を広く世界に伝え、水環境に取り組む住民運動の国際的交流を図る。

福井県大野市名水訴訟を重視する特別決議

福井県大野市は、全国名水百選に指定された湧水(名称お清水)のある地下水に恵まれた町である。市民はこのおいしい水を各戸で汲み上げて生活している。おいしい水はおいしい食物や地酒を育て、市民はこの地下水に限りない愛着を抱いている。

しかし、この豊かな地下水も戦後40年間、ダムや原野の伐採等で涵養源を破壊され、一方、地下水汲み上げ量の増大で、水位低下や井戸枯れが生じた。また、昭和60年代に入ってからクリーニング店による有機溶剤汚染という水質面にも危機が訪れてきた。汚染は幸い軽微で、発生源の汚染土除去も行われたが、環境行政の不慣れから不手際を生じ、住民の不安は決して少なくなかった。

市民の命の水や生業の根底をおびやかしたこの問題に、大野市は根本的な対策を立てえぬまま、今度は市街地全体の地下水涵養源にあたる地域を工業団地にし、大手自動車メーカーの下請工場に売り渡そうとしている。その工場では発がん性のある化学物質を含む油脂を使用する可能性があり、万一これが地下に洩れたら、市街地住民の飲料水と五百余戸の食品業界は重大な危機にさらされる。

このため、本年4月、市内食品業界19団体は企業立地の移転と監視強化を求める請願書を市議会に提出したが、過疎対策を理由に請願は否決された。そこで、大野市民は本年7月26日、最後の手段として、市に対し用地造成と企業への売渡し差止めを求める訴状を福井地方裁判所に提出した。

地下水は飲み水として次代に残すべき最も清浄な水源であるが、いったん汚染されてしまうとその再生は表流水に比べて極めて困難であることは、これまでの地下水汚染の実例からみれば明らかである。

この大野名水訴訟は、地域の水は地域自らが守っていくこと、地下水涵養源には地下水を汚染するものは持ち込まない、また地下水涵養源は開発しないことという3つの原則を確立する歴史的な意義を持つ。わが国の地下水行政のあり方に対する根源的な問いかけである。全国的に飲料水

第2章 各地からの報告

の水源が悪化しているなかで、土壌による自然浄化に守られた地下水を子孫に伝えることは、今日に生きる者の責務である。

第7回水郷木部全国会議実行委員会並びに参加者は、この大野名水訴訟を重視し、大野市と企業に対し立地移転と公害防止対策の強化を求めることをここに決議する。

長良川河口堰建設中止を求める決議

岐阜県内を貫流して伊勢湾に注ぐ一級河川長良川は、日本の殆どの川が、河川総合開発等によりダムが建設され自然の状態を失っているのに対し、本流にダムがなく、豊かな清流と生物相という川本来の状態を保っています。かつて、西南日本の多くの川で漁獲されていた降海型アマゴのサツキマスは、今では大量に天然産卵をくりかえすことができるのは長良川だけです。天然アユが最上流まで遡上し鵜飼が全国に知られているのは言うまでもありません。また、長良川の中下流は、最も豊かな生物相をもつ水域の一つです。さらに長良川は、伊勢湾の浄化にも大きな役割を果たしてきています。

この長良川に、いま河口堰の建設が進められています。この河口堰はもともと一九六〇年代に工業用水を供給するために計画されました。一九六八年に策定された木曾川水系水資源開発基本計画では、毎秒二・五立万メートルの取水をして、愛知県と三重県に供給することになっています。

長良川河口堰は、長良川の河口に堰を建設し、川を堰止めて堰上流二五キロの間貯水するものです。このため、長良川の清流と豊かな生物相は大きな被害を受け、伊勢湾の水質は一層悪化することが予想されます。また、治水面では、湿地化や地盤沈下による堰上流域の水害の危険、高潮や津波による堰下流域の水害の危険も予想され、治水上はかえって有害であります。

建設省・水資源開発公団は、治水のためにはしゅんせつによる河積の拡大が必要だとし、しゅんせつによってひきおこされる塩害を防ぐためには河口堰を作って海水遡上を止めなければならない、と言っていますが、河口堰がなくともどのような塩害も防ぐことができることは、岐阜県の長良川最下流の海津町よりも更に下流、木曾三川河口部に位置し、当の河口堰が設置される三重県長島町において、最近では、水稻作付面積の〇・二～〇・四%の塩害しか起きていないことから明らかです。さらに、建設省、公団があげている北伊勢工業用水道への塩分混入による被害や、農業用水の塩水化による塩害は技術的には防ぎうるものであり、幻の塩害にしかすぎません。

第2章 各地からの報告

また、河口堰の本来の目的である利水については、基本計画から二〇年余りの間に、水需要は大きく変化し、水余りに悩む状態にあり、作り出される水資源は、ほとんど売れる見込みのない有様です。一九八五年価格で、一千五百億円、完成時には二千億円を大きく上まわると予想される巨額の事業費負担は、岐阜・愛知・三重の三県民の肩にかかることになるでしょう。

私たちは、このように利水の上では無用、治水の上では有害な長良川河口堰の建設の即時中止を求めます。

建設により長良川の豊かな清流と生物相が破壊されることを深く憂慮するゆえに、長良川河口堰の建設に反対いたします。

直接、生活に関わる岐阜、愛知、三重の県民のみでなく、自然とともに在る生活を守ろうとするすべての日本国民の名において、次のことを要求するものです。

- 一、長良川河口堰の建設を即時中止すること、
- 二、建設省・水資源開発公団は、さまざまな疑問に対する正確な情報を隠すことなく公開すること、
- 三、その上で、公正・かつ民主的な計画アセスメント、環境アセスメントを行うこと、

右、決議します。

一九九一年八月二五日
第七回水郷水都全国会議

第8回(1992年8月12日 新潟県新潟市)

1) 開催時の状況

第5回の柳川大会に、「鳥屋野潟研究会」や「新潟の水辺を考える会」の会員など新潟から多数の参加者があり、柳川大会のすべての市民運動を飲み込み、融合させる、あたたかな雰囲気を感じ、いずれ新潟でもこのような大会を開催したいと思ったこと。

「鳥屋野潟研究会」や「新潟の水辺を考える会」など、水に関する新潟における活動が活発になってきており、それら市民団体の関係を図るとともに、新潟のもっている水に関する情報を全国に発進したかったこと。新潟の市民を中心としたカンパによって「阿賀に生きる」という記録映画が4年間かけて完成し、この映画を全国に発進したかったこと。日本海カヌー横断航海に取り組み、国際的交流までやってのけた企画力、実行力が、「新潟の水辺を考える会」を中心としたネットワークにあることか確認できたこと。

2) 実行体制

準備は1991年秋頃から始めたが、実質的には1992年2月に現地実行委員会を発足させ、本格的に始めた。全国実行委員会の下につくられた新潟実行委員会は大熊孝(新潟大学工学部教授・新潟の水辺を考える会会長)を実行委員長に17人の副実行委員長(主に新潟県内で市民運動・文化活動に取り組んでいる人々)、50人ほどの実行委員で構成し、事務局長に進直一郎(新潟の水辺を考える会会員・新時代政策フォーラム)があたった。大会当日に関わったスタッフは約150人にのぼった。

3) 開催時の課題

財政:収入に見合う支出ということで企画を考えていった。結果的に総予算は500万円をオーバーしたが、赤字にはならなかった。

参加者:水郷水都全国会議が県内で十分知られておらず、まず知ってもらうことから始めなければならなかった。そのために、新潟日報など新聞社に協力を得てたびたび記事にしろ、またビラを早めにつくり、各地のイベントで配付し、開催を周知させ、参加者を募った。

報告者:分科会を日本海側の新潟という地域性に考慮して、第1分科会阿賀野川、第2分科会信濃

第8回水郷水都全国会議・新潟宣言

(1992年8月2日)

第8回水郷水都全国会議は1992年8月1日、2日の両日、ブラジル環境サミット(6月開催)後の地球環境問題注目の中、新潟県新潟市で、全国各地の水環境の保全・再生に取り組んでいる70団体、約700人が参加して開催された。

新潟平野は、日本で第1位と第3位の水量を誇る、信濃川と阿賀野川が交わり、日本海に注ぐところであり、小阿賀野川・通船川・西川などの小河川、福島潟・鳥屋野潟・佐潟などの潟を含め、さまざまな形態の水辺が豊かに存在するところである。この豊かな水は、田を潤し、産業を起し、舟による物や人の移動に役立ち、都市をつくり、そして、生きものの棲む水辺をつくり、私たちに潤いをもたらしてくれた。特に、新潟市街にはかつて縦横に張り巡らされていた堀割と柳があり、それは水都新潟のシンボルであった。ただ、惜しむらくは、1964年にその堀がすべて埋め立てられてしまったことである。だが、その反省とこの水辺豊かな地域のあり様の追求を含めて、この地において水郷水都全国会議が開かれることは意義深いことであり、大会のメインテーマは「水・流れが交わり、文化が生まれる」と決められた。

全体会議の「基調報告」では、地球環境問題の深化とともに、自然を“克服と利用の対象”としてしかみてこなかった近代的自然観を改め、自然とは“生命が豊かに循環発展してきた体系”という観点のもとに、貴重な自然の保護は当然として、身近な自然と人間が交流することによって、生態系が豊かに維持され、人間性が回復されることが指摘された。

また、「記念講演」では、“水”は元来人を結びつける存在であるが、政治との関係の中で人を引き裂き、地域を仕切るものであることが明らかになれば、“水”を媒介として、地域に根ざした個人レベルでの国際交流が、21世紀の環境と人権問題を解決していく糸口になることが指摘された。

全体会議につづく分科会では、①阿賀野川、②信濃川、③日本海一環日本海・世界を結ぶ海、④水とともに生きる文化と生活、⑤自然保護と水環境保全、⑥河川開発と水辺環境、⑦水辺を生かした都市開発・地域づくり、の7テーマにわけて、合計76編に及ぶ口頭・紙上発表をもとに、多角的で活発な討議が行なわれた。

今回の分科会で特徴的なことをあげるならば、まず、①阿賀野川分科会で、記録映画『阿賀に生きる』(監督・佐藤真)が上映されたことである。この映画は、全国約1400名から寄せられた資金をもとに、製作委員会方式で4年の歳月をかけて、この4月に完成されたばかりである。かつて第6回水郷水都全国大会・栃木大会でこの映画のラッシュが予告的に上映されたことがあり、その完成が期待されていたわけであるが、映画『柳川堀割物語』(監督・高畑勲:1987年製作)が指し示した人間

第2章 各地からの報告

と自然の関係、そして人間と人間をより一層鮮明に明らかにした。すなわち、水俣病という近代文明の矛盾が曝け出されているところを背景として、人間と自然の関係が労働や技能を介して人間と人間の関係において生きづき、その中に人の“成長”と“誇り”と“生きがい”があることを、世界に先駆けて映像化に成功した。まさに、新潟からの新しい文化の発進であり、地方文化の在り方に光を投げ掛けたといえよう。

また、③日本海分科会では、中国、韓国、ロシアからの水辺事情に関する発表があり、政府レベルとは異なる個人レベルでの“国際水辺比較”が行なわれた。また、青少年を含めた日本海カヌー横断航海は、民間レベルでの交流を実現したものであり、今後の日本海を挟んでの本格的交流がダイナミックに展開することを予感させるものである。こうした自由な国際比較や交流が、自然と人間や人間同士のあり方に国際的な新しい複点を生み出してくれるものと確信する。

特に、①、②の分科会では2日目にバスツアーが企画され、現地をみながら、そしてバスの中のマイクで、熱き討論が行なわれた。室内での発表・討論が学会発表的雰囲気となり、現実の自然から乖離する傾向にあったことを反省するうえで有意義であったと考える。今後、こうした形式がさらに発展することが期待される。

さらに、各分科会を通して見られた新たな特徴は、住民と行政が協力して新しい自然環境創造に向かっている事例が数編報告されたことである。むろん、経済効率を最大限に追求している開発に対しては、行政の対応の遅れを含め、強い告発があった。しかし、時代の流れとして、行政が遅まきながらも環境保全を重視し始めたことが、さまざまなレベルでの行政と住民との出会いを促しており、今後一層住民と行政が協力して環境保全がすすめられることが期待される。だが、こうした傾向は、住民と行政の両者が環境保全に関して低いレベルで合意が達成された場合は、一層悪化することも意味しており、住民、行政ともに一層知識を高め、思想を磨く必要があることが痛感される。こうした欠点を克服するためにも、自然と人間との関係を包括的に規定し、リポート法など住民不在の法律を反省し、開発の影響を事前に調査・判定する環境アセスメントを含めた、「環境基本法」のような法律の早期制定が必要不可欠であり、それへ向けて関係を保ちながら各地で独自に運動を展開することを確認したい。

最後に、参加者が最も楽しみにしている交流会は、信濃川の水辺に建設省と新潟市によって造られた緩傾斜の“やすらぎ堤”の戸外で行なわれた。すなわち、雨が降ったら濡れざるをえないことを覚悟して企画された。これは、閉鎖空間で飽食することの反自然性を反省したものであり、水環境の保全・再生は衣食住のすべてにおいて身を以て自然に触れる必要があることを認識するためでもあった。幸い、快適な天候に恵まれ、交流会では旧交があたためられるとともに、新たな多くの出会いがつけられた。

第2章 各地からの報告

来年の水郷水都全国会議は、東京三多摩地区で8月末に開催される予定である。ただ、交流会の後で開かれた全国実行委員会で、長良川河口堰問題の緊急性に鑑み、長良川沿川地域でもこの全国会議を開催することが提起され、その方向で今後煮詰めていくことになった。水郷水都全国会議がさらに多くの人々に自然環境保全の重要性を認識させ、そうした運動の成果が豊饒に実ることを念じてやまない。



第8回新潟大会のようす
(第20回浜松大会展示パネル)

緊急大会(1993年6月19,20日 三重県桑名市)

1) 開催時の状況

第8回水郷水都全国会議新潟宣言は「長良川河口堰問題の緊急性に鑑み、長良川沿川地域でもこの全国会議を開催することか提起され、その方向で今後煮詰めていくことになった」とした。この確認に基づいて開催された。

全国の河口は上流開発と河口堰建設等により問題を山積していた。その中で長良川問題は、「長良川河口堰問題の緊急性」とあるように、全国の水郷水都運動の天王山とってよい位置にあった。1993年3月には計画された堰柱13本の全てが建設される段階にあり、金丸金権政治との関係が暴かれたし中部弁護士会連合会が同事業に批判的報告書を発表、地元漁師が同事業差止め仮処分を申請するなど、住民の反対運動が全国に広がっていた。河口問題の全国交流と現地支援が開催の趣旨である。

2) 実行体制

長良川河口堰問題は厳しい政治的対決の場となり、建設省からは長良川の運動を孤立させる分断工作が強まっていた。そのような情勢下で、実行委員会を結成しようとしたが、木原啓吉氏が委員長となることを固辞したため、止むなく「水郷水都全国会議緊急大会・長良川」の実行委員会は全国と現地の2重とせず、一本化することとなった。

実行委員会は長良川河口堰反対の住民運動団体(約60団体)をはじめ地元の水問題や環境保護団体により編成し、実行委員長には地元の久徳高文氏が就任した。

3) 開催時の課題

水郷水都の住民運動が地方行政との関係、あるいは水資源その他の開発行政を推進する建設省や農水省との関係をどのようにするかは、運動論として重要な論点の一つである。各地方自治体の環境行政の姿勢は多様であり、住民運動と行政がある地域では対立関係にあり、ある地域では協力関係にあっても不思議ではない。理想としては住民運動と行政が緊張関係を持ちつつ協力するのが望ましいと思うが、問題は、長良川のように行政と厳しく対立し、建設省による孤立化工作を受けている具体的な運動に、各団体と個人が手を差し伸べ連帯する勇気があったか否かである。

多くを語るつもりはないが、全国実行委員会を結成出来なかったことに水郷水都全国会議運動

第2章 各地からの報告

の現在の弱点が露呈した。

4) 成果

会議は、水源地の森林荒廃、ダム・ゴルフ場・スキー場開発、経済効率と便利さのみを追求した都市化、河川改修等の全ての結果が流れ込む河口問題に初めて焦点をあて、現状と課題を探り、運動の交流が出来たことの意義は大きい。

実行委員会の中心となった、「長良川河口堰建設に反対する会」を初めとする 61 団体は、その後もこの課題に対する取り組みを続けてきた。

5) 現在(1995年)の状況

長良川河口堰の本体は、1995年3月に完成し、5月、野坂建設大臣が本格運用に踏切った。水郷水都全国会議を挙げて取り組む「緊急大会・長良川」とならなかつたことで、喜んだのは建設省であったことを忘れてはならない。

現在住民運動が指摘してきた問題点が解決したわけではない。たとえば河口堰が開発する毎秒22.5トンのうち、工業用水分の14.8トンと名古屋市の上水道分の2トンについては、水余りの現状を反映し、導水施設建設計画も立てられていない。治水上の課題も残り、建設費の地元負担問題も今後、重要な課題になることは確実である。

(回答者 保母武彦)



建設中の長良川河口堰

(緊急大会長良川大会,見学会(1993年6月20日)で撮影)

水郷水都全国会議 緊急大会・長良川宣言

「水郷水都全国会議 緊急大会・長良川」に参集した私たちは、「いま、河口のあり方を問う」をテーマに、全国各地の河口の現状と、その抱える課題について意見交換を行った。

わが国の河口は、今、治水上、環境上の重大な問題を持つに至っている。それは、流域における環境保全を軽視した開発と、河口における無節操な利水開発等の結果である。

また、水源地帯のゴルフ場やスキー場開発、ダム建設、そして河川改修は、河口部における水質、水量等に悪しき影響を与えている。さらに、近年、河口域では、巨費を投じた河口堰(河口ダム)の建設が続き、河口の状況をさまざまに一変させている。

これら一連の開発が、河口に古くから発展してきた水郷・水都の生活と文化をいまや危機に追い込んでいく。

全国の河川を見て明らかなのは、雨水を速く流すだけの河川改修と、今や過剰な水資源開発を強引に押し推し進める「近代的」河川開発が行き詰まっていることである。

全国の河口の前記のような現状は、この状況を一刻も早く転換する必要があることを示している。

今、建設省は、河川の利用・開発計画には問題がなく、問題はその進め方にあったと認識しているようであるが、それはまちがった認識で、問題の根本は、治水、河川管理計画そのものにあるのである。どの河川においても、現実離れした過大な水需要量を前提に、水資源開発が進められている。しかも、この開発は、金丸問題であきらかになったように、利権と結びついて不必要に拡大されているのである。

さらに、きちんとした環境アセスメントもなく、民主的なチェック機能も持たずに進められていることは問題である。そこで先の国会で廃案になった「環境基本法」を一步進め、第三者機関により、代替案について、情報公開をし、住民参加の保証を内容とする環境アセスメントの法制化を強く求めるものである。

右、宣言する。

1993年6月20日

水郷水都全国会議 緊急大会・長良川

長良川河口堰に関する特別決議

「いま、河口のあり方を問う」をテーマに、私たちは、三重県桑名市において「水郷水都全国会議 緊急大会・長良川」を開催した。

長良川河口堰建設現地の桑名に集まった私たちは、利根川、芦田川を始めとする、各地の河口の現状について情報を交換した結果、長良川河口堰が治水、利水、環境等の面において重大な問題があることを改めて確認した。

建設省と水資源開発公団は、各種マスコミが実施した地元アンケートの「反対」及び「一時中止」の声に反し、また全国の権威ある学会や自然保護団体及び広範な国民世論の批判にもかかわらず、長良川河口堰の建設を強行してきたことに対して、私たち大会参加者は、怒りを持って抗議するとともに、関係当局が、長良川問題解決のために、緊急に次のことを行うよう要求する。

一、長良川河口堰については、当面、建設を中止し、全国の英知を集めて、治水、塩害対策、利水、環境保全等について代替計画を立てること。

一、建設省と公団は、自らが押し付けた建設促進の地元自治体決議や、一部建設族の意見ではなく、長良川に寄せる一般住民の願いを生かして、事業の柔軟な修正・転換を行うこと。この一環として、反対住民との公開討論会を早急に開催すること。

一、長良川の災害要因を増大させないために、事業を即時一旦中止して、防災、環境総合影響評価を再度やり直すこと。芦田川等全国の河口堰の事後調査を実施し、これを踏まえて長良川の科学的な防災・水質・生態系保全計画をたてること。計画に当たっては、汽水域の自然浄化能力を減退させないこと。

一、豊かな長良川の自然を理に適った方法で利用するため、過剰開発が明らかな木曾三川水需要計画（フルプラン計画）に固執せず、利水計画を抜本的に見直し、漁業を含む、将来にわたる多様な利用の余地を残すこと。

右、決議し、関係機関に要望する。

一九九三年六月二十日
水郷水都全国会議 緊急大会・長良川

内閣総理大臣殿
建設大臣殿
水資源開発公団総裁殿
岐阜県知事殿
三重県知事殿
愛知県知事殿
名古屋市長殿



緊急長良川大会の会議風景と河口堰見学会

第9回(1993年8月28,29日 東京都八王子市)

1) 開催時の状況

フロアーとのやりとり、ディスカッションのない「パネル・ディスカッション」は不毛であること。フィールドワークによって共通の情報”を”共通意識”に高めること、この2点を事務局で決定した。

16 コースのフィールドワークによって、首都圏の一角である多摩地域で起きている具体的課題が全国に波及するであろう状況を確認し、水を取り巻く問題が実は環境を考える基本的なものであることを認識してもらうよう掛けた。

水はめぐり、時がめぐり、人がめぐりあう『序章 自由水権運動』を統一テーマとした。

2) 実行体制

事務局を八王子ランドマーク研究会とし、多摩地域各地(必ずしも行政区域にこだわらない)の市民活動団体の方々と実行委員会を創った。毎回 30～50名の参加を得て実行委員会を開催した。スタッフはフィールドワーク添乗員、現地案内人を含めておよそ100名程度。

3) 開催時の課題

1. 既存諸組織の政治的党派性の枠を乗り越えること。
2. フィールドワークに当たっての現地受入れ体制。
3. バス等フィールドワークに必要な最低限の資金。
4. 分科会の進め方(パネル・ディスカッションをおさなりにやればもっと楽だった)
5. 全国各地の方々の意見発表の場がない。

4) 成果

最も貴重な財産は人間関係である。

「みずとみどり研究会」「多摩川センター」「三多摩自然環境センター」の組み合わせにより日本で初のNGOの仕組みが生まれた。

水問題について多摩地域各地の市民活動団体がより深く、より広く学ぶことができ、実践的な活動が活性化してきた。

5) 現在(1995年)の状況

行政と市民とのパートナーシップについて、同一のテーブルづくりが可能になった面もある。

(回答者 石田幸彦)

第9回水郷水都全国会議たま宣言

第9回水郷水都全国会議・たま大会は1993年8月28、29日の両日、東京移管100年を迎えた多摩地域で開催された。ここに全国各地で水環境の保全と再生に取り組み、あるいは水をめぐる諸問題について関心をいいただいている156団体 540人が参加した。

多摩地域は、東に武蔵野台地、多摩川を挟んで南は多摩丘陵を抱える。水の循環のあり様を水系・流域で考えるには最適な地である。私たちは本大会において、循環する水がもつ多様な世界をつぶさに見るために16コースのフィールドワークと2本の映画上映を行い、共通の情報から共通の認識を得るという方法をとった。それぞれのコースでは参加者全員で現場のワークショップを行い、翌日の分科会では全国の実践に裏打ちされた智恵を出し合った。統一テーマは、多摩地域が自由民権運動発祥の地であり早くから自立した住民運動が展開されてきたことにより「序章・自由水権運動一水はめぐり、時がめぐり、人がめぐりあう」とした。

大きな組織力で開催された大会ではなく、多摩を中心とした数多くの市民活動団体が手を取りあって実現した大会であった。各フィールドワークでは、それぞれの地域で活動する市民団体が案内役となり、山や森林の保全のあり方を問い、農地の存続や都市計画の実際を語り、河川改修のあり方への疑問を論議し、地下水の汚染問題を考え、共生すべき生物たちのあり様を近くで見ることができた。

6つの分科会では、二人のコーディネーターと一人のアドバイザーの進行によって進められ、それぞれ前日のフィールドワークで得た感動や知恵、全国各地で取り組んでいる方たちの貴重な経験や交流が、今後の自然環境の保全や水環境の再生に役立つことを確認するに至った。また「水とくらす」「水と遊ぶ」「生きものたちと水辺」「めぐりくる水」「流域ネットワーク」「水辺へのまなざし」というやさしい課題を設定したことにより、今まで水問題に比較的関心の薄かった人々の参加も可能にした。

分科会で得た結論は次のような内容であった。

第一分科会「水とくらす」

都市の農業や林業の存続と今後のあり方について議論を行なった。その結果、次の世代に水の分化や技術を継承しつつ、水循環の見えるまちづくり、暮らしを進めていこう。

第二分科会「水と遊ぶ」

参加者全員の経験や体験を語り合いながら新旧世代による意見交換を行った。その結果、水や川との遊びを通して体験や記憶を積み重ねながら、新たな水ガキの養成や水文化を作り出してい

こう。

第三分科会「生きものたちと水辺」

いま行われている近自然工法や多自然型川づくりの事例をスライドで見ながら検証、討論した。その結果、川の生きもののためといえながら、よけいなお世話が多い。生きものの気持ちになった川づくりを！

第四分科会「めぐりくる水」

水の循環が断ち切れつつある状況の中で、回復に向けての意見交換が行われた。その結果、市民が市民としての実力を身に着けるとともに、課題や問題の自区内対応、処理を行う「自治」を確立しよう。

第五分科会「流域ネットワーク」

市民と行政が緊張関係を持ちながら進めていくネットワークづくりの現状と課題について議論した。その結果、市民はもっとネットワークを広げ行政の情報公開を目指そう。

第六分科会「水辺へのまなざし」

参加者の個人体験からくる様々な「川」への熱い思いが話し合われた。その結果、住民のニーズを理解し、生きものの気持ちになった人と自然が共存できる水辺空間を創り出して行こう。

二日間を通じて議論した課題が、早晩全国に波及するであろう事は想像に難くない。そこで、ここに本大会の成果をもとに今後の水環境の望ましいあり方を展開するため、以下のような提言を行うことにした。

その一、水をとりまく環境のあり様を一方的に行政が計画を立てるのではなく、そのことによって最も影響を受ける住民を計画の決定機構に参加させる仕組みを取り入れる。また、すでに決定されている計画でも、時代状況の変化に対応したり、決定方法や判断基準等に誤りがあることが判明した場合は直ちに中断し、都市計画決定の手続きを再度やり直すシステムを創り出す。

その二、地域環境を保全、再生、創出するために市民の主体的な地域活動を中心に住民、研究者、行政関係者を含めたネットワークづくりを進める。

その三、市民、研究者を交えて環境施策のあり方をきちんとモニタリングし、評価する仕組みを創り出す。

第2章 各地からの報告

その四、地域の環境保全の活動が、広く地球環境の保全にまで繋がるものであることは明らかであり、次の世代まで視野に入れた諸活動が必要である。また、こうした諸活動を進める上で、市民、研究者、行政はそれぞれの役割を分担しながら、互いの信頼に基づいた論議を大切にして、できる所から行動していこう。

こうした共通課題を認識した上で、第9回水郷水都全国会議・たま大会に結集した参加者一同は、これからの水循環のより一層の保全、再生、創出に向けて、努力を惜しまずに進むことを誓う。

1993年8月29日

第9回水郷水都全国会議・たま大会参加者一同



第9回たま大会
(第20回浜松大会での展示パネル)

第10回(1994年9月10、11日 北海道釧路市)

1) 開催時の状況

1993年6月に釧路で行なわれたラムサール条約締約国会議の成果を市民レベルに広げたいというのが開催を決めたきっかけであった。したがって、1994年9月に行なわれた水郷水都全国会議釧路大会のメインテーマは[ポストラムサール]ということになった。ラムサール会議で課題として残った問題か1年経ってどのようになったのか、ラムサール会議で議論されたことがその後活かされているのか、環境教育の観点からラムサール会議の成果が、どのように子供達や会議に参加しなかった市民に知らされているのか、などを釧路大会の特色として出していこうということになった。ラムサール会議は20万としく城にとってはきわめて大きなイベントであったが、ラムサール会議の意義や環境保全、自然保護についてもっと身近な物としての意識が薄かったように思う。ラムサール会議の精神をもう一度忘れないように、さらに市民の意識の中に定着させようとの考えであった。また、ラムサール会議ではあまり活躍する場かなかったNGOか、それぞれの意見発表する場を持ちたい、自分たちが主役として何かやりたいという意識も強かった。

2) 実行体制

実行委員会は大会顧問として横路孝弘北海道知事、鰐淵俊之釧路市長を始めとする北海道釧路管内1市9町村の首長になっていただいた。実行委員会は神田房行(北海道教育大学・教授)が実行委員長になり、伊藤正司(春採湖の会会長)が実行委員長代行、副実行委員長として小川安久(釧路自然保護協会副会長)など4名、事務局は梅津祐史(新生広告・釧路シャケの会)が中心となって運営された。総勢78名であった。

3) 開催時の課題

第1に準備期間がきわめて短かったことである。前年の会議に出席したものは一人もおらず、釧路シャケの会の東京支部の者が釧路開催を引き受けた。実行委員会をどうするか検討が始まったのが1993年末で、実行委員会が組織されたのが1994年3月であった。事実上はそこから大会のテーマを含めた基本的な話し合いがスタートしたのであった。

第2に資金集めであった。必要な資金が620万円、その後800万円に修正された。これをどうやって集めるかがもともと難しかった。北海道、釧路市からの助成も4月に入ってからはあまりに遅かった。しかし、釧路市議会議員等の活躍もあり、助成ももらえ、北海道新聞社の野生生物基金か

第2章 各地からの報告

らも助成をもらうことができた。残りは実行委員会で手分けをして協賛企業まわりをして何とか間に合わせる事が出来た。

4) 成果

釧路ではそれまでNGOがそれぞれ独自に活動してはいたが、それらが連携してある事業を行なうことはほとんどなかった。NGOの横の連絡がとれるようになったことである。水郷水都全国会議のあと各NGOが積極的に行動を行なっている。開催の主役であった釧路自然保護協会は相変わらず地元の自然環境保全の問題に深く関わっており、その活動はますます盛んに行なわれている。釧路シャケの会が以前から主張していた旧釧路川にシャケを遡上させる運動も続いている。釧路開発建設部は最近旧釧路川の水門を開いて、釧路川の水を通水することを表明している。また、カヌーの発着場も同時に作る計画を出してきており、これまでカヌーの発着が川岸の保全に少なからず悪影響を及ぼしてきたことが解消されそうである。

5) 現在(1995年)の状況

釧路ではラムサール会議から2年が経ち、次第に会議のことが忘れられようとしている。しかし、来年のオーストラリアの会議には、釧路市を挙げて100人規模で代表団を派遣する計画が進んでいる。1996年にむけて再びラムサール会議の熱気が戻ってきているような気がする。ポストラムサールの課題は相変わらず解決されたとはいえない。環境教育では来年改訂される小学校の教科書の中でラムサール会議や釧路湿原がかなり取り上げられるようになっており、一定の前進が見られている。

(回答者 神田房行)

第10回水郷水都全国会議釧路大会宣言

第10回水郷水都全国会議は1994年9月10日、11日の両日、北海道東部の釧路市で開催された。この大会には、全国で水環境の保全活動で取り組んでいる個人、住民団体、行政関係者、研究者など500人が参加した。

釧路市は背後に我が国最大の釧路湿原をかかえ、そのなかを雄大な釧路川が蛇行して太平洋に注いでいる。1993年6月、「ラムサール条約第5回締約国会議」がここで開催された。

このとき地元の人びとは、自分たちの住む釧路の自然が魅力的なものであることを改めて知った。しかし、同時にこの会議はラムサール条約の締約国がその運用状況を審議する会議だったゆえに、必ずしも地域住民の期待を反映させるものではなかった。ラムサール会議後、この会議の意義をぜひとも地元に着目させる必要があると、多くの市民は考えた。この認識が「ポスト・ラムサール会議」として「第10回水郷水都全国会議釧路大会」の開催に結実したのである。

ラムサール条約釧路会議の主要議題は「ワイズユース」であり、本大会のメインテーマはこれにちなんで「水環境のワイズユース」とした。

本大会では、共同通信社論説委員、向一陽氏による「水に聴く」と題する基調講演で始まり、「生物と環境保全」「水と人間のつきあい」「ラムサール会議が残した課題」「環境教育」の4つの分科会が開かれた。なお、開会に先立って、こどもたちを対象とした「アドベンチャー・スクール」、「こども環境会議」、釧路湿原とその周辺の自然環境を視察する4つのエクスカージョンが行なわれた。参加者は、地元の人びとによるボランティア・ガイドに助けられ、あらためて自然環境の偉大さに深い感銘を受けた。

本大会を通して、人間活動は生態系の許容範囲内にあるべきことが改めて確認された。私たちの営みはややもすると自然を逸脱がちである。だからこそ今、私たち自身が自然のなかに入って、自然と触れ合い、自然を感じる必要がある。具体的には、まず、自分たちができることを実践することを手始めとして、地道な調査と情報交換を継続すること、自然との触れ合い学習を充実させることなどの重要性が指摘された。

1995年には水郷水都全国会議が行なわれる契機ともなった「世界湖沼会議」が霞が浦で開催される。この10年間の水郷水都全国会議の歩みを踏まえて「世界湖沼会議」に参加することを確認した。

釧路大会では地元の人びとは、釧路を水環境に関する教育、研究、情報のセンターとするために多くの人びとの知恵を結集し努力することを表明した。この大会に参集した一同は、こうした地域住民の決意を高く評価し、その活動を支援することを誓い、あわせて本大会の開催のために準備

第11回(1995年7月28-30日 神奈川県横浜市)

1) 開催時の状況

・開催を決めた趣旨

第10回釧路大会終了の時点で次回の開催都市がなく、他団体より推薦されたこと。これまで10回続けて来た意義を終わらせたくなかったことによる。

・現地の状況は

横浜では、川、水、自然、街、海などをテーマに活動している市民団体が多く、活発に活動していること。横浜市は、内外から『多自然型の川づくり』の先進都市と言われている。特に鶴見川流域では市民団体が増え、それぞれ活発に活動を行っており、ネットワーク化が進められている。また相模川では今まさに相模大堰の反対運動が進行中だったことである。

2) 実行体制

・開催時にかかわった実行組織の体制は

横浜を中心とし、神奈川県内の及び鶴見川の流域で活動している団体で、その団体の幅も広く、川、水、自然、街、海などをテーマに活動している10団体を越える市民団体が参画した。

・人員は

実行委員会	51人
当日スタッフ	50人
合計	101人

開催にあたり、横浜という諸々の条件を考慮し、実行委員会には次のような基本事項の申し合わせがあった。

- (1) 予算については低額で押さえる(参加費を高くするなども検討する)。
- (2) 実行委員会は5~6回ぐらいにおさえる。
- (3) 役割、作業は分担し、かたよらないようにする。

3) 開催時の課題

現在も係争中の相模大堰について避けて通れない課題だが、会議でどのように扱うかが実行委員

第2章 各地からの報告

会で議論され、県等の後援手続きの中でも、問題となった。結果的には、大堰に反対している団体が実行委員会へ参加し、予定していたすべての後援も取得できたが、会議での議論はできなかった。ただし予定地の見学は実現できた。

4) 成果

横浜では既に市民団体のネットワークができており、実行委員会の組織化については、容易にできたが、活動が活発なため大会準備のための時間を割くことが各団体とも大変であった。そこで事務局の業務をアリスセンターに一部委託した。

「源流の谷戸の保全」が重要な課題のひとつとなっていたが、この大会により活動団体の交流が図れ、谷戸のシンポジウムを近々開催することとなっている。

都市河川の状況を改善することが大きなテーマとなっている。

5) 現在(1995年)の状況

・今年度の開催地である。

6) 提案

これまでの開催都市はそれぞれ大変であったとは思いますが、準備、運営、進行等について10回の蓄積が少ない。例えば、文書の様式などフロッピーがない、ノウハウが伝わらない。また約2000名の名簿があったが、そのうち200通が返送されるなど事務の整理が悪い。今回整理を行ったし、今後のために文書様式などを整備する予定である。

回答者 宮本一美



第11回横浜大会、
子どもとともに
(第20回浜松大会展示パネル)

第11回水郷水都全国会議—横浜宣言

都市化社会になり、いまや人口の7割の人が都市に住まう。都市住民にとって、都市河川はもともと身近な自然である。しかし、いまだ多くの都市河川が、開発と治水の優先により狭く深いコンクリートのなかに閉じ込められ、水質汚濁や水量の枯渇に悩まされ、美しさと文化を失い、生態系が貧弱化している。

こうしたなか第11回水郷水都全国会議は、「都市河川新時代」をテーマに、1995年7月28～30日の3日間、神奈川県横浜市において、全国各地から水環境の保全・再生やまちづくりに取り組んでいる市民をはじめ自治体職員、河川管理者、事業者、プランナー、学生、そして次世代の水辺再生を担う子供たち約900人が参加して開かれた。

水郷水都全国会議は、第1回松江宣言に述べられている「かつて日本の多くのふるさは水郷であり、都市は水都であった」という認識から、水郷・水都の住民は水に親しむ環境権すなわち「親水権」をもつものであることを確認し、その水郷水都の復権と環境権の確立に取り組んできた。いまその成果は少しずつ現れつつあるが、水郷水都の真の復権にはまだ多くの課題が残されている。課題を解決しさらに前進をのぞんで、第11回横浜大会は、岩崎駿介氏の特別報告「NGOの今日的役割」、笹山久氏の基調講演「川への想い」の問題提起を受けて、7つの分科会と全体会で活発な討議を行い、次の点を確認した。

- 1 都市が水都であった時代には、都市の川は市民の憩いの場・生活の場になるとともに、「都市の顔」としてその都市固有の風格を醸しだしてきた。私たちは、そのような都市と川との一体となった新しい関係の形成をめざす。
- 2 都市と一体となった川の復権を実現するには、水循環・物質循環を回復し、河道への負担をやわらげ、生態系と川の個性に配慮した河川環境の保全・整備を推進するとともに、源流域や農林地の保全、河川沿いの緑地帯の整備、川を表にした川・街一体整備、歴史的土木や文化遺産の保全活用などの総合的な取り組みが欠かせない。それは震災等の都市の安全対策としても重要である。
- 3 都市河川新時代を担う主体は、市民である。河川計画やまちづくりに市民が積極的に参加可能な仕組みづくりとともに、川にかかわる人々のパートナーシップにもとづく合意形成システムの確立が必要である。係争中の懸案については、見直しを含め開かれた議論の場づくりをまずは目指す必要がある。
- 4 このような都市河川新時代に向けた総合的取り組みを進めるには、河川法、都市計画法や建築

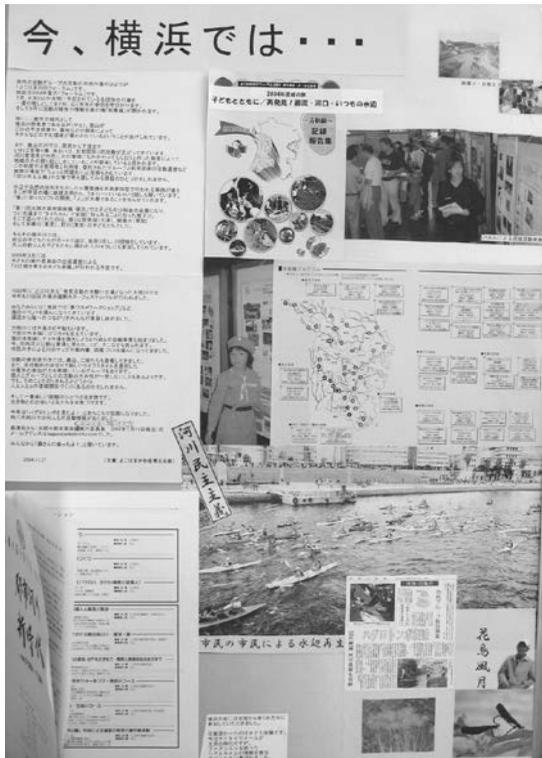
第2章 各地からの報告

基準法などの現在の法制度だけでは不十分である。市民自治の原理にもとづく「都市河川法」など、新しい都市河川制度の検討も、これからの重要な課題であるとする。

おわりにあたり、水郷水都全国会議の発足のきっかけとなった「世界湖沼会議」が、この10月、霞ヶ浦において再び日本で開催される。私たちは、第6回世界湖沼会議を機に水辺再生を願う市民の世界的ネットワークづくりをすすめる。

1995年7月29日

第11回水郷水都全国会議・横浜大会参加者一同



第11回横浜大会
(第20回浜松大会展示パネル)

第12回(1996年8月2-4日 徳島県徳島市)

1) 開催時の状況

第12回徳島大会は1996年8月開催された。当時、国はこれまでの河道主義治水の見直しと、環境重視、住民参加という新たな川作りの理念が盛り込まれた河川審議会答申を公表したばかりだった。川と人のかかわり方が大きな転換期を迎えていた。

一方徳島では、吉野川第十堰改築、那賀川細川内ダム建設という2つのダム計画が、住民の意に反して進んでおり、県民の川問題への関心は高まっていた。

そのような総論(理念)における転換を、旧態依然の各論(現場)で実現するにはどうすればよいか、その道筋を見つけない。そのためには、一部の人ではなく川に関わるすべての人たちが対等に議論をする場を作りたい。そうすることで水問題を一般の市民に近づけたい。それが徳島大会のねらいであった。

2) 実行体制

大会長は三木睦子さん。実行委員会のメンバーは55名(22団体)であるが、4河川のエクスカージョンについては各流域自治体や企業、旧建設省の協力を得たし、テーマごとに多くの市民に協力をしてもらった。

3) 開催時の課題

第十堰問題と細川内ダム問題、それぞれが建設推進と反対の厳しいせめぎあいがあるなかで、どうやって対立当事者を含むできるだけ多くの人たちに参加してもらうか、ということだった。そこでは「全国の各界各層の水の関係者が年に1度だけ集まる」という、水郷水都全国会議ならではの特徴がたいへん効果を発揮した。

4) 成果

すべての分科会に旧建設省や厚生省などの行政も参加したことによって、国との対立テーマであるがゆえに関われなかった自治体や市民団体、市民、専門家たちとも議論や共同作業が実現し、さまざまな色合いのグループのネットワークが可能となったことである。

また係争問題が、単なる勝ち負けの問題として見られるだけでなく、普遍的な水問題として認識されるきっかけにもなった。関係団体の活動は、次項に見るように大会の成功によってさらにパワー

アップした。

5) 現在(2004年)の状況

紬川内ダム建設計画は、翌97年に一時休止、2000年ついに中止となった。勝浦川上流の上勝町は、ゴミの34分別やゴミ収集車の廃止を実現し、日本初のゴミゼロ宣言をおこなった。第十堰改築計画は、98年国のダム審が建設妥当の結論を出したため流域住民の厳しい批判を浴び、2000年徳島市で河川事業初の住民投票が実施された結果、90%を超える反対により白紙となった。

吉野川では、このあとも住民がNPO法人を設立し、3200万円の研究費を徳島市と共同で支出し、2004年3月か同席計画に替わる代替案を作成した。千年もつ河川技術と流域主義治水の視点を導入し、森林の洪水防御機能を初めて数量化した新たな公共事業を提案している。

国に頼るのではなく21世紀型の水環境を地域が自立して作り出そうという試みが、着実に広がってきている。

(回答者 姫野雅義)



第12回徳島大会、吉野川第十堰見学会
(徳島大会報告書より)

第12回水郷水都全国会議大会 徳島大会宣言

河川と私たちとの関係が見直される時代です。21世紀の豊かな水循環系の確保に向けて、新しい論議と実践が切に求められています。最近の河川審議会答申や、建設省のダム事業評価の試行など、既に新たな動きが現れています。また、各地の住民も河川環境整備で対案を提起するなど、運動の姿を大きく発展させています。日本の水環境の未来に対する国民的な論議と合意の条件は整いつつあります。

第12回水郷水都全国会議は8月2日～4日、徳島市を会場に開催されました。河川行政の転換に向けて住民が積極的な力を発揮している徳島に、各地の住民をはじめ、研究者および河川行政の当事者など、全国から800人余りが参加しました。吉野川や那賀川など4コースのエクスカージョンは、良好な水環境の保全とそれを維持するシステムのあり方を体感する機会となりました。6分科会場ではテーマ毎に率直な議論が交わされ、水環境をめぐる成熟した論議の可能性が示されました。また全体会議では、哲学者の梅原猛氏、アメリカの南フロリダ水管理公社のニコラスG・オーメン氏の講演があり、現代に求められている広く、深い視座が提示されました。そして吉野川河川敷での交流会では、運動を担う者の連帯がさらに広がりました。

水郷水都全国会議・徳島大会では、21世紀型の水環境整備の理念と方策、その執行システムなどの新たな論点が深められました。河川行政に関する情報公開や決定過程への住民参加はまさに実現途上にあります。また各地の優れた模索の交流で、既に始まっている流域の未来形が部分的に示され、さらに日本全体の進路も見え始めています。川や水の論議を通じて、今日の生活スタイルや社会システムを再点検すべきことも共通理解となりました。

この大会では多くの成果が生まれました、水郷水都会議の蓄積が活かされ、さらに新たな共通財産が形成されています。大会論議の一部は直ちに具体化され、あるいは将来構想の枠組みとなるでしょう。社会的なシステムの転換と共に、河川と私たちとの営みを変革することも求められています。新しい時代を開くために、論議と実践をいっそう広げましょう。

1996年8月4日

水郷水都全国会議徳島大会参加者一同

第13回(1997年10月18,19日 鳥取県米子市)

1 全体会(第1日目)

歓迎挨拶 米子市長／森田隆朝

記念講演 「諫早干拓が問いかけるもの」 日本湿地ネットワーク代表／山下弘文

2 分科会(第1日目)

第1分科会 湿地保全と「賢明な利用(ワイズユース)」

湿地は、人間らしい生活を取り戻すキー・ワードだ。湿原、湖沼、河川、干潟など水のあるところは、みんな「湿地」である。人間と湿地のつきあいはとても古く、古代文明の発祥の地はすべて湿地であり、アジア・モンスーン地帯の日本では、湿地で漁をし、低湿地帯が稲作文明をささえてきた。ところが、大規模な干拓や埋立て工事により湿地がどんどんなくなり、水質が汚濁し、渡り鳥など動植物が消えている。

世界中で湿地を守る運動がはじまり、湿地を保全する国際条約ラムサール条約がつくられ、日本も加盟している。条約がうたう湿地の「賢明な利用」とは何か。それはどうしたら可能か。各地の取り組みを交流しながら、湿地の保全を考える。

第2分科会 水と森林

河川・湖沼は、陸地を含む大きな流域の一部である。かつて、水源地には緑豊かな森林があり、その森林が治水や利水に役立ち、水産資源をも育む大本になっていた。しかし、戦後植林された山々は木材不振で荒廃し、松枯れの被害が広がり、水源地には産業廃棄物処分場やゴルフ場が押し掛けた。森林の危機は水の危機、生命の危機である。森林破壊の時代であった20世紀が終わろうとしている今、森林の役割を見直し、都市と山村が連携することが求められている。山村の水保全のための努力も強まっている。山に木を植える漁民の活動や、都市民がボランティアで枝打ちや下草刈りに行く「緑の十字軍」の取り組みもある。山村の取り組み、都市の取り組み事例などを出しあって、水と森林の関わりに理解を深め、自分たちで出来る活動を話し合う。

第3分科会 水環境と漁業振興

日本の食料自給率の低下は、麦、大豆等の生産減少だけでなく、魚介類等の生産減少による、と農政審議会が報告している(94年8月)。日本人のたんぱく源としての魚介類の位置は昔から大きい。遠洋漁業、沿海漁業の漁獲量が減少し、沿岸の漁場も、開発と水質悪化の影響に苦しんで

第2章 各地からの報告

いる。諫早湾、中海・宍道湖等では、21 世紀の食糧危機対策を口実に人為的な漁場潰しが進められてきた。

漁業は、食料生産の観点からだけでなく、水質保全を前提に成り立つ環境保全型産業という側面からも一般市民の理解が必要であろう。産卵・生育環境としての汽水域の役割、河川・湖沼・湾等のアカ潮、アオ潮の実態と漁業被害、漁業者、漁協の取り組みなどを交流することによって、これからの水環境と漁業振興を考える。

第4分科会 水を活かしたまちづくり

水には心をなごませる力がある。全国に「水郷」「水の都」を名乗る地域が多くあり、それぞれの地域が、水と人とのふれあいの歴史と文化を誇りにしてきた。また、新しく「水を活かしたまちづくり」を推進している地域もある。

第1回水郷水都全国会議(於松江市)が提唱した理念が、住民の「親水権」であった。あれから12年、今では行政も「親水」の言葉を多用するようになった。そこには、住民要求の反映があると同時に、親水河岸や親水公園の名によって住民を説得して、新たな土建工事を拡大しようとする動きもある。

水郷・水都を再生し、各々の地域に伝承されてきた水文化を21世紀につなぐソフトとハードの知恵と工夫を交流しあい、水を活かしたまちづくりを考える。

第5分科会 水と環境教育

『沈黙の春』の著者・レイチェル・カーソンは「子どもたちへの一番大切な贈り物は、美しいもの、未知なもの、神秘的なものに目をみはる感性です」と語りかけている。彼女は、20世紀の破壊と荒廃のあり方にプレーキをかけ、自然との共生社会への希望を、子どもたちの感性のなかに求めている。水環境の保全を担う次の世代を育てる課題は重要であり、しかも重い。親の世代がいかに手本を示したらよいか。

感性を豊かにする環境教育はどうしたらよいか。学校教育、家庭教育、社会教育のなかの環境教育はどうなっているか。分科会では、石けん使用、家庭汚水処理、合併浄化槽等の身近な浄化対策についても交流しあう。

第2章 各地からの報告

第6分科会 水・公共事業の転換

かつて主な公害源は、民間企業による排煙と廃水だった。今は、自動車排ガスとともに公共事業が環境破壊の主因の一つになっている。しかも、国会の審議もなく、目的を失った数十年前の建設計画が官僚機構の独断で進められ、先進工業国のなかで最悪の財政赤字をつくりだしている。

長良川河口堰、諫早湾干拓等に見る官僚の横暴は国民の批判となり、公共事業のチェックは、今や国民の声となっている。どうしたら水をめぐる公共事業の転換が実現するか。各地の実例をモデルにして、公共事業の制度問題を実践的に学び、環境アセスメント、費用便益分析の活用等について交流する。

3 全体会(第2日目/文化ホール)

全国実行委員長挨拶 実行委員長/木原啓吉

分科会報告

講演1「地方分権と水政策の転換」法政大学教授/五十嵐敬喜

講演2「水郷水都運動の展望」豊かな汽水域を後世に活かす市民会議/保母武彦

4 エクスカーション

Aコース/中海干拓現地視察

Bコース/大山山麓の自然・史跡探訪

【追記】

この米子大会を主催した「美しい中海を守る住民会議」は、2000年に本庄水域干陸事業を、2002年には中海淡水化事業を中止に追い込んだ。

現在、これらの事業によって破壊された宍道湖・中海の汽水環境修復の闘いを展開している。具体的には、干陸及び淡水化堤防の開削、浚渫窪地の埋め戻し、水門を利用したシミュレーションの検証、浅場造成、自然に近い渚の回復などである。

農水省は、形振りかまわず幕引きを急ぎ、環境修復が危ぶまれている。農水省を逃がしてはならない。闘いは渦中にある。

(回答者 岩田武彦)

第14回(1998年11月7,8日 宮城県気仙沼市)

第14回気仙沼大会の報告として、畠山重篤氏より以下の新聞記事(読売新聞 2004年(平成16年)9月15日(水曜日))が提出された。

森は海の恋人運動 新たな展望 「汽水域守る」研究始動 林学から水産学まで一体で

森は海の恋人運動も十六年が経過した。

海で暮らす漁師がなぜ山に植林を、という意外性。山に翻った大漁旗という視覚に訴える行動。森は海の恋人という耳に心地よいキャッチフレーズなど、今になって考えると本職顔負けの演出が効いたのか、各方面から注目を浴びた。

このスピード時代、どんな事柄も年月がたてば賞味期限が切れる。ところが、ここにきて新たな展望が開けてきている。

事の始まりは三陸・気仙沼湾で牡蠣の養殖を生業とする漁民が、赤潮まみれの海を青い海に戻したい、そして美味しい牡蠣をつくり続けたい、と思ったこと。極めて素朴で純粋な動機からであった。

牡蠣の産地は世界中、河口の汽水域に形成されている。牡蠣の餌である植物プランクトンは、森林の腐葉土層を通過した河川水に含まれる養分によって殖えるからだ。

汽水域はこの植物プランクトンの最も豊富な海なのである。だが諫早湾の例を引くまでもなく、川の流域に暮らす人間の意識によって汽水域の生死が決まる。ある意味で厄介な海でもあるのだ。

この海を守るには、川の流域に暮らす人々に、その価値観を共有してもらわねばならないことにも気がついた。

これは教育の問題が絡むな、と直感したのは行動を開いた翌年、平成二年(一九九〇年)であった。

その年から気仙沼湾に注ぐ大川上流の岩手県室根村の小学生を海に招き体験学習を始めた。海からわずか二十キロしか離れていない所に住んでいる子供たちだが、あまりにも海は遠い存在であることを知り愕然とした。

船に乗せて養殖筏に連れて行き、牡蠣を引き上げて見せたところ、開口一番「餌は何をやって

第2章 各地からの報告

いるのですか」という質問がきたのである。作物には肥料、家畜には飼料を与えている農家の子供だけに、生き物を育てるには餌をやるのが当然だと思っていたのだ。

海の中では、プランクトンが自然に発生するから餌をやる必要はないと説明すると、「漁師さんはドロボウみたいですね」との答えが還ってきた。

その後、ドロボウの汚名をすすぐべく、ブナ、ナラ等の広葉樹を三万本植え、体験学習も六千人の子供たちを受け入れてきた。

汽水域を守るということは、突き詰めれば人間とは何か、という極めて根元的な問題に突き当たる。今中学校の教科書にこの運動が取り上げられるようになったのも、その意義が理解されてきたからだと思う。

汽水域のメカニズムを科学的に解明する学問は、遅れに遅れていた。森・川・海・人間。どこから手をつけたらいいか難解なテーマであると同時に、縦割りの学問体系が研究を遅らせていた。

全国の大学に先駆けて京都大学がその研究に着手した。京大フィールド科学教育研究センターのスタートだ。林学から水産学までの教授らが二十六人も張りついた本格的な組織である。センター創立を記念して、六月から京大総合博物館で企画展が催された。

「森は海の恋人の世界へのいざない」というタイトルであった。この種の企画展では異例だという一万人を超す来館者があった。

汽水域研究の最重要課題は、そこが海の森だという概念をうち立てることである。大気中に含まれるCO₂の五十倍の量が海に溶け込んでいるといわれ、それを固定化しているのが、植物プランクトン、海藻であるからだ。

一説によると、陸の全森林の二倍の力を海の森林が担っているという。

海から蒸発した水が雨となって陸の森を育て、そこから流れ出す養分が海の森を育む、という循環が見えてきた。その途中に人間の生活も在るのだ。

(回答者 畠山重篤)

第15回(1999年10月15-17日 沖縄県宮古島)

1) 開催時の状況

水郷水都全国会議の沖縄開催の打診を受けて、どこを開催地としようか、大変迷いました。川らしい川のない沖縄の島々ではありますが、水問題や川の汚染はどこでも深刻でした。いろいろ考えた挙句、結論は宮古島でした。宮古島は石灰岩の島で、それこそ川のない島ですが、石灰岩の島ゆえに、飲料水を地下水に頼っています。その宮古島では生活排水や畜舎排水でもって地下水が汚染されつつあり、水道原水としての地下水も硝酸性窒素が基準を上回りそうな状況にきておりました。その状況に対し、宮古島上水道企業団や宮古島の住民は大きな危機感を有しておりました。

2) 実行体制

実行委員会は、宮古島で活動している人々を中心に組織しました。

実行委員は総数33人で、組織構成としては、総務部、企画部、財務部の3つの組織としました。事務局は宮古事務局、沖縄事務局の2つを設置し、宮古事務局は現地体制づくり、沖縄事務局は全国実行委員会との連携、参加者募集、原稿依頼、予稿集作成、全国への広報等と、役割分担をしました。

3) 開催時の課題

沖縄県内で水郷水都全国会議を経験している者は、数人しかおりませんでした。したがって、宮古島でその組織の正体や開催趣旨を理解してもらうには大変苦労しました。組織の信用を何で証明すれば良いのか、大変考えさせられました。地元の方々にとっては、若干の疑問を持ちながらの開催準備であったと思います。大会を終えて、水郷水都全国会議の趣旨が良く理解できたとの評価を実行委員の方々から得られたのは大きな喜びでありました。一方、水郷水都全国会議の趣旨をいかに開催地に伝えられているのかが今後の課題という感もしました。

4) 成果

水郷水都全国会議 in 沖縄・宮古島実行委員会組織は、会議終了後、決算と記録集の発行をもって解散しました。その後実行委員会としての活動はありませんが、会議が島の人々を触発したものは多大でした。宮古島上水道企集団の地下水保全の努力はさらに具体化し、島民も努力を続けて

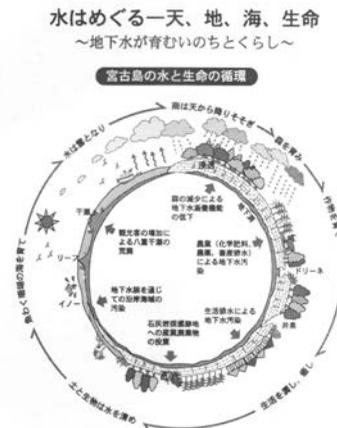
第2章 各地からの報告

おります。硝酸性窒素は確実に減少の傾向を辿りつつあり、また、森づくりや有機農業の試みも始まりました。企業団の一連の活動が評価され、2002年には水資源功績者を表彰する国土交通大臣賞を受賞しました。また、宮古農林高等学校の生徒達は、地下水を化学肥料による汚染から守る事を目的として、「有機肥料バイオ・リン」を研究開発し、2004年度の日本水大賞を受賞し、さらに同年、第8回ストックホルム水大賞を受賞しました。大きな賞の受賞は人々の喜びであります。より大きな評価は、水を守る意識と努力が全島民に行き渡っている事にあります。そのような機運づくりに「第15回水郷水都全国会議in沖縄・宮古島」が果たした役割は大きかったと、全ての実行委員が自負しているものと考えております。

5) 現在(2004年)の状況

硝酸性窒素は確実に減少してきております。宮古島における水郷水都全国会議の開催効果は、地下水の保全を水の循環で捉える視点が地域に根を下ろした事だと思います。

(回答者 崎山正美)



第15回沖縄・宮古島大会シンボルマーク

第15回水郷水都全国会議 in 沖縄・宮古島
(大会宣言)

私たちは、自然の神々が宿る宮古島で集い、知恵と想いを分かちあった。足もと深くものいわぬ水、剥がされていく緑。壊す手と守る手を持つ営みのなかで、みどり豊かな、優しい地球(島)をあるべき姿で次世代へ継ぐために。

沖縄県はサンゴ礁の海に囲まれた島々の連なりから成り、どの島でも水の湧く井泉を大切にし、生命をつないできた。この宮古島も、産業・生活用水の全てを地下水に頼り、水循環の縮図が見える。

生命の水は、地域を運命共同体にたばね、強力なパートナーシップを構築していく。先人の知恵を呼び起こし、天水、地上水、地下水のいくつもの水循環システムを再生していく必要がある。

水郷水都全国会議は1985年以来、毎年全国各地の水問題にかかわる市民団体、研究者、行政、企業等の人々が集い、水環境の保全と再生について論議を深めてきた。

私たちはこの宮古島大会で得た知恵とネットワークをもとに、それぞれの地域でさらにパートナーシップを築き、いのちの資源の循環を考えながら、水環境の再生と持続可能な地域づくりをめざそう！

がんずう がんずう うらまちよー

(げんきで げんきで いてくださいね)

1999年10月17日

第15回水郷水都全国会議 in 沖縄・宮古島

参加者一同



第15回沖縄・宮古島大会のようす
(第20回浜松大会展示パネルより)

第16回(2000年11月10-12日 東京都墨田区)

1) 開催時の状況

当地において開催を決めた主要因は以下の3点であります。

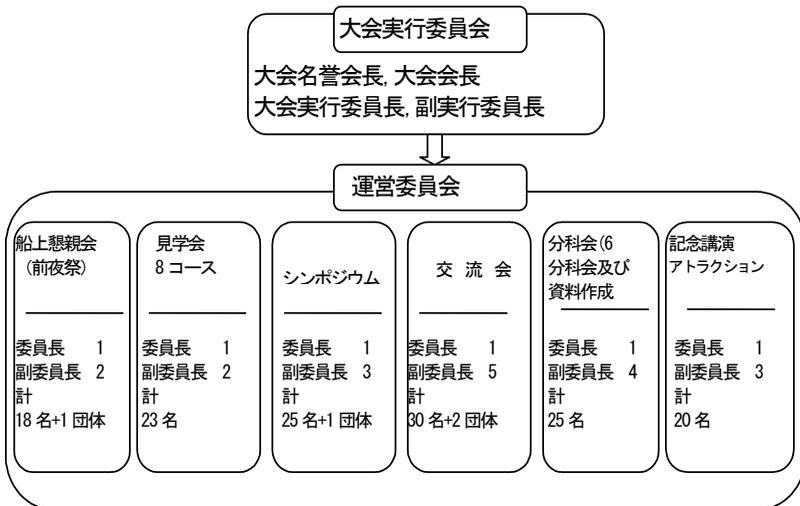
①水郷水都全国会議実行委員会委員より“都心部での開催”の要請があったことと、20世紀最後の年という節目を考慮した。

②当会(隅田川市民交流実行委員会)を結成して15年経過し、その活動実績が相応の成果を得ると共に、山本有三記念郷土文化賞受賞など地域社会貢献も認めて頂き、全国会議開催への蓄積と体制が整ってきた。

③社会・産業構造全体が大きく変革している中で、都心部諸河川の事情(河川に対する市民の意識・行動や行政の河川整備への施策・施行、等)も大きく変化してきた。全国の河川・地域関係者に、ぜひ観て、知って頂き話し合いたいと考えた。

2) 実行体制

実行組織として、大会実行委員会の下に6つの運営委員会を形成して推進しました。



第2章 各地からの報告

3) 開催時の課題

開催に当って何一つ難しくないという課題はありませんでした。通常の体制で実施するレベルの企画立案であればそれ程苦勞なく実施できたのですが、問題意識を高く持ち、高い目標を設定するための最良のプランニングと最適なプログラミング策定に神経を注ぎました。また、計画全体のバランスを崩さないように実施遂行段階における人材、財政、施設・物的調達を始めとして、連絡・通信等の情報関係、多忙な人達を集めての会議等の時間・空間調整及び参加者への楽しさ演出やプレゼンテーション技術等のソフト分野での一瞬一瞬の対応の難しが多々ありました。

唯、地域住民・行政・事業者等の賛同・支援を得ることの難しさは当初想定した程ではなく、大変有難いことでした。

4) 成果

会議開催によって非常に多くの成果を得ることができました。

具体的には下のとおりであります。(参加者数 1130名)

- 1 地域住民・行政・事業者の河川環境状況認識の拡大
- 2 全国の河川環境及び関連分野の学者・研究者・市民団体・企業等との新しい出会い及びコミュニケーションの促進
- 3 地域の河川環境全般にまつわる歴史的・文化的な知識・情報の再発見(歴史・文学遺産、音楽、舞踊、絵画、写真・・・)
- 4 会議・宴会等の新施設に関するハード・ソフト情報
- 5 東京大会参加者一同による『東京宣言』の採択
- 6 東京大会ニュースレター「水都 江戸・東京」の発行(No1号～No4号)
- 7 全国から寄せられた論文をまとめた『第16回水郷水都全国会議東京大会資料集』の発刊(B5版592頁)
- 8 実施した記念講演とシンポジウムをまとめた「創ろう 活かそう！私たちの川とまち」の発行(B5版40頁)等。

以上、2年程をかけて準備をした点が成功の原因と考えています。

5) 現在(2004年)の状況

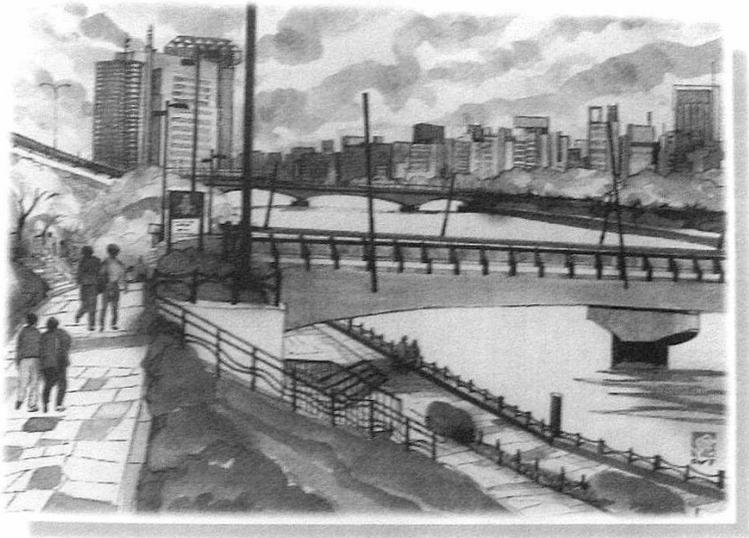
東京大会において共に考え討議し、集約して参加者一同により採択された「東京宣言」の内容が各々の領域に浸透し、実践的な活動も増大強化されています。

第2章 各地からの報告

具体的には、市民・行政・事業者が協働し、パートナーシップを高めて、“美しく風格があり、潤いある水都や水郷を創るために、一人ひとりの行動が成果に結び付くように努力し協創していくこと（「東京宣言」の結び）の活動が従来に比してより活発化していると思います。

唯、市民と行政との協働関係は、今後更なる努力と工夫によって解決を図って水都を実現して行く必要があると思っています。

(回答者 糸井守)



東京、隅田川風景
(第16回東京大会報告書より)

第16回水郷水都全国会議東京大会 東京宣言

かつて、江戸は水の都であった。四季折々の水辺の風景、橋詰めの賑わい、水と緑の安らぎの場など、美しく潤いに溢れていた。江戸は、隅田川を南北の軸として掘割が市中をめぐり、さらに関東平野全体が水路で結ばれていた。川への思いや、それを活かす工夫が江戸文化を育んできた。そして時代が東京に移っても、その心は引き継がれ、幾多の文学、絵画、音楽、映画などに表現され、人びとに親しまれてきた。

しかし、戦後の復興期や高度経済成長期を迎えると、経済や利便性が優先され多くの川が埋め立てられた。また、工場廃水や生活排水によって川が汚染され、ヘドロが堆積し、メタンガスが発生した結果、人びとは川に背を向けた。このような過程の中で、1960年代になると、川への復活への世論が高まり、市民運動が活発になった。一方、行政も政策の見直しを始め、多自然工法や市民参加、情報公開など大きく方向転換を図ってきた。

元来、川は多様な役割を持つ有限な資源であり、精神的な糧を培う場でもある。森と海からの恩恵を受けるとともに、その波及効果をも果たしている。したがって、川は水系や水圏の視点で捉えなければならない。21世紀は環境の世紀であり、水・川を再確認し、自然と調和した都市像が求められている。

今、私たちは「創ろう活かそう！ 私たちの川とまち」のテーマの基に集い、環境・文化・歴史などの視点から、共に考え討議してきた。都市河川の治水、利水および親水をバランスよく実現するために、市民・行政・事業者が共同し、パートナーシップを高める重要性を痛感している。東京と江戸東京博物館に参集した私たちは、美しく風格があり、潤いのある水都や水郷を創るために、一人ひとりの行動が成果に結びつくように努力し協創していくことを誓う。

西暦2000年11月12日

第16回水郷水都全国会議東京大会参加者一同

第17回(2001年10月26-28日 和歌山県高野町)

1) 開催時の状況

和歌山県北部を流れる紀の川の支流、玉川峡(紀伊丹生川)に巨大ダム建設推進計画があった。国土交通省(元建設省)は紀の川の洪水対策、和歌山市、大阪府南部の飲料水確保を理由に、玉川峡に、高さ145メートル、総工費1560億円のコンクリートダムの建設を計画していた。わたしたちは、このダムの「治水」「利水」「環境保全」上の必要性に疑問を持ち、「紀伊丹生川ダム建設を考える会」を結成し(1998年10月)、専門家の意見も聞きながら検討した。紀伊丹生川ダム建設事業審議委員会(ダム審)は「建設は妥当である」という意見書を出したが、国土交通省の提出した治水効果の算出法に誤りがあり、利水に関しても、現状から見て将来の予測値が大きすぎることを明らかにした。アユ、アマゴの放流を行っている玉川漁業協同組合員の個人に意見を求めると、ダム建設反対者が多かったので、漁協理事会として「ダム建設反対」を議決した。近隣のダム建設の例を見て、ダム建設によって、山に住み林業に携わる人達が街に追い出されてしまうと、治山、治水のために働く人達が減り、山が荒廃し、土石流、洪水の発生の原因になることがわかった。自然環境保護の立場から見ると、紀伊半島の深い山は、近畿地方に残された最大の自然環境であり、絶滅危惧動植物も多い。また、玉川峡は県指定名勝になっており、水も岩も美しい溪流で、嘉吉元年(1441年)の「玉川由来記」にもこの奇岩、滝、(玉川四十八石)のことが記されている。宿(やどり)温泉もダムが出来れば水没してしまう。玉川峡に流れ込む支流の一つは、高野山から流れ出ている。高野山を開かれた弘法大師空海の真言密教は「自然の情景を楽しみ、自然の厳しさを味わいながら、自然と共存する」という自然との接し方を貫いて来ている。私達は大切な玉川峡に巨大公共事業でダムを造ることに反対すべきだと考えた。玉川峡やそこにダムが造られようとしていることは、全国的には、あまり知られていなかった。玉川峡の美しさを全国の皆様に見て知っていただき、自然破壊を伴う無駄な巨大公共事業のあり方についても考えていただこうと考え、第17回水郷水都全国会議を高野山で開催した。参加者には高野山の宿坊に泊まっていただき、高野山会館、高野町民体育館などを使用して、無事開催することができた。

2) 実行体制

当時「紀伊丹生川ダム建設を考える会」の会員は約230名であった。その中でも、約25名の世話入会は業務分担をして運営に当たった。また、大阪周辺ダム6団体(安威川ダム反対市民の会、公共事業チェックを求めるNGOの会、長良川河口堰建設に反対する会大阪支部、横尾川ダムの見

第2章 各地からの報告

直しを求める会、武庫川を愛する会)などの協力を得た。社団法人 大阪自然環境保全協会、財団法人日本自然保護協会の方々の協力もえて、大会を開催することが出来た。なお、毎日新聞和歌山支局と九度山町教育委員会は後援団体になることを快諾された。

3) 開催時の課題

ダムの出来る予定地にはひなびた宿(やどり)温泉はあったが、水郷水都全国会議を開催するには小さすぎた。そのために、高野山の宿坊に泊まっただき、高野山会館大ホール、高野町民体育館などで大会を開催した。会場の関係で、分科会形式を取らず、体育館を使用してポスターセッションを初めて行った。

4) 成果

当時新河川法に基づいて開かれていた紀の川流域委員会の中川博次委員長にも講演していただき、現在検討をすすめている紀の川の治水問題をどのように考えているかを聞くことができ、的確に反論することができた。

高野山清涼院住職、高野山大学教授、静慈円先生には真言密教の「自然」に対する考え方を話していただいた。自然の情景を楽しみ、自然の厳しさを味わいながら、自然と共存する、真言密教の姿勢を聞くことによって、過剰な自然破壊は「ヒトの驕り」とであると強く感じた。

水郷水都全国会議・紀の国大会が行われて、約半年後(2002年5月16日)、国土交通省は「紀伊丹生川ダム建設を中止する」という発表を行った。それまでの多くの活動家の真剣な取り組みの成果が実ったとはいえ、水郷水都全国会議・紀の国大会のために、全国から高野山に結集していただいた方々のご協力に、深く感謝したいと思う。

なお、私達の会は「玉川峡(紀伊丹生川)を守る会」と改称し、現在も活動を続けている。

5) 現在(2004年)の状況

紀伊丹生川ダム建設は止まった(2002年5月16日)。玉川漁協の組合員は「玉川峡がダムの底に沈むかもしれない」という余計な心配をせずに、魚のよく育つ健康な川の環境を作ろうと努力している。水没予定地にあった宿(やどり)温泉はすばらしい自然環境の中にある。ダムが止まった事により、一世代若い人達が、積極的に運営に取り組み始めている。

水没予定地であった、北又村の人々は、歳をとっても安心して住める村にすることを希望しておられる。特に、医療体制と安全な道路の確保が大切だと思う。

第2章 各地からの報告

今年、高野山は世界遺産に登録された。観光客が大勢訪れ始めたが、人々に癒しと健全な心を持たせるような聖地を作り、自然環境の保全に努力しなければならないと思う。私達は紀伊半島の深い森と、そこに棲む多くの動植物、この森に依存して生きている海の魚たち全てを、守り育てて行かなければならないと思っている。

(回答者 石神正浩)



(上)
第17回紀の国大会、
玉川溪見学会

(下)
会場となった高野山の
町並み



第17回水郷水都全国会議・紀の国大会 宣言

第17回水郷水都全国会議は2001年10月26,27,28日の3日間真言密教の聖地、紀伊半島の和歌山県高野山で開催されました。高野山を開いた空海の説く真言密教の思想は、神が人間のために動植物を創ったという人間中心の西洋の自然観とは異なり、人間と動植物が一体の生命を持つ、という仏教の「一切衆生」という考えであり、エコロジー運動において改めて評価されはじめています。

人間の自己中心的な発想による巨大公共事業は山河を破壊し、生物種の激減を招いています。紀伊半島においても、多くのダムによって川を遡上する魚は激減しました。紀伊丹生川ダム建設に反対する住民運動も展開されています。長良川では河口堰によって川の生態系が大きく変わりました。しかし、長良川を愛する人々の運動は日本の各地で川や水を守る人々を立ち上がらせました。

今、九州の熊本県川辺川では30年間ダムを造らせなかった漁民が、賛成派の切り崩しによって大きな危機に直面しています。われわれは、自然を守り、むだなダム建設に反対する川辺川の漁民に心からの声援と励ましを送りたいと思います。

世界的な流れとして、私達は人間と自然の正しいありかたに気付きはじめました。アメリカではかつて大量に魚の遡上した川をとりもどすなど、ダムを壊し、自然の復元をはかっています。

人間も他の生物も美しい景色も全て平等に価値あるものであり、人間はこれ以上、技術を振りかざして自然を破壊すべきでないというのが今回の会議の結論であります。すでに地元和歌山県や隣の三重県では「緑の公共事業」と銘うった予算編成をはじめています。私達は、このような原則にのっとりそれぞれの地域で具体的な運動をすすめることを宣言します。

2001年10月28日

水郷水都全国会議・紀の国大会

参加者一同

第18回(2002年11月16、17日 長野県大町市)

第18回大町大会「川は川らしく、湖は湖らしく 市民の権利と役割」

1. 開催を決めた主旨と当時の状況

大町市は、高い山、豊富な積雪などから水力発電の適地と認められてきた。特に、第2次世界大戦の遂行のために地域の水資源は根こそぎそのエネルギーに変えられていった。敗戦後は、そのテーマを経済規模の拡大に変えて、河川や湖沼は、さらに利水の対象として捉えられてきた。その結果、大町市の湖水や河川は、見るも無残な姿をさらし続けてきた。

青木湖は冬季間、水面を21メートルも低下させ、乾燥と凍結により岸辺の植生を完全に失い、同時に生態系も壊滅した。この地域を流下する高瀬川や鹿島川も、年間3から8ヶ月もまったく水が干上がるという河原砂漠の醜い姿をさらしてきた。

水力発電用水の許可期間は30年。平成9年、その改正の機会を迎えたが、経済活動も環境との調和が求められるというこの時代にあっても、おおむね従来どおりの許可が利水者の昭和電工に与えられてしまった、この時代なりの利水と環境のあり方を求めてきた多くの住民は、この建設省の処分によって地域の水利権を取り戻す格好の機会を失ってしまったのである。

ただこの処分は、許可期間を異例の10年として、河川や湖水環境の改善策を探っていくとする、処分庁の建設省そのものがかいかに不適法な処分であることを認めたかのようなものだった。

このような状況の中、市民有志が処分庁の処分を不服として提訴した。願いは、大町の川、湖を、川らしく、湖らしく回復することである、

「川は川らしく、湖は湖らしく」する所以であった。

またこの時は、長野県に田中知事が誕生し、全国に発信された脱ダムの先駆があった。そういう背景から、『脱ダム』がもうひとつの主要なテーマとなった。

2) 開催時にかかわった実行組織の体制と人員

開催の実行を決定した段階では、訴訟の原告団を中心に10人程度。特に組織もない状況で意識だけが先走りし、まさに開催が懸念されるような状況が続いた、組織らしくなったのは開催1ヶ月前、実行委員会方式でスタッフ80人程度。

3) 開催のための難しい課題。

この水利権を巡る問題は、大町市の基幹産業昭和電工の利権で、それを支援する行政や多数

第2章 各地からの報告

の関係市民など、地元権力に棹差すテーマである。このため、一般的な地域の支援が得にくかったこと。さらに、財政上の見通しが厳しく、一定の成果を得たとしても実行委員会の持ち出しが避けえない状況であったこと。

4) 有形無形の財産と関係団体の活動状況についての現況(2004年)

地方の水利権をめぐる水問題が、広く全国的に認められることとなったこと。

水にかかわる、多くの方や活動体と知り合いになれたこと、新たな人間関係を作ることができたこと。

原告団は、2004年3月、長野地裁の判決で、漁協組合員は原告適格有り訴えの利益なし。他の原告は原告適格なし、の判決を経て、現在東京高裁で係争中。現在弁論を終結して判決期日を待っているところ(未定)。原告にとって楽観的な見通しは薄く、その場合はさらに上告の心づもり。

実行委員会の一部のメンバーは、地域づくり工房の活動を進め、小型の水力発電「くるくるエコプロジェクト」を実行中。

脱ダムは周知のとおり。緑のダムなどの進展も見せている。

なお、来年、2006年3月には今回の水利権の許可期間の10年間を終えて新たな処分がされる。この間、河川法の改訂もあって、改正河川法を根拠とした処分となるところから、どのような処分がされるものか注視しながら、これに向けた働きかけを検討している。



第18回長野県大町大会,報告書より

北アルプス発 川と湖の再生をめざす宣言

第18回水郷水都全国会議は、信濃川の源流域にあたる北アルプスの麓、長野県・大町市で開催された。本大会には、北は北海道から南は沖縄まで、のべ300名の全国各地の水環境にかかわる市民団体や研究者、行政担当者などが参加し、川や湖の本来あるべき自然の姿を市民が享受し、それを守り育てる役割を担うことを中心に議論した。また、地元から約180名の一般参加者が大会を盛り上げた。

大町をはじめわが国の水源地においては、水力発電などの利水により、本来の川や湖が大きく歪められてきた。一方、田中康夫・長野県知事の「脱ダム宣言」に代表されるように、大規模な公共事業のあり方に対する反省と見直しがすすめられている。

環境の世紀といわれるなか、自然環境と調和した利水・治水、人と自然との豊かなふれあいの再生をすすめつつ、水資源の適正な利用によって持続可能なエネルギーとしての可能性を広げていくことが求められている。

あわせて、水郷水都全国会議がこれまでも再三指摘してきたように、水環境保全の観点から山林を育て、「みどりのダム」を再構築していくことが求められている。また、化学物質に依存した大量生産・大量消費を背景にして、地下水などの汚染防止とリスクへの対策は焦眉の課題となっている。源流域における環境への負荷のつけはすべて下流域をめぐり、海に集積されている。水質汚濁はもとより、海岸線の後退など、その影響は広範囲にわたっている。

このような課題に 대응するうえで自然とのふれあいや活動、里山の保全、環境監視、政策提言など、市民活動の果たすべき役割は大きく、それは全国に広がりつつある。しかしながら、流域開発や環境保全対策に対する市民権は確立されておらず、地球サミット・リオ宣言のアジェンダ(行動計画)は10年たった今日も達成されていない。

私たちは、市民と行政、企業との協働によって、新しい時代にふさわしい総合的な水政策を水源地帯において展開し、公共事業の根本的な転換を図り、自然との共生と資源の循環を基調とする持続可能な地域社会づくりをすすめることを訴える。

とりわけ、北アルプス山麓水源地帯の自然環境と水資源は、我が国の宝であり、20世紀の負の遺産を克服しながら、その恵みが下流域に、また孫子の世代にめぐるようにする責務が、関係するすべての人びとにかせられている。

私たちは、自らの調査・学習や提言、実践などを通じて、市民活動の役割を高める努力を惜しま

第2章 各地からの報告

ず、水郷水都の再生に向けた全国的連帯を強めていくことを表明する。

2002年11月17日

第18回水郷水都全国会議・長野県大町大会



(上)
会場前の記念写真

(下)
大糸線の車窓から
飛騨山脈



第19回(2003年9月20,21日 山形県鶴岡市)

1) 開催時の状況

鶴岡市では、1998年よりウォーターワッチネットワークにより、月山ダムと広域水道事業についての問題、また、長年使ってきた地下水100%の水道水をダム水に切り替える問題について検証と問題指摘がおこなわれ、2000年10月には住民投票の直接投票運動などがおこなわれた。その際、昭和53年から2年間にわたって、地下水調査をおこなった柴崎達雄先生、桑原英夫先生による調査報告書が表に出、豊富に持続性補給が可能な地下水量などが指摘された。しかしながら2001年10月には月山ダムの水に切り替えられた。会議をおこなった2003年は、水源切り替え後2年たち、ダム水による水質の違い、水温の違い、また、ほぼ6年間で1.8倍に跳ね上がった水道料金など、鶴岡市民は、まさに「水道難民」化した状況のときであった。広域水道をすすめようとする行政当局は、開催地の湯田川地区の簡易水道まで、ダムの水に切り替えよう方針を示そうとしていたときであった。私たちは、地下水資源や湧水からなる簡易水道などを守るべく、今一度、ダムについて、また、地下水資源や浄水方法などについて、再考し、市民の意識を高めたいというところから開催を決定した。

2) 実行体制

実行委員は山形大学名誉教授、他鶴岡3名、酒田1名のほぼ5名で準備。当日5名のボランティアが手伝ってくれた。

開催地、湯田川温泉の旅館主のみなさん、三味線奏者の木田林秀栄氏、また、米国からのゲスト、ヴァーノン・マサイエスバ氏、また、快く講演をひきうけてくださった中本先生、大熊先生などの協力により、有意義な会となった。

3) 開催時の課題

市当局に後援名義申請をしたが、施策の方向性が違うということで断られた。実行委員の体制がなかなか組めず、資料作成などの準備は前日の深夜に及んだ。資金面のやりくりもなかなか大変だった。

4) 成果

全国の水問題に取り組んでいる方とお会いすることができた。また、水道水の浄水方法や、地下

第2章 各地からの報告

水、また広域水道問題について鶴岡の事情をシェアできたことはとても有意義だったと思う。参加した市民の中には鶴岡の水問題の実情を改めて感じる事ができたとのコメントをいただいた。ダムや浄水場などの利権構造により、おおきな矛盾をかかえている日本の水道事情というものをみなさんとともに再考することができたのではないかと思う。会は朝日新聞の山形版で紹介され、読者にとっては「おいしい水道水」について考えるきっかけをつくる事ができたのではないかと感じている。

5) 現在(2004年)の状況

広域水道問題は矛盾をかかえながらさらに状況が悪化しているように思える。

会によってすこしずつだが地下水や水道事業について関心をもってくれるかたが、じわじわと増えていっているように思える。

会で語り合われた緩速ろ過、技術の自治というキーワードは、広域水道やダム問題を考える中、とても有意義なものとして今つかわさせていただいている。

(回答者 草島進一)



第19回山形・鶴岡大会
会場風景(2003.9.20)

第19回水郷水都全国会議 山形・鶴岡大会 大会宣言

水と私たちの関係が見直されている時代です。21世紀の豊かな水循環系の確保に向けて、新しい論議と実践が切に求められています。

第19回水郷水都全国会議は、9月20日から21日まで、日本全国、又、米国からのゲストも交え、鶴岡市、湯田川温泉に150人が集い開催されました。

20日は水環境をめぐる約30の全国での取り組みについて話し合いました。

21日、草島進一氏(市会議員・鶴岡大会実行委員)は、月山ダム事業により水道水源が変わり、飲み水を他水源に求める「水道難民」を強いられる市民のくらしや水道水源の井戸放棄がおこなわれている鶴岡市の現状を紹介し、日本の地下水の復権を呼びかけました。

大熊孝氏(新潟大学)は、「ダムは物質循環を遮断する」など、ダムの不条理や不合理性、そして新たな河川治水のあり方について提示し、「技術の自治」について、提言しました。山形県小国川漁協との質疑の中では「最上小国川ダム」のスリットダムは特異な人工構造物であるということも指摘しました。

中本信忠氏(信州大学)は、「おいしい水の復権」というテーマに基づいて、残留塩素が優先されている日本の水道水について歴史的変遷を踏まえながら矛盾点を指摘し、ヨーロッパの水道水の事例をあげ、塩素を必要としない緩速ろ過や地下水のメカニズムの合理性を提示しました。また「おいしい水」を実現するには、住民がもっとそれを望むことであり、そうした住民がよい水の監視人になることであると、提言しました。

ヴァーノン・マサイエスヴァ氏(米国NGO ブラック・メサ・トラスト代表・ホピ族)は、米国アリゾナホピの地でおこなわれている石炭移送のための地下水大量採取の問題をとりあげ、We Water people「我々は水なのだ」とホピの伝統儀礼を基に、水の神聖さ、健全な水循環のあり方について示し、Save our water「私たちの身近な水を守りましょう」と力強く訴えました。

第2章 各地からの報告

今回、伝統的な河川改修技術や地下水、緩速ろ過方式の浄水方法など、「技術の自治」というべき身近な知恵や伝統的な技術を見直し、自然の循環、浄化メカニズムを活かしていくことが「おいしい水」を育み、次世代に伝える上で重要であることを私たちは学びました。

21世紀は、巨大資本や国家戦略としての水の占有等、水をめぐる戦争の時代ともいわれ、良質の水をめぐる世界戦略は続いています。今こそ大規模なダムや浄水システムへの依存構造を見直し、特に水道水のあり方を再考し、市民のいのちの源であり、繊細な食文化をはじめ私たちの文化を育む「安全でおいしい水」の復権を実現しましょう。We Water people!

2003年9月21日

第19回水郷水都全国会議 山形・鶴岡大会

参加者一同



第19回山形・鶴岡大会
懇親会(2003.9.20)

第20回(2004年11月27,28日 静岡県浜松市)

第20回水郷水都全国会議浜松大会

まとめ

私たちは「未来へ残そう、美しい水環境」をテーマに、つぎのような項目について7つの分科会に分かれて2日間の議論をすすめてきた。

1. 未来へのメッセージを佐鳴湖から
2. 佐鳴湖再生への道
3. 天竜川水系の生態系と堆砂
4. 身近な川と市民の活動
5. 治水利水と水環境
6. 暮らしの中の化学物質
7. キャンパスで水のことを考える

それぞれの結論は次の通りである。

1. 未来の佐鳴湖をNo.1に
2. 市民主導のネットワークによるビジョンと夢の共有
3. 森・川・海はひとつにつながっている
4. キーワード「市民環境科学」「意識の転換」「こどもたち」
5. 水利用の公正・合理的なルールづくり
6. 農薬・化学物質の危険性を訴え続ける
7. 大学が地域に出る

以上

3. 資料

1. 年表

(水環境の歴史と水郷水都全国会議)

年	水郷水都全国会議	日本の水環境
1896		河川法制定
1950		国土総合開発法
1964		河川法改正(河川行政の中央集権化、建設省へ権限集中)
1970		公害国会
1971		環境庁発足
1984		第1回世界湖沼環境会議(琵琶湖)
1985	第1回	
1986	第2回	
1987	第3回	
1988	第4回	
1989	第5回	
1990	第6回	
1991	第7回	
1992	第8回	
1993	緊急	ラムサール条約締約国会議(釧路)
1994	第10回	
1995	第11回	第6回世界湖沼会議(霞ヶ浦)、阪神淡路大震災
1996	第12回	
1997	第13回	河川法改正(環境、市民参加など)
1998	第14回	
1999	第15回	
2000	第16回	
2001	第17回	長野県知事脱ダム宣言
2002	第18回	
2003	第19回	
2004	第20回	新潟・福井水害、新潟中越地震
2005	第21回	

2. 第6回世界湖沼会議ワークショップ

世界湖沼会議から生まれたもの—水郷水都全国会議の11年の歩み—

この記録は1995年10月26日、第6回世界湖沼会議(霞ヶ浦)において世界湖沼会議市民の会主催、水郷水都全国会議後援で開催されたワークショップ「世界湖沼会議から生まれたもの—水郷水都全国会議の11年の歩み—」の内容を編集して整理したものである。

(1)木原啓吉氏あいさつ

11年前に世界湖沼環境会議が開催された。その中での話し合いから採択された琵琶湖宣言を実行する日本の国内組織として水郷水都全国会議が生まれた。水郷水都全国会議はわが国の水環境そのものにも、また住民運動に対しても大きな力を発揮してきたと思う。これは各地の市民運動の努力と協力の成果だろう。今日は11年間を振り返り、今後のあり方について話しを伺うことができるのを楽しみにしている。

(2)これまでの開催地からの報告

①第1回宍道湖中海(竹下幹夫)

(淡水化反対運動の盛り上がり)

1回目の水郷水都全国会議は、名前も決まっておらず、松江で開催することだけが決まっていた。

ただ当時の、農水省の宍道湖中海淡水化事業に対する反対運動を行っていたという我々が置かれていた状況が、その困難を乗り越えさせたと思う。

(人集めの苦勞)

第1回目が一番苦勞したのは、人集めだった。また準備の期間がなかったのも苦勞した。

日程は12年に一度、宍道湖中海で船を使った神事「ホーライエンヤ」に合わせて設定した。

(淡水化問題の発信、事業の凍結)

結果としては非常にいいかたちで会議も開けた。また全国に中海宍道湖の淡水化問題を発信する機会になった。そのあと、88年に至って農林水産省の淡水化事業は事実上凍結され、我々としては非常に成果を得られたと思っている。

(汽水湖研究所の設立、干拓計画の再燃)

淡水化事業の凍結後、参加した住民、市民の力をどのように継続させていくのが大きな課題とな

った。そこで住民運動のエネルギーを母体にして財団法人宍道湖中海汽水湖研究所を作り、これを中心に湖沼の研究等を行い、市民に対する水質問題を含めた環境問題を訴えてきた。

最近の問題として、再燃している本庄工区の干拓化計画に対する活動の展開がある。

②第2回霞ヶ浦(奥井登美子)

(アオコカッパからの提言、水源自立の思想)

土浦ではアオコカッパからの提言というテーマを考えた。単に水だけでなく地域の歴史や文化の見直しをしたかったからだ。テーマは「現状の認識」、「新しい水思想の展開」、「何を議論し何を実行するか」の三つに絞った。

(漁民の交流)

霞ヶ浦の漁民と宍道湖中海の漁民が夜を徹した会話を聞いたことが非常に印象的だった。

(地域のやり方を尊重する)

「その地域のやり方でやる」という考え方が定着した。

(霞ヶ浦情報センター)

土浦では、3年後 1989 年に霞ヶ浦情報センターができて、市民運動の核となっている。

③第3回富士(渡辺佐一郎)

(地下水がテーマ)

富士は、3 回目をやることとところがなかったために引き受けた。富士市は地下水をたくさん汲み上げて製紙工業が発達しているところで、保守王国と言われ、水を大切になどと言うとあいつはピンクかと言われるような時代だった。

(地域の活動の起爆剤)

NHKや朝日新聞がバックアップしてくれた。大会後、400 人くらいの会になり、水のほかホテルやブナ林などのいろいろな活動をしている。水郷水都の開催が地域の運動の起爆剤となった。

④第6回栃木(葛谷理子)

(リゾート法による乱開発)

私どもは第3回の富士の時に水郷水都全国会議を知り参加するようになった。

第6回大会が開かれた 1990 年はリゾート法(1987 年施行)により水源かん養保安林を伐採してスキー場やゴルフ場をつくるというような乱開発が非常に顕著になってきた時であった。生協が事務局となって組合員に多数呼びかけたため、2 日間で 1100 人くらいの参加者があった。

(議論を重視)

テーマは水と森林で分科会を7つ設けた。なるべく複数の分科会に参加できるように、1日目と2日目と少なくとも二つの分科会に参加できるようなスケジュールを組んだ。

(先進的な活動から学ぶ)

地元としては、先進的に活動している市民運動から運動のノウハウを学ぶことができた。

(参加者名簿の整理)

栃木大会で参加者名簿を整備したが、その後の大会開催地で活用されている。

(渡良瀬遊水地の協議会、県内外のネットワークの誕生)

渡良瀬遊水池問題の分科会から「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」が生まれた。また県内の自然保護団体と他県のグループとのネットワークができた。今後の問題として、廃棄物処分場による水汚染問題とダム問題が挙げられる。

⑤緊急大会・長良川(保母武彦)

(建設省との対立の状況下)

1992年の新潟大会の時に、私の方から重要な事態になっているので長良川の問題を取り上げることが提起し、開催された。この1993年の長良川の臨時大会は開発と環境保全の問題では天王山的な位置を占めるもので、水郷水都運動がためされたと私は思っている。

建設省は、この1992,3年の頃はきわめて厳しく住民運動と対立していた。長良川の運動については、分断して孤立させるというのが建設省の路線だった。これ以降、建設省は方向転換し、市民との対話路線の方向に出ていく。これをどのように評価するのかが運動の組み立てを含めて重要な問題となった。

(水郷水都の弱点が現れた)

残念ながら水郷水都の運動はこの問題を全体として取り組むようにはならなかった。これは今、水の問題の住民運動あるいは水郷水都運動の現在の弱点を表す問題として考えなければならぬ。この長良川の臨時大会はいろいろな課題を投げかけた大会となった。

⑥第9回多摩(石田幸彦)

(首都圏を流域として見直す)

多摩地域が東京都に移管されて100年という年だったため、その当時のことをもう一度伝えていく必要があるだろうということで第9回大会のテーマ「序章、自由水権運動」が付けられた。

(現場を見て議論する形式)

大会の構成として、初日に各地域へ行って全国の目で現場を見てもらい、翌日に現場を見た目を大切にディスカッションを行う仕組みをとった。

(成果は人間関係)

開催によって得られた最も貴重な財産は、人間関係、顔のつなぎ方ではないかと思う。

(行政と市民のパートナーシップが課題)

行政と市民とのパートナーシップが今後も非常に難しい問題として出て来るのではないかと。日野の小学校で市民の提案で用水を校庭の中に入れたところがある。このような市民と行政の共同の成果がどんどん上がってきているが、これはそれぞれが自立して継続して役割を果たすところできなければならないだろう。現実には、多摩地域はゴミの最終処分場や、高尾山にトンネルをぶち抜く圏央道問題など様々な問題を抱えている。このような問題に対して互いの自立を認めた上でパートナーシップを築く、あるいは突破するにはどうしたらいいのか、が今後の課題だろう。

⑦11回横浜(宮本一美)

(係争中の問題を取り入れるかどうか)

昨年第10回の釧路大会で次回を受けるところがなかなか無いため最終的に横浜が受けた。横浜は行政マンが非常に多いことが特徴で、あまり先鋭的な問題はつっこめないという問題があった。また神奈川県には長良川と同様の相模大堰の問題があり、現在係争中で、反対している団体を実行委員会に入れるかなどが最初のころ議論された。

(大都市内の河川源流部の保全)

横浜では源流部の保全が問題となっており、源流部の保存運動をやっている市民団体に実行委員会に入ってもらった。これらの団体は、水郷水都をきっかけに似た境遇の谷戸がいっぱいあることを知り非常に元気づいた。

(子ども会議)

横浜では以前から子供会議をやっており、今回何都市かの子供たちとネットワークをつくったり、ファックスで通信をしたりする全国子供会議をやった。

今回、名簿を整理してコンピュータに打ち込んだので、次回からは受け付けも楽になるだろう。

(3) 今後のあり方

①自ら関与する「実験」を通した市民運動の展開

・小倉紀雄(東京農工大)

フランスの実験生理学者、クロード・ベルナルが、観察は自然のあるままの姿を受け身で受け

入れることだが、実験は積極的にそこの中に入って取り入れていくことだと、観察と実験の違いを説明している。水郷水都の11年前はちょうどその実験に相当するのではないか。実践活動に自ら積極的に関わり自然の姿を明らかにしていくことを通じて、市民運動が質的に変わったのではないか。

②水郷水都の組織論

・森清和(横浜)

(継続した組織論、運動論の議論が必要)

これから水郷水都会議をどういうふうにしていったらいいのか、組織論あるいは運動論できちんと整理しなければならない。今回のワークショップの中ですぐには出てこないだろうが、今後毎年持ち回りで継続するなど方向だけでも議論したらどうか。

③地域の課題と全国の課題

・保母武彦(島根大学)

(地元の目標と全国的な課題)

水郷水都には、開催する地元が期待する目標と全国各地から集まってくる人たちが期待する目標がある。

全国的には、第1に日本全体で水の問題はどのような状況になっているのか、その中で自分たちの運動がどのように位置づけられるのかという問題がある。二つ目の問題は、全国会議の議論を通して、各地が直面している問題を解決する方向を明らかにすることである。全国会議は最低限、この2つを果たさなければならない。

・矢間秀次郎(ATT流域研究所)

(水系の思想の限界)

第2回の際に「水系一環の思想」を打ち出したが、水管理の行政を変えることはできなかった。この原因は2点あるようだ。

一つは、単一の水系内だけでなく、地域間の関係に気づく必要がある。

第二に、素人の、専門家の死角、見えない部分を埋める意義を専門家が認識する必要がある。

産業界や行政が変わったように見えるかもしれないが、それは表面に過ぎない。構造における強者と弱者の関係、つまり南北問題に迫り得ない限り、環境問題は止まらない。

(全体を貫く串が必要)

地域分散型で各々引き受けたところが中心となって進めながら、一定の串がびちっと貫いているという形が望ましい。

・村瀬(東京)

(地域実践の持ち寄りが基盤)

地域の実践を持ち寄ることが基礎にある限りこの会は続くだろう。

地域を越えた視野も視点に対する問題提起もあった。全国のすぐれた実践からひとつの思想、政策が提起できればすばらしい。

・横山十四男(多摩)

(多様性の統一)

水郷水都全国会議はパンチャシーラ(多様性の統一)的であることに魅力を感じている。全国的な議論も大事だが、地域地域の具体的な問題を一緒にやることも非常に重要である。

宮本(横浜)

(継続的な議論の場が必要)

地方の問題はそれぞれの開催地での話だから、うまくいこう。

全国的な問題に対しては、何をテーマにするか、どのように扱うかを議論する共通のテーブルが必要だ。

④研究者の参加

・保母武彦(島根)

この間、研究者の参加が減ってきているのも新しい問題として議論すべきである。

・相崎守弘(環境研)

(住民以外の参加の必要)

住民、研究者、行政など政策決定に関わる者が全て入らなければ、共通な意志での政策決定はできない。そういう意味で、研究者が入りやすい会議にすることは重要である。テーマについていろいろな立場から意見を求めるかたちにするのがよい。

・安田八十五(筑波大学)

(全体の枠組みに発言できる場の提供)

いろいろな人が議論できることが重要だ。個別の問題に対応するだけでなく、全体の枠組みづくりといったものに発言できるフレームワークを提供する役割を期待している。

⑤エクスカージョン重視か議論重視か

・葛谷(栃木)

最近エクスカージョンがさかんになり、密度の濃い議論が少なくなったようだ。時代と共に変わっていくものだと思うが、水郷水都の精神というようなものをはっきりさせておいたほうがいい。

・石田(多摩)

多摩では立場の違う人たちがいっしょに現場でものを見て、議論しないとかみ合わないと考えた。

・沼沢篤(土浦)

現場を踏めば室内で議論したとき以上に認識が深まって、本質により近づけるのではないのか。

⑥記録の重要性

・奥井(土浦)

(次のステップに役立つ)

土浦では苦勞して作った記録が次のステップに移るときに役に立っている。ほかのところでも記録を残すといい。

落合(横浜)

(活動家だけでなく市民にわかる形が望ましい)

地元の活動家だけでなく地元の市民にもわかるようなものを作っておくとよい。

⑦環境保全の条例

杉浦(金沢)

環境基本法に基づいて自然環境を守る条例を自治体で作ることを呼びかけたい。

3. 全国実行委員会について

(全国実行委員会の運営組織)

共同代表			
奥井 登美子	保母 武彦	大熊 孝	
事務局			
石田 幸彦		原田 泰	
全国実行委員			
石神 正浩	金子 博	木原啓吉	木原 敏
相楽 治	崎山 正美	島 正之	竹内 明子
田中 秀子	寺井 篤樹	土屋 十園	島山 重篤
姫野 雅義	福広 勝介	宮本 昌博	村上 廣造
森 保文	矢間 秀次郎	横山 十四男	渡辺 佐一郎
竹下 幹夫	田渕 直樹	前田 恭伸	

2004年第2回全国実行委員会(2004.11.27)で確認された名簿です。



2004年度第1回全国実行委員会(4月10日、浜松市にて)

(水郷水都全国会議の会則)

1. 総則

1.1 名称

本会は水郷水都全国会議という。

1.2 事務所

本会の事務所は(事務局長の連絡先)に置く。

2. 目的及び活動

2.1 目的

本会は、全国各地で水環境に関わり活動する市民・団体等を基盤として、お互いの交流を通して全国的なネットワークを形成し、各地の課題と共通の課題の解決策を探り、新たな目標を共有し、未来につながる水郷水都の水文化をはぐくむことを目的とする。

2.2 活動

本会は、上記目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1)全国大会の開催
- (2)情報を交換・共有する場の提供
- (3)情報の記録及び発信
- (4)その他、本会の目的に沿った活動

3. 全国実行委員

全国実行委員は、本会の運営に継続して参加可能な市民及び団体等からの代表者とし、各団体からは一名程度とする。

4. 役員とその職務

4.1 役員の構成

本会は以下の役員を置く。

- (1)代表 : 複数の場合は共同代表とする。

(2)事務局長及び次長

(3)監事 :2人

4.2 役員の選出

役員は、全国実行委員会において選出される。

4.3 職務

(1)代表は本会を代表し、活動を総括する。

(2)事務局長及び次長は、全国大会の企画を支援し、Web の管理・記録などを総括する。

(3)監事は、本会の運営や会計を監査する。

5. 全国実行委員会

全国実行委員会は、毎年一回以上開催し、本会の活動を審議するとともに、全国大会を開催する大会実行委員会を承認する。

6. 全国大会

全国大会はその都度承認される大会実行委員会が企画・運営する。

7. 会計

7.1 本会の事務局経費

事務局経費は事務局長が管理し、監査を受け、全国実行委員会に報告・承認を受ける。

7.2 全国大会の会計

(1)全国大会の会計は、大会実行委員会が独自に掌握し、監査する。

(2)全国大会の会計報告は、大会実行委員会が大会後の全国実行委員会に報告する。

(付則)

1. 本会則は 2004 年 4 月 10 日より発効する。

4. 参考書籍、ウェブページ

(1) 書籍

水郷水都全国会議に関係する書籍です。

	書名	概要
1	水の時代をひらく	木原啓吉 編 LGC 総合研究所 (1988) 1,680 円 ISBN: 4-795283-02-8
2	『日本名水紀行一飲んでみたい 水・訪ねてみたい水』	矢間秀次郎 著 主婦と生活社(1988) 1,200 円(絶版) 雑誌コード:61340-28
3	柳川堀割から水を考える 水循環の回復と地域の活性化	広松伝 編 藤原書店 (1990) 2,039 円 ISBN: 4-938661-08-X
4	森と海とマチを結ぶ ー林系と水系の環境論	矢間秀次郎 編著 北斗出版 (1992) 2,100 円 ISBN: 4-938427-65-6
5	宍道湖物語 ー水と人とのふれあいの歴史	保母武彦 監修、川上誠一著 藤原書店 (1992) 2,940 円 ISBN: 4-938661-54-3
6	都市の川ー隅田川を語る	隅田川市民交流実行委員会 編 岩田書院 (1995) 2,548 円 ISBN: 4-900697-37-0
7	あなたの川は元気ですか ー川仲間を求めます	石田幸彦 著 百水社有限会社 (2002) 1,365 円 ISBN: 4-7952-6496-1 C-0036

(2) ウェブページ

● 水郷水都全国会議のホームページ

水郷水都全国会議のホームページには、その年の大会に関するお知らせ、実行委員会の記録などが掲載されています。

<http://sui-sui.sakura.ne.jp>

以下のページは、2005年1月に調べたものです。ホームページはどんどん変わっていきますので、変更があるかもしれません。

● 各地で開かれた水郷水都全国大会の報告が掲載されているページです。

回	開催地	内容
8	新潟市	第8回水郷水都全国会議新潟大会 資料室 http://suigou8.gooside.com/index.html
9	八王子市	第9回水郷水都全国会議たま大会 資料室 http://tamasui9.gooside.com/
12	徳島市	水郷水都全国会議・徳島大会報告書「川と日本」 http://www.soratoumi.com/river/suigou/
14	気仙沼市	第14回水郷水都全国会議in気仙沼 http://www.echna.ne.jp/~yukkun/SuigoSuito.htm
17	高野山	大阪自然保護協会の紹介ページ 紀伊丹生川ダム建設を考える会からのお知らせ http://www.nature.or.jp/hiroba/kiiniugawa20010818.htm
18	大町市	溪流保護ネットワークでの紹介ページ http://www5.plala.or.jp/Y_YUKI/SABO/SUIGO18.htm

● 全国大会開催に関わった団体等によるページです。

回	開催地	内容
1	松江市	(財)宍道湖・中海汽水湖研究所のページ http://sula0013.soc.shimane-u.ac.jp/kisui/kisui.html
2	土浦市	社団法人 霞ヶ浦市民協会 http://www.kasumigaura.com/
3	富士市	
4	中村市	
5	柳川市	筑後川水問題研究会 http://www2.ktarn.or.jp/~mine-i/untitled.htm
6	小山市	思川開発事業を考える流域の会 http://www.thinkjapan.gr.jp/~omoigawa/
7	高槻市	
8	新潟市	新潟水辺の会 http://www.niigata-mizubenokai.or.jp/
臨時	桑名市	
9	八王子市	
10	釧路市	
11	横浜市	
12	徳島市	吉野川みんなの会 http://www.daiju.ne.jp/
13	米子市	
14	気仙沼市	
15	宮古島	
16	東京都	神田川を考える会 http://www2u.biglobe.ne.jp/~k-kawa/
17	高野山町	玉川峡(紀伊丹生川)を守る会 http://www5a.biglobe.ne.jp/~kiinyu/
18	大町市	北アルプス「川と湖の訴訟」のホームページ http://homepage2.nifty.com/suiriken/
19	鶴岡市	
20	浜松市	

編集後記

水郷水都全国会議20年記念事業は、2003年9月に山形県鶴岡市で開催された第19回大会で実施が決まりました。奥井登美子共同代表を中心に相楽治(新潟)、村上廣造(大阪)、渡辺佐一郎(静岡)、田渕直樹(徳島)、原田 泰(事務局)からなるプロジェクトチームが作られ、浜松大会での記念シンポジウムとパネル展示を行うとともに、記念資料集を作成することになりました。

記念シンポジウムとパネル展示は、財団法人日本科学協会(日本財団助成事業)の平成16年度「水域環境をめぐる学習活動等の成果公表支援」事業による助成支援を受けました。また「各地からの報告」の編集に関しては岩崎淳子さんから過去の大会関係者に対するアンケート結果を提供していただきました。財団法人日本科学協会の支援と岩崎淳子さんの協力に感謝いたします。

この記念資料集は水郷水都全国会議のホームページからオンラインでダウンロードできるようにしたいと思います。ホームページには、水郷水都全国会議の様々な活動の情報が掲載してありますので、ぜひご覧ください。

水郷水都全国会議は、情報交換のためのメーリングリストも活用しています。参加は自由ですので、地域の水環境を守る活動に興味のある方は下記のアドレスにご連絡ください。

この記念資料集が、水郷水都全国会議のこれまでの成果と果たせなかった課題を振り返り、新たな活動の糧となることを願っています。

2005年5月25日

水郷水都全国会議、20年記念事業プロジェクトチーム

水郷水都全国会議の連絡先

(事務局) 〒 199-0101 神奈川県相模湖町与瀬 152-4 石田 気付
電話:0426-84-4117

(ホームページ) <http://www.sui-sui.sakura.ne.jp>

(メーリングリスト問合せ先) sui-sui-admin@sui-sui.sakura.ne.jp